

第四百十回 参議院環境特別委員会會議録第九号

平成九年五月二十八日(水曜日)

午前十一時十二分開会

委員の異動

五月二十七日

辞任

長谷川 清君

補欠選任

吉田 之久君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

狩野 安君

成瀬 守重君

山下 栄一君

大淵 絹子君

景山俊太郎君

河本 英典君

谷川 秀善君

馳 浩君

平田 耕一君

山本 一太君

足立 良平君

加藤 修一君

寺澤 芳男君

吉田 之久君

小川 勝也君

竹村 泰子君

有働 正治君

末広真樹子君

国務大臣

国務大臣
(環境庁長官)

政府委員

環境庁長官官房
長

石井 道子君

岡田 康彦君

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

環境庁企画調整局長

説明員

事務局側

第一特別調査室

防衛施設庁施設課長

国土庁地方振興局長

外務省総務課長

文部大臣官房審議官

農林水産省農政課長

農林水産省農政課長

農林水産省農政課長

農林水産省農政課長

農林水産省農政課長

農林水産省農政課長

農林水産省農政課長

農林水産省農政課長

農林水産省農政課長

農林水産省農政課長

農林水産省農政課長

農林水産省農政課長

農林水産省農政課長

農林水産省農政課長

農林水産省農政課長

農林水産省農政課長

農林水産省農政課長

農林水産省農政課長

農林水産省農政課長

農林水産省農政課長

農林水産省農政課長

農林水産省農政課長

農林水産省農政課長

農林水産省農政課長

農林水産省農政課長

林 五津夫君

小竹 秀雄君

猪野 穰君

古屋 昭彦君

高 為重君

太田 信介君

江頭 輝君

松尾 隆之君

松永 和夫君

橋本 健君

白波瀬正道君

本日の会議に付した案件

○環境影響評価法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(渡辺四郎君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨二十七日、長谷川清君が委員を辞任され、その補欠として吉田之久君が選任されました。

○委員長(渡辺四郎君) この際、御報告申し上げます。

去る二十一日の委員会における山下栄一君の質疑に対する石井環境庁長官の答弁につきまして、速記録を調査し、不適当な箇所について取り消すことといたしました。石井環境庁長官。

○国務大臣(石井道子君) 私の発言の件につきましては、委員長初め理事の皆様方に御迷惑をおかけいたしました。まことに申しわけなく存じております。

○委員長(渡辺四郎君) 環境影響評価法案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○平田耕一君 よろしくお願いたします。

持続可能な経済社会の構築を図るために、環境保全の基本的理念とこれに基づく基本的施策の総合的な枠組みを示すものとして環境基本法が制定されたわけであり、そして、その流れを受けまして本法案が提案された、こういうことであらうかというふうに思います。そして、この法案は、本年二月に提出をされました中央環境審議会の答申におおむね基づいているものであるというふうに認識をするわけでございます。したがって、そのことを少しお尋ね申し上げたいと思います。

その審議会の答申の二ページの「制度の見直しの基本的考え方」の項に、環境上の配慮を「国が許認可等の関与によって確保することが可能な事業」、こういうふうにあるわけであり、法案も厳密にそのようになっているわけであり、環境への配慮を確保できない事業については、どうするかという点について、まず御返答をお願い申し上げます。

○政府委員(田中健次君) この法案におきましては、先生今お話がございましたように、答申を受けて、法案も作成いたしましたように、規模が大きく、それから環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあり、かつ国が実施をし、または許認可等を行う事業、これを対象としているわけでございます。

環境影響評価の実施を義務づけまして、環境影響評価の結果により環境の保全を確保しようとする以上、その結果が何らかの形で担保されるということが必要でございまして、そのための仕組みといたしまして、環境影響評価の結果を許認可等に反映することによりまして環境の保全についての適正な配慮が行われるようにする、こういう必要があったわけでございます。

それから、地方分権の流れの中で、国と地方との適切な役割分担を図る必要がある、こういうことから、本法案の対象となる事業につきましては、国が実施をし、または許認可等を行うという国の関与を定めたものでございます。そうしたことでこの対象事業の整理をいたしたわけでございまして、私どももいたしましては、今回はこの答申の趣旨に沿ってこういう整理をいたしたということでございます。

先生今お尋ねがございましたが、これ以外の事業があるのではないかと、許認可にかかわらない事業

業があるのではないか、こういうことでござい
ます。これらにつきましては今回はこの法案の対象
にはいたしておりませんで、それらにつきましては
地方は地方で地方分権の観点からいろいろ対応
されるということでございます。

今回は答申を受けましてこういう整理をいたし
たということを御理解賜りたいと存じます。

○平田耕一君 出された法案だけいきますとそ
れはよくわかるわけですが、例えば、私は
根本的なことを、ちょっとこれは余りよくない
じゃないかということをお願いしてあるので大変
言いにくいんですが、審議会の答申の前文
とか、環境基本法、それから今回の法案の提案理
由も、その文章をつらつらと読んでいきますと、
やっぱり持続可能な経済社会の構築というのは、
多分に国民なりそれぞれの事業者が必ずしも国の
事業でなくても自律的に環境に対する配慮をやっ
ていく社会だと、これを目指すんだというふうに
明確に書いてあるわけでありまして。

そんな中で、国が行う、国が許認
可を与える、そのことについてやるということに
ついて、法案をつくるのはこれで結構であ
りますけれども、大きな前文のうたい文句からい
きますと、余りにも部分的な現象ではないのか
というふうには思っています。国が関与し、ある
いは国が行う事業については、法案がなくてもこ
れだけの手続をやろうと思えば実施できるわけ
ありますから、むしろ今日のいろいろな問題で大事
なのは、みんなが、国が関与しない、国が行わな
い事業も総合的に自律的にやれる法案をやったり
目指すべきではないかというふうには思っています
が、再度、その私の考え方について何か御意見が
あれば、どなたでも結構ですが、お聞かせいた
だきたいというふうに思いますけれども。

○政府委員(田中健次君) 本法案の対象事業につ
きましては、ただいま申し上げましたように、答
申を踏まえてこのような内容にいたしましたわけ
でございます。その前提には、昭和五十九年から閣
議要綱によりましてアセスメントを実施してきた

という経験と経緯もあるわけでございます。そ
ういうものも踏まえて今回この法案
になったということで、そういう意味でぜひ御理
解を賜りたいと存じます。

○平田耕一君 私は、この提案理由を読んで、こ
のことを素直に解釈して、そして御質問を申し上
げていきたいというふうには思っていますけれども、
提案理由に、一ページの終わりの方にそのおっ
しゃったことが書いてあります。閣議了解以来取
り組みが進んで、多くの地方公共団体においても
環境影響評価制度が整備されるなど、着実な進展
を見てきたところでありますが、そして、行政運
営の公正の確保と透明性の向上も求められ、国と
地方の役割の分担のあり方も示されるなど、新た
な状況が生じてきております。そのことに適切
に対応するために、とりあえず国がやることだけ
決めましたというのは余り適切ではないというふ
うに私は思います。

この適切な対応というのは、今後国が行う、国
が関与する以外についても何らかの方向性という
か、そういうものがあれば、やっぱり環境庁とし
て皆様方にお示しをいただく必要があるんじゃない
かなというふうに思いますので、どうぞお答え
いただきたいと思います。

○政府委員(田中健次君) 先ほども申し上げま
したように、審議会の答申を受けて、国が行う
べきアセスメントの対象事業、それが適当かとい
うことで、国の立場から見ると一定の水準を確保し
た環境影響評価をする必要がある事業、こういう
言葉があるわけでございます。そういうことで
私どもとしては、過去の経緯、それから答申の趣
旨等も踏まえてこういう整理にさせていただ
いたわけですね。その背景には、国と地方との役割
分担ということもあるわけでございます。そう
したことで整理をいたしたということございま
す。今後この法案が成立した際には、またいろ
ろと実績を積み重ねていくという経緯になるわけ
でございます。そういう点も踏まえて、とりあ
えず今回こういう形で法案をまとめたわけござ

いまして、その点はぜひ御理解をいただきたいと
存じます。

○平田耕一君 答申のことをそのまま盛り込んだ
法案であるから了解せよということでありませ
ん。それは了解をいたしますけれども、しかし環境行
政はこの答申すべてではないというふうには私は明
確に思いますので、今後の御検討をよろしくお願
い申し上げます。

そして、先ほどお答えの中で、国と地方の分
担、こういうふうには言われました。国が行う、国
の関与する事業はこの手続でよしといたしまし
て、それでは、今おっしゃられた地方の分担とい
うことについてはどのように具体的に考えるのか、
お答えをいただきたいと思います。

○政府委員(田中健次君) このアセスメントの制
度につきましては、経緯から申しますと、国が昭
和四十七年ごろから公共事業につきましてアセス
メントを始めまして、その後個別法で、港灣法あ
るいはその他の法律の改正もいたしまして、個別
に環境影響評価を導入する制度も図りました。そ
れから、環境庁といたしましては、昭和五十六年
から法案を提出したところでございます。

その過程で、地方におきましてもいろいろと条
例なり要綱で制度が進んでまいりました。そうい
うことで、地方につきましても現在五十一の自治
体で条例なり要綱でアセスメントが行われてい
る、こんな実態にあるわけでございます。

そうしたことを踏まえて、私どもとして
は、今回の整理で、国が対象としております事業
以外の事業につきまして地方でそれぞれやってい
ただくということについては、この法律に抵触し
ない限り何の問題はない、こういう整理にいたし
ております。地方の方でそれぞれの御判断でい
ろいろ環境影響評価等の環境保全施策をやってい
ただくということで、私どもの制度と国の制度の
仕分けをいたしまして、両々相まって環境保全が
進展する、こういうふうな考え方整理をいたし
ておるところでございます。

○平田耕一君 そうすると、この環境影響評価法
案で、国が行う、国が関与する事業について行
うと、そして地方は地方で、今五十一やってい
るじゃないか、さらにそれを充実していきたくれ
と、明確にこの分担ということを宣言されたんだ
ろうというふうには思いますので、それはそれで今
後の推移を見たいというふうには思います。

しからば、国が行いあるいは国が関与するこの
法案でございますけれども、そのことでちょっと
お尋ねをいたしますけれども、方法書についても
いろんなさまざまな意見を集め、あるいは評価書
もいろんな意見を集めるわけでありまして、それ
ども、そして評価後、前提が、もちろん国が環境に
対する配慮を担保できる事業ということで事業選
定しておられますので、これは当然なのかもしれ
ませんけれども、そのことを具体的に国の許認可
等に反映して環境への配慮を担保するという法案
に実際になつていくわけですね。

そして、同じくやっぱりその答申の中に、その
ことは十分認識しつつも、規制緩和が行われる場
合や、国と地方との役割分担が見直される場合に
は、その時点で本制度の対象事業のあり方につ
いても再度検討が行われることが適当であると、こ
ういうふうには答申で述べておられるわけであり
ます。その答申に忠実にいくとすれば、確実に現今やっ
ておる規制緩和をどんどんしていくということ、
それからこの環境影響評価法案が現実に規制で
もって成り立っていくということについては大き
な矛盾だということにみずから書いてあるわけ
なんですけれども、その辺についてはいかがお考
えでございますでしょうか。

○政府委員(田中健次君) 本法案につきま
しては、先ほど来申し上げておりますように、国の立
場から見ると一定の水準が確保された環境影響評価
を実施することにより環境保全上の配慮をする必
要があり、かつ国が実施をし、または許認可等
を行う事業を対象としていくわけでございますが、
今お話がございましたように、仮に事業にかかわ
ります規制緩和が行われた場合等でございます

れども、事業の許可等自体についての見直しが行われた場合につきましては、その時点で本制度の対象事業のあり方についても再検討を行うことが適当というふうに、これは答申にもそういうふうなことを踏まえまして、そうした時点で必要に応じて私どもは対応をまいりたいと、こういうふうに考えておるところでございます。

この法案の策定に当たりましては、現時点の仕組みを前提として制度を最善の仕組みとすることが適当と考えておられまして、私どもとしては、そういうことで整理をさせていただいております。

○平田耕一君 もう一度法案の提案理由に戻ります。

環境影響評価制度をめぐり新たな状況が生じてきております。こうした状況に適切に対応するための法案として、ただし申しわけないが現今の規制のもとに法律をつくって、そして新たな状況ができたその都度対応しますというの、新しい法律をつくって審議をするに当たって、まことに私は張り合いのなさを覚えておりますので、これ、どういふことなのか、なぜ今新しく法案を提案するに当たってそういったことを真摯に取り込めないのか。

私が申し上げたいのは、何も環境上の配慮を既存の規制、いろんな許認可にのっとってやっていかなくても、環境庁なりいろんな組織でダイレクトに、環境のための保全命令であれ指示であれ、ダイレクトに出してやっていくのが本筋じゃないかなというふうに思いますし、そういう基本的な法案にすれば、何も今みんながやろうとしている規制緩和にその都度対応するというようなことは必要ないわけですが、それについてはいかがでしょうか。

○政府委員(田中健次君) 環境影響評価制度におきましては、手続の過程で収集あるいは形成された環境情報、これが事業の実施に關します意思決定に的確に反映されることが必要でございます。このための仕組みといたしまして、本法案で

は、事業の特性を熟知いたしております、事業の実施自体についての許認可を有する主務大臣が、環境庁長官の意見を踏まえながら許認可等を通じてアセスメントの結果を反映させていく方法が実効を上げることができると、こういうふうな判断をいたしたわけでございます。この場合でも、環境庁長官の述べた意見につきましては、許認可等を行う者に十分の重みを持って受けとめられるものと考えておられまして、その意見の内容は十分その審査結果に生かされまして、環境保全上適切な配慮が行われることになるものと考えております。

こういう考えで本法案を仕組んで整理をして提案させていただきます。

○平田耕一君 言いたいことはわかっていただいたと思っておりますので、自由民主党でございます、賛成いたしますけれども。

そこで、先ほどのお話を受けまして、そうしますと主務大臣という話が出てまいりまして、法案の中身のうちちょっと細かいことを聞きますと、法案の二条の二の該当事業の規定がございまして、その中で、これは法制上このようにしたというふうにお聞きをしたんですけれども、今申されたように、国が行う事業というのはやっぱり主務大臣というものが主導権をもって判断をし、そして他省庁の認可が要るのであればそれはそれでやっていくということをお答えになったというふうに思っています。

そういったしますと、二条の二の「国が行う事業(イ及びホに掲げるものを除く。)」の「イ及び」という文言が不要になるんじゃないかなと思ふ。二の国が行う事業、そしてホ、国が行う事業のうち、法律の規定とか許可を必要とするもの、二とホに国の事業が規定してあるわけですから、御説明によりまして、そのイにも国の事業が含まれるんだと。その違いは何だとお尋ねをいたしましたら、イは、主務大臣はさき知らず、とりあえず許認可をする省庁の大臣のところへ届け出ることなんだ、ホは両方へ届け出ることなんだ

と、このように私は聞いたんです。

今おっしゃったことで、やっぱりすべからず国が行う事業というのは、他省庁の認可が要ることであっても、担当の主務大臣というのは必ずそれは報告を受け、事業に対する責任を持っていくわけでありまして、私はホだけで足りるんじゃないかなと。そうすると、二の「国が行う事業(イ及びホに掲げるものを除く。)」の言葉のうち、「イ及び」というのが要らないというふうな思いますので、それはもう一度御説明いただければいいでしょうか。

○政府委員(田中健次君) 今お話ししました法案の第二条第二項第一号のイからホまでの規定につきましては、この区分によりまして環境影響評価の指針等を定める主務大臣あるいは評価書の送付先等が決定をされることになるわけでござい

ます。

具体的に、同号のホでございしますが、ホにつきましては、主務大臣や評価書の送付先等が事業の実施に關する事務を所掌する大臣及び事業についての免許等を行う者の両者になるような場合を想定いたしまして設けた規定でございます。

この法案におきましては、当該事業につきましての知見を有しております者が主務大臣として指針を策定したり、あるいは評価書について環境の保全上の審査を行うことが最も適当であるという考えに基づいておりまして、このような観点から、対象事業について、事業についての免許等を行う者のみが事業についての知見を有しておる場合、これが一つでございます。それから二番目に、事業につきましての免許等を行う者に加えまして、事業の実施に關する事務を所掌する者が事業についての知見を有している場合があると考えられることから、今申しました前者につきましては同号のイとして規定をいたしまして、後者については同号のホとして規定をすることとしたものでございます。

この規定につきましては、こうした区分を設けることによりまして、先ほど申しましたように、

主務大臣や評価書の送付先に係る規定の部分をこの法案でより簡潔に規定できるという、これは立法技術上、立法技術上の理由によるものでございまして、この点をぜひ御理解賜りたいと存じます。

○平田耕一君 そのことはそのぐらいいにしまして、次に行きたいというふうに思います。

この法案による期間がそれぞれあるわけですが、けれども、評価方法書ができてから、評価の実施期間が無制限になっておるわけなんですけれども、これによって相当期間経れば評価方法書の自身自体が陳腐化する可能性があるというふうな思いはありますが、それについていかがお考えかお答えいただけますか、もう一つ、評価終了後、公示期間については無制限になっておるわけでありまして、これも答申の中には、もしかしら無制限というのはいさめめかもしれない、そういった場合はまた自主的にやりなさいということが書いてあるわけですね。

そういうことで、具体的に評価の自身が陳腐化しなかった物件というのが、申しませんけれども、かなり出てきておるような気もいたしますので、そのことについて二点、期間が無制限になっていることについてのお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○政府委員(田中健次君) 本法案は、環境影響評価の結果を許認可等に反映させる仕組みでございます。まず先生お尋ねの、事業者が例えば評価の項目を選定してからその後準備書を作成するまでの間に時間が過ぎると、その間に状況が変化をしたり、いろいろ環境保全上の問題が出てくるのではないかと、こういうお尋ねが一点だと思ひますが、これにつきましては、事業者が具体的な調査、予測あるいは評価を進める過程で状況の変化が生じた場合等には、その変化に應じて、事業種ごとに定められた指針あるいは環境保全上の見地から述べられました意見等に対応しながら環境影響評価の項目を適切に見直すことが可能と考えております。

さらに、調査等の結果として取りまとめられま

した準備書に對しましては、地方公共団体あるいは住民等からの再度の意見提出機会を設けておりますとともに、評価書の段階で環境庁やあるいは主務大臣が意見を述べるプロセスがございます。その過程で必要があれば追加調査等が行われる仕組みとなっておりますことから、御懸念のような場合にも適切な対応ができるというふうに考えております。

それから、環境影響評価を実施してから長期間を経過してもなかなか着工がされない事業等についてのお尋ねが二番目だと思ひます。

環境影響評価の手續の終了後、許可等がなされた事業につきましては、事業の実施に對します許可等が見直される場合、その許可等そのものが見直される場合はともかくいたしまして、環境影響評価を再実施することにつきまして、これを一律に法律上の義務として課することはなかなか難しいというふうに考えております。また、環境の状況の変化が事業者以外の者の行為によることが明らかな場合など、事業者が再実施を義務づけることが必ずしも合理的とは考えられない場合もあるわけがございます。

このようなことから、法案では第三十二条におきまして、一定の場合を特定いたしまして、これは必ず再実施を義務づけることとはせずに、事業者が再実施できる旨の規定を置くことにより、実質上適切に再実施が行われるよう措置したものでございます。

ということで、一律に義務づけるのはなかなか難しいけれども、再実施が事業者の自発によってできるように、そういうことで制度を構築しております。ことを御理解いただきたいと思います。

○平田耕一君 それについては、後者の問題につきましまして、ぜひとも環境庁の主導でもって適宜なされたらいいなというふうに思ひますので、よろしく御願ひ申し上げたいというふうに思ひます。もう一点、この法律が国の事業ということについて規定をしていくのであれば、港湾についてちょっとお尋ねいたしますが、港湾事業について

は、港湾計画自体が対象になっておいて、港湾事業が対象になっていないということでありまして、それはなぜでございますでしょうか。

○政府委員(田中健次君) 港湾計画に係ります環境影響評価では、計画段階でのアセスメントをするということ、本法律に規定をいたしたわけでございます。

本法案では、何度も申し上げておりますように、規模が大きくて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあり、かつ国が実施し、あるいは許可等を行う事業を対象として選定すること、いたしております。これは、中央環境審議会の答申を踏まえたものでございます。

御指摘の、港湾施設の建設や改良等のいわゆる港湾計画以下の港湾工事についてお尋ねでございますけれども、港湾工事の実施が一定規模以上の埋め立てを伴う場合には、その埋め立てにつきましましては本法の対象になるものでございますけれども、その他の場合につきましては、これはその港湾工事の事業規模あるいは環境影響の点で一般的に他の対象事業に匹敵するものとは考えにくいということから、今回対象とはいたしておらないところでございます。

○平田耕一君 これではまた細かいことが定まるんだと思ひますが、その事業を規定していく政令というんですか、いろんな細かいことが出てくると思うんですけれども、全部その広さとか面積とか量であらわして規定をしていくだろうというふうに思ひ、大きな事業というものを。

その国の行う事業のうち、唯一そういう環境への影響ということが数字にあらわされない事業というのが港湾ではないのかというふうに思ひます。お尋ねなんですけれども、そこを抜いてしまうというのがどうも私は、より海の環境を考えた場合に、これは量でできないし、それからもう一つ、これはお尋ねなんですけれども、その港湾計画、じゃ港湾計画で結構でしょう、そうした場合に、港湾計画には評価方法書がないんですよね、このフローでございます。

それで、先ほど申し上げたように、港湾であればなおさら量とか計数とかそういうものであらわしにくいだけに、より評価方法書というのは重要なんじゃないかなと。小さくても影響は大きいかもしれないし、方法こそが推測する唯一の手だてのような気がする。結果はなかなか海のことでかわからぬと思うし、いろんなことがあって難しいと思うけれども、したがって港湾計画に關する特例手續にも、私はそういった観点で評価方法書をむしろ入れるべきだと思ひますが、これは抜いてあるんですね。それについては、なぜでしょうか。

○政府委員(田中健次君) 港湾計画に係ります環境影響評価では、計画段階でのアセスメントであるという港湾計画の特性を踏まえまして、先生おっしゃいますように、スコーピングの手續を省略いたしております。

具体的には、港湾計画の段階では事業のより具体的なイメージが固まっていないと、こういう一方で、事業を行う場所等が臨海部である点で共通でございます。計画に定められている事項等もおおむね共通であるということから、調査等の項目及び手法についても、あらかじめ定めます技術指針におきまして相当程度定型的に定め得ることができると、こういうふうな判断をいたしておるところでございます。

この場合におきましても、調査等の項目それから手法の選定は、主務大臣が定める技術指針に基づいて行われることとしておるわけでございます。こうした場合で調査等が適切に行われるというふうな考えておるところでございます。

○平田耕一君 これで質問を終わります。ありがとうございます。

○委員長(渡辺四郎君) 本案に對する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後零時五十分まで休みたいします。

午前十一時四十八分休憩

午後零時五十三分開会

○委員長(渡辺四郎君) ただいまから環境特別委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、環境影響評価法案を議題とし、質疑を行います。

○河本英典君 自民党の河本英典でございます。

先般も環境影響評価法案についての質問をさせていただきました。きょうは、本来のアセス法と少し変えまして、先般の質疑の中で諫早湾の干拓問題が取り上げられておりましたので、私も幾つか気になる点がございまして、農林水産省を中心にその諫早湾の問題をお聞きしたいと思ひておるわけでございます。

まず最初にお聞きしたいわけでございますけれども、昭和五十八年にまとめられました諫早湾防災対策検討委員会の中間報告書についてでございます。

新聞等の報道によりますれば、この事業が防災上の効果がないというようなことが書かれておるわけでございますけれども、また、このような立場から質問も幾つか行われておるわけでございますけれども、なぜこういう話になるのか。まさかその中間報告が幾通りの見解を言われておるわけではないと思ひます。お願ひいたします。

○説明員(太田信介君) 諫早湾防災対策検討委員会中間報告書に關する御質問でございますが、この報告書は、漁業者の意向を踏まえまして漁場の確保、それから防災機能の確保の観点から閉め切り規模を比較検討した結果を取りまとめたものでございます。

内容といたしましては、「築堤についての検討」、あるいは「水文水理からみた締切規模」の検討ということで、六千ヘクタール、四千六百ヘクタール、三千三百ヘクタール、三千九百ヘクタールの四つの閉め切り案について検討が行われ

ております。このうち、特に一番小さい三千三百ヘクタール案につきましては、技術的、経済的に問題の多い案というふうな結論がなされておりますが、三千九百ヘクタール、最終的に出された案につきましては「許容しうる案」という形で報告がなされておるわけでございます。

この中間報告書の一部の記述において、申し上げましたように、三千三百ヘクタール案については問題が多いということもありまして、そこあたりが若干誤解に基づくような報道ということになっておるんじゃないかというように推察しております。

現在の事業計画の中身につきましては、この中間報告の結果に基づきまして、さらに漁場の確保、諫早大水害級の洪水を貯留し得る調整池容量、妥当な水準の農地造成面積につきましても検討、調整を行いまして、地元住民、農業者、漁業者、関係市町、県等の総意として、閉め切り面積を三千五百五十ヘクタールといたします現在の計画を昭和六十一年十二月に決定したところでございます。

この現在の計画につきましては、標高七メートルで二門の排水門を有します潮受け堤防、それから潮受け堤防の内側に千七百八十ヘクタールの調整池を設けまして、調整池水位を標高マイナスイーターに管理することによりまして、高潮、洪水の対策、それから周辺低平地の排水改良対策といった防災機能を発揮するものとして計画されておるところでございます。

○河本英典君　そうすると、その中間報告書では、全体が防災上の効果がないと言っているわけじゃないわけですね。

○説明員(太田信介君)　先ほど申し上げました三千九百ヘクタールの閉め切り案からさらに絞り込んでおるわけでございますけれども、その過程におきましては干陸地の面積を絞りながら必要な調整池容量を確保するというで、御指摘のとおり、これが防災上の効果がないということにはならず、むしろしっかりとした防災機能を果たす計画

面になっておるということでございます。

○河本英典君　次に、今話が出ました調整池の効果についてお伺いしたいと思うんですが、潮受け堤防を開け切りの後、去る五月十三日から十四日にかけて諫早湾沿岸地域でかなりの雨が降ったそうでございます。その際の調整池の効果についていろいろな評価があるように聞いておるわけでございます。これについてなぜこういろいろな評価が出るのか、効果があつたのか、なかったのか、農水省にわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

○説明員(太田信介君)　五月十三日から十四日の降雨におきまして洪水被害が発生したのではないかとということでございますが、この二日間にはわたります諫早地域におきます総雨量百六十四ミリという数字が水門のこの管理センターの数字としてございます。そのときの最大時間雨量は四十三ミリという降雨でございますが、降雨の前に調整池の水位は既にマイナスイーターという形で管理しておりました。降雨中におきましても満水の差がございまして、干潮のときには排水門を開いて中の水位を外に流し出すという形で水門操作を行いましたことにございまして、調整池の水位は最高マイナスイーター〇・一メートルまで上昇いたしましたが、その後速やかに低下せるといふ形で、低い水位での調整池の水位が管理されたという実態がございまして。

その結果、諫早湾周辺一市四町におきましては約百六十ヘクタールの農地におきまして一時的に湛水ということが生じたわけでございますが、諫早市ほか四町におきまして農業被害というところで報告されております数字を見ますと、農地、施設それから作物、合わせまして八百万円という被害報告がなされておるわけでございます。実質的には麦を中心といたします作物被害のみという形になっておりまして、被害としては極めて軽微なものであったというように考えております。

なお、単純に比較することは困難でございますけれども、今回の降雨に類似した過去の被害の実

績と比較いたしますと、平成三年七月二十八日から二十九日におきました雨、これは期間内の雨量が百四十八ミリ、時間雨量二十九ミリという雨でございます。このときの農業被害額は諫早市のみの数字が記録されておりますけれども、農地、施設、作物、合わせまして四億二千八百万円という数字が記録として残されております。さらに、平成四年八月十五日の雨でございますけれども、雨量として百五十四ミリ、時間雨量五十四ミリという雨に対します農業被害額、この場合は作物被害が数字として残っておりませんけれども、農地、施設について三億六千三百万円というふうな被害が記録されておまして、このことから防

災効果があつたものというように考えております。

○河本英典君　だから、最初の質問と一緒に申し上げますけれども、防災上の効果がないと言われるのは農水省としてはまことに遺憾であるというところなんでしょうね。お話を聞く限り、それなりの効果があるように思われるわけでございますけれども、次に、環境モニタリングについてお伺いするわけですが、この諫早湾は環境モニタリングを実施しながら工事を行っているとのことでありまして、具体的にどのような環境モニタリングを実施されているのか、また、潮受け堤防外側で干潟の再生促進を検討しているというふうな聞いておりますが、その検討状況を説明していただけますか。

○説明員(江頭輝君)　まず、環境モニタリングでございますけれども、事業の実施に先立ちまして環境影響評価を行いましたけれども、その際に定められました環境モニタリング計画に沿いまして、水質、底質、大気質、それから野鳥、水生生物等の調査を現在行っております。こういうことによりまして、工事による周辺地域の環境への影響が最小限になるように努めているところであります。

それから、干潟の再生促進についてでありますけれども、これも環境庁長官の意見がございま

て、それを踏まえまして潮受け堤防の外側に干潟をなるべく早く再生する、そういう観点から現在、実験的に干潟再生促進施設を設置し、実証的な調査を行っております。

その内容といたしましては、干潟の再生の状況、それから底生生物や鳥類等の生息状況がどう変わっていくか、こういったことについて調査を実施しております。今後、これらの調査結果を踏まえまして、潮受け堤防が完成しました後に干潟再生促進のための本格的な適切な対策を講じる予定にいたしております。

○河本英典君　いろいろ聞かせていただいたわけでございますけれども、私がなぜあえてこの諫早湾の問題を農水省にお聞きしたのかといふと、私も実はテレビでこの諫早湾の報道を聞いたわけでございますけれども、何かあれを聞いていますと、環境を無視して農地をつくらうと、干拓しておると。今もちやうどJ.A.のいろいろ陳情を受けたところなんですけれども、お米は減反せいと言っているようなときに何で農地をつくらにやいかぬのかと、そんな中で要らぬ農地をつくるために環境を破壊して農地をつくっているじゃないかというふうな印象をまず受けたわけでござい

ます。それなりに事業の根拠というのは、もちろん何もなしにされるはずはございませんけれども、十分な調査をやられて、いろいろ考えてやられていることはわかるわけでございまして、なぜ今突然にこの諫早湾の問題がクローズアップされるのか。もちろん環境委員会でございますので我々は環境の観点から議論するわけでございまして、事業との兼ね合いという意味ではアセス法案の中にある事業者云々の話と関連するわけでございまして、昭和六十一年から実施してこられた事業について、なぜ今になって突然、印象としては降ってわいたように議論が行われているのかなというふうな思われるわけでござい

ます。我々はその印象を持っておるわけでござい

ますけれども、地元の人というのは一体どのような考えでおられるのかなというふうに思うわけでございます。その辺、行ってこられた方もおられますし、私は行ったわけじゃないんですけど、これからですけれども、地元が全部こぞって反対しているわけでもないでしょうし、何%がどうだということの意味のないことですから、とにかく報道というのはすぐ熱くなりますので、この間の沖繩の問題もそうでございますけれども、何か沖繩じゅうが反対しているような話になっておりまして、基地を認めて調印されている方もおられますけれども、一部の反対されている方々がおられるということが非常に取上げられるという、そんなことで、一度農水省に聞いてみたいなと思って、あえてこの諫早湾のお話を聞かせていただいております。

地元の話として伺いたいわけでございますけれども、地元の状況というのは一体どういふものかということ、地元が本来どういふことを希望されておられるかということをわかりやすくちょっと説明していただければいいかな。

○説明員(江頭輝君) 先ほど事業の経緯について事業計画課長から御説明がありましたけれども、諫早湾の干拓事業につきましては非常に長い経緯があるわけがあります。その間に、県あるいは関係市町、地元において長い議論がなされてきております。現在の事業の内容、規模は、先ほどの御説明にありましたような経緯を踏まえておりまして、漁業者を含めた地域の住民、農民の方々の地域の総意として規模、内容がまとめられている、こういう経緯がございます。

そういう経緯もございまして、地元にとっては待望久しい事業でありまして、漁業者を含めて地元住民の大多数は事業の推進を強く要望しているところでもあります。現に、閉め切りに当たりましては、長崎県あるいは関係市町、それから地元住民、農業者、さらに関係漁業者から農水省に対して、繰り返し早期閉め切りの要請があったところ

であります。

それから、先ほど御質問がありましたように、閉め切り後に事業の見直しを求めている運動がある意味では降ってわいたように出てきたわけですが、これも、これにつきましては、これら地元の方々は本当に戸惑いを見せておられるという状況でございます。

以上です。

○河本英典君 地元は長年の悲願として非常に望んでおられるというふうに認識していいわけですね。

もともとあの地域は火山灰が大変多く昔から水の流れて悪くて、そういうことをせにいかぬところであるというふうなことで、何か古くは推古天皇のときに及ぶんだというふうな話も聞きまして、現在のこの数ヶ月の報道を見て知る範囲と随分違った内容だということを感じておられるわけでございます。もちろん、環境という立場からムツゴロウの話が云々と出てまいりまして、ムツゴロウが大切なのか地元の生活が大切なのかということにもなるわけでございますけれども、その辺はこれからいろいろ議論していったらいいと思うわけでございますけれども、あえて少しそういつたお話をさせていただいております。

農水省への質問はそのぐらいいらせていただいで、きょうは環境特別委員会ですので環境庁の方にもちょっとお聞きせにいかぬと思っております。

今、諫早湾の干拓事業につきましては環境庁の姿勢を問うような意見が見られるわけでございますけれども、本事業については、昭和六十三年の公有水面埋立法の系統の際に長官意見を述べられたことを初め、これまでも環境庁として必要な環境保全面での関与をしてこられたわけでありまして、これから環境庁として環境保全のために必要なことをやっていく姿勢はお持ちであると思うわけでございますけれども、この問題についての基本的な姿勢を長官に御説明願いたいと思っております。よろしくお願ひします。

○國務大臣(石井道子君) この問題につきましては、今、大要議論が活発に行われているところでございます。環境庁といたしましては、本事業については環境保全の観点から過去三回にわたって意見を述べてまいりました。そして、この意見に沿って十分な環境保全対策が講じられることが重要であるというふうに考えているところでございます。

先ほど農水省の方からも御説明がございましたけれども、このような状況になったことを踏まえて、私は先日、農水大臣にお目にかかりまして、環境庁の意見の内容について環境保全のために万全を期していただきたいということを申し上げてまいりました。そして、今後の環境保全対策について農水省との連携をさらに強化する必要があるということを感じまして、その体制を整備するように事務方に指示をしたところでございます。

潮受け堤防閉め切り後の環境の変化にも速やかに対応が図られるようにということで職員を現地に派遣いたしましたところでございますが、地元の長崎県に対しまして、監視体制の充実とそれから環境庁との密接な連絡をお願いしたところでございます。さらに、水質汚濁負荷削減対策につきましましては、生活排水の処理の問題もありまして、なお一層の努力を必要とするところから、今後とも関係機関に強力に働きかけていきたいというふうに思っております。

環境庁といたしましては、これまでの環境庁の意見をたびたび申し上げてまいりましたことを基本として、そして環境の状況の変化にも十分に目配りをしながら、今後も必要に応じて本事業の環境保全について必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

○河本英典君 この間かなりお話が出ていましたので、早速動いていただいたのかなというふうな気がいたしますけれども、立場はちょっと違いますが、でございますけれども、環境庁というお立場でぜひとも頑張りたいと思っております。

います。

先ほどから言っておりますように、本事業の実施に關しましては、本場にムツゴロウが大事なのか、そこにいる人が大事なのかという、これは極論でございますけれども、そんな議論にさえ聞かざるわけでございますけれども、本来、環境保全の見地からはより幅の広い問題であると思うわけでありまして、これらにつきまして環境庁として対応した意見をおっしゃってきていると思うわけですが、これも、これまで環境庁がおっしゃってこられた意見の内容について、たくさんあるか少ないか知りませんが、具体的に教え願ひしたいと思います。

○政府委員(田中健次君) この事業につきましては、昭和六十三年に公有水面埋立法の当初の系統がございました。それから、平成四年に事業計画の一部変更に伴う手続がございまして、これらにつきまして環境影響評価が行われ、それぞれ環境庁の意見を述べているところでございます。これに加えて、ことしの三月には環境保全対策の実施状況等につきまして検討した上でさらに意見を述べております。

こういうことで、この三回の意見の内容は広範多岐にわたりますけれども、その要点を申し上げますと、意見の主要なものは、自然環境の保全に係るものと水質の保全に係るものでございます。

まず、自然環境の保全面につきましては、この事業の実施に伴い潮受け堤防内側の干潟は消滅することになります。そこで形成されます調整池はヨシ原等の新たな豊かな生物環境となることとが予想されますことから、そこにおきまして自然植生の維持を求めました。

それから、諫早湾におきましては、有明海の潮流によりまして次々と干潟が生成されることから、潮受け堤防の前面部、外側にもいずれ干潟が形成されると考えられるところでございますけれども、長期を要します自然の推移に任せるのではなくて、当面、堤防前面部においての干潟の再生促進の対策の実施を求めました。

また、この事業が有明海におきます重要な渡り鳥の渡来地を改変するところから、有明海全体の広域的観点からの追跡調査を求めたところでございます。

次に、水質保全面でございますが、調整池へ流入いたします汚濁の負荷削減対策を求めまして、特に下水処理施設からの処理水の放流先を潮受け堤防の外側から内側に変更するという平成四年の事業計画の変更につきましては、予測の前提となりました高度処理の導入を含みます下水道の整備等の汚濁負荷削減対策の確実な実施を求めました。

また、水質汚濁未然防止の観点から、排水門の操作にしまして、昭和六十三年には定期的なフラッシュ操作が行えるような配慮、それから平成四年には調整池全体の流動を促進するための排水門の適切な操作が行えるような配慮を求めたところでございます。

また、工事中はもちろん、工事完了後につきましても環境モニタリングを求めますとともに、モニタリングにつきましても監視計画の策定、それから実施結果の公表、それからこれを踏まえた対策の検討、こういったものを求めているところでございます。

○河本英典君 私も行ったことのないところの話をしておりますので、非常にしゃべりにくいところもありまして、これだけ質問するなら行っておけばよかったなと思っておるんですけれども、本当にかなり広大なところで、いろんなことを考えていただいて、渡り鳥の話も出たわけでございます。

自然環境保全や水質汚濁防止のことについていろいろ考えていただいて、意見を述べていただいたわけでございますけれども、大切なのは、これから進行するわけでございますけれども、これからのフォローアップというんですか、これからどうしていくかということが非常に大事になると思うんです。

先ほど長官も農水省と連携してというふうにおっしゃいましたので、事業者である

農林水産省との連携を本当にしっかりと図っていただきたいというふうにお願ひするわけでございまして、どのようにつなげていけるのか、考えておられることがあったら少しお聞かせ願ひたいのですが。

○政府委員(田中健次君) 潮受け堤防の閉め切りという新たな段階を踏まえまして、諫早湾の環境保全が一層重要性を増しております。環境庁、農林水産省の連携を強化することで両大臣が一致したことを受けて、大臣の御指示によりまして農林水産省との連携を強化すべく体制整備を行ったところでございます。

具体的に申しますと、環境庁と農林水産省の担当課室長から成ります諫早湾干拓環境保全連絡会議を設置いたしました。環境庁からは企画調整局それから自然保護局、水質保全局のそれぞれの担当課室長をメンバーといたしたところでございまして、これまでも農林水産省とは緊密な連携を図ってきたところでございますが、この会議の設置によりましてさらに一層円滑かつ機動的な対応が図られるとともに、環境保全対策の具体的な内容についても突っ込んだ話し合いが可能になりますし、また両省庁間の意思疎通が一層速やかになることを期待いたしております。

この会議は、来る三十日に第一回の会合を開きまして、その後も定期的に開催しまして、環境モニタリング結果の整理、分析、あるいは環境保全対策についての意見交換を活発に行ってまいりたいというふうに考えております。

○河本英典君 先ほどから話の出ております調整池のことをちょっとお聞きしたいんですが、調整池の水質が悪化しているのではないかと、このような懸念があるというふうに向ったわけですか。環境庁もこれまで水質汚濁防止の見地から意見を、おっしゃっているわけですが、環境がまた随分変わっているわけでありまして、これについて十分な注意深い対応が必要と思いますが、この辺の方針はいかがなものでしょうか。

○河本英典君 先ほどから話の出ております調整池のことをちょっとお聞きしたいんですが、調整池の水質が悪化しているのではないかと、このような懸念があるというふうに向ったわけですか。環境庁もこれまで水質汚濁防止の見地から意見を、おっしゃっているわけですが、環境がまた随分変わっているわけでありまして、これについて十分な注意深い対応が必要と思いますが、この辺の方針はいかがなものでしょうか。

○政府委員(渡辺好明君) 調整池の水質の問題でありますけれども、お話ししてまいりましたように環境の変化がございましたので、まず何はともあれ監視の強化をするという方向で臨んでおります。これまで調整池区域では二ポイントでありました観測地点を五ポイントにふやしました。それから、月に一回の観測を毎週ということを進めてきております。

水質の現状でございますけれども、代表的な水質のデータをあわらすものとしてCOD、化学的酸素要求量というのがございまして、過去三カ年の平均で数値が一リットル当たり二ないし五ミリグラムというふうな状況でございましたけれども、閉め切り後、今は先週の月曜日ぐらいの数字で七ミリグラムにまで上昇しております。また、富栄養化の原因になります窒素やリンにつきましても上昇の傾向が見られるわけでございます。ただ、調整池内のごういってデータにつきましては、毎週毎週やっていると申すこともございまして、天候に非常に左右されるということがあります。それから、工事がまだ続行中でございまして、さらに、ちょうど塩水、海の状態から、淡水、湖の状態に移行している時期でございまして、データの確実性というものがいま一つまだしっかりとつかめておりません。データを蓄積する、あるいは水質が悪くなる夏場の時期を注視するということが必要かなというふうに思っております。

私ども、このデータにつきましてはできるだけ早い機会に、できるだけ速やかにと申し上げてまいりたいんですが、公開をしたいと思います。先ほど企画調整局長から答弁申し上げましたように、両省庁の連絡会議を設けておりますし、現場にも今行っておりますので、その現場の調査団が戻りまして連絡会議を開きましたところでデータを検証いたしました。同時に、学識経験者から成る委員会も設置いたしておりますので、この委員会にかけまして、中長期的な対策のほかに当面何が

対策としてとり得るか、そういうことについて御提言を賜りまして実行に移したい、そのためには農林水産省と緊密に連携をしたいというふうに考えております。

○河本英典君 本日、職員を現地に派遣されたというふう聞いておりますが、現地の実情を把握するのは結構なんですが、同時に環境保全対策について地元の方の意思疎通が非常に大切だと思っております。だから、先日は担当者レベルで現地視察をされたと承っておりますが、今回はどのような職員をどのような目的で派遣されたのかということを御説明願ひしたいと思います。

○政府委員(田中健次君) 本日、大臣の御指示を受けまして、企画調整局それから自然保護局、水質保全局から三名の課長を現地に派遣いたしております。派遣の目的は、まず現地の環境の変化や環境庁意見の踏まえ環境保全対策の実施状況について、担当課長が実際に自分で確認をいたしまして現地の状況を把握することでございます。

また、今回は、責任がある管理職を派遣いたしまして、副知事以下の県庁幹部と今後の環境保全対策や環境監視につきまして意見交換を行うこととしております。その席で長崎県当局に対して、下水道の整備等の水質汚濁負荷削減対策の一層の推進を要請いたしますとともに、現地におきます環境モニタリングの強化やあるいは環境庁との連絡体制の整備を要請することといたしております。

環境庁といたしましては、現地で環境状況の変化を確認するとともに、地元長崎県とも密接な連携が不可欠と考えているところでございまして、今後とも定期的に職員を現地に派遣してまいりたい、こう思っております。

○河本英典君 ありがとうございます。

農水省にも一つ、ちょっと戻ってお話を伺いたいんですが、諫早湾の背後の地域は、土地が低く台風や集中豪雨に見舞われることが多く、昔から高潮や洪水によって農作物が冠水し、

住宅が浸水する被害、災害に見舞われているという事です。昭和三十三年のいわゆる諫早大水害の際には、集中豪雨によって湾沿岸のすべての河川がはんらんしました。死者、行方不明七百六十人、家屋の全壊二千二百四十八戸、半壊が三千六十戸、床上浸水一万二千二十戸、田畑の流失や埋没が三千八百九十九ヘクタールという大変大きな被害をこの地域の住民に与えたのであります。このような大災害を大きなきかけとして、防災対策の機運が高まって、傾斜地が多く農地に乏しいこの地域に優良な農地を確保するという二つの大きな目的を持ってこの干拓事業が始められたのであります。

このような地域の住民にとって、潮受け堤防の閉め切りは、事業着手以来十一年ぶり、それから諫早大水害以来四十年ぶりに安心できる生活に向けての大きな一歩であったのではないのでしょうか。そのような地域住民の心の支えである閉め切り堤防の水門をあげるあけないの話がこの間から出ておったわけでございますけれども、あけるといことは海水を入れるということなんです、地域住民の心の支えを奪うだけでなく、政治に対する信頼をなくすのではないかとというふうに心配するわけでありまして。

この際、改めて農水省にお伺いしたいんですけれども、潮受け堤防の水門はどのような機能を担っているのかということ、それから海水を入れるために排水門をあけた場合どのような状況になるかというのをちょっと参考にお伺いしたいので、お伺いします。

○説明員(江頭謙君) 今御指摘がございましたように、この諫早湾周辺地域は昔から干拓が繰り返されて形成された地域でございます、非常に低平でありまして、いわゆる海抜ゼロメートル地帯と言われますところでありまして、それで、諫早湾の潮汐につきましても、潮差が大潮時には五メートルにも及ぶ、小潮時には約二メートルになる、そういうことでございまして、上げ潮のときには地域の相当の部分が海面下になる、こういう地域

でございます。

そういうことで、閉め切り堤防、潮受け堤防と排水樋門の機能はどうかということでございましてけれども、まず高潮対策といたしまして、標高七メートルの潮受け堤防を建設しております、高潮はこれですっかり受けとめる、伊勢湾台風クラスの規模の高潮の被害をこれで防止することができると、このような計画でございます。

また、洪水対策といたしましては、先ほども申し上げましたように、干満の差が非常に大きいというところでございまして、洪水のときに外潮位の影響を遮断する、そういうことによりまして上げ潮時には洪水を一時調整池に貯留しておく、そして下げ潮時に排水門の操作によって外海に安全に排水するということによって洪水被害を軽減する、このような役割になっております。

また、常時の排水対策といたしまして、外潮位の変動の影響を排除いたしまして、排水門の操作により調整池の水位をマイナスメートルに管理することによりまして低平な背後地の排水を容易にする、こういう機能になっております。

また、干拓でございまして、排水門の操作によりまして調整池を淡水化する、それによりまして干拓地あるいは周辺のかんがい用水源として利用できるようにするということでもあります。

次に、排水門をあけて海水を流入させるということはどうかということでございますけれども、人為的に調整池の水位を上昇させるということでございますので周辺の低位地からの排水に支障を余儀なくされる、そういうことでございまして、防災機能の発揮ができなくなる、しかもこれから雨期を迎える時期に当たっております、地元住民からは強く反対されている、こういう状況でございます。

それから、人為的に海水を入れる、そういう場合に海水の水門からの出入りが非常に大きな流速を持つわけでございます、この濁りといったものが漁業への影響をもたらす、こういったことで漁業者の理解もなかなか難しいであろうと、こ

いうふうに考えております。

また、干拓事業で使いますかんがい用水の淡水化ができなくなるということで今後の干陸に向け事業に支障を来す、こういうことでございまして、海水を流入させるということは困難であるというふうに考えております。

○河本英典君 この間、水門をあけるとか、ちょっとあけたらいいじゃないかという話もあつたんですけれども、私もそんなに言うんならあけたらいいじゃないかと思っておつたんですけれども、聞いてみたらかなり不都合だということのようでございまして。きょうは農水省にわざわざ来ていただいて聞かせていただいて、少しは事情がわかったような感じがいたします。きょうはアセス法の審議でありますので、諫早湾の話ばかりが何かこの間から出ておまして、一つのアセスのモデルだということなのかもしれませんけれども。

最後に、環境庁長官にこれからの諫早湾の本事業の環境保全について、これは要するに一つの代表的な事例になると思うんですが、大臣の取り組みについての決意をお伺いして質問を終わりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○国務大臣(石井道子君) この事業につきましては大変長い経緯があるということ、そして今政府委員からも御説明がございましたとおりでございます、事業者であります農林水産省や地元の長崎県に対しましての御答弁もいただいたわけでございますが、そういうふうな点でさらに連携を密にしながら、環境の状況の変化を的確に見定めながら、必要な対応がとれるような体制をとっていかなければならないというふうに考えております。

これから連絡会議をつくりまして、また専門家による水質に関する委員会も整備をするというふうな点もありますが、これまでの環境庁の意見を十分に踏まえていただいて、そして環境保全対策が実施されることを期待しているわけでございます。環境保全対策の実施状況とか、あるいは環境の状況の変化を踏まえた関係機関への環境庁と

しての要望、意見というものについては、必要な問題につきましては積極的に働きかけていきたいというふうに思っております。

○河本英典君 どうもありがとうございます。我々としては、環境庁は環境によく配慮して独自の意見をきっちり言っていたらいい、これから農水省だけじゃなしにいろんな省庁との事業が出てくるわけでございますし、その辺は自主性、独自性を持って頑張っていたらいい。我々もその委員会でございますので、よろしく頑張っていたらいいことをお願い申し上げます。

○山本一太君 今、河本委員のおっしゃった諫早湾の問題につきましては、私も自由民主党の立場から申し上げたいこと山ほどあるんですけれども、きょうは質問時間三十五分ということで、アセス法関連の別の問題、温暖化防止京都会議について、ここに焦点をちょっと絞らせていただいて質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

環境アセス法案というのは、個々のプロジェクトに対して環境の汚染を未然に防ぐ、これが主な目的だと思っておりますし、今回のアセス法案の見直しの中で、評価の対象を見直すということ、この中に温暖化も入っていると思うんですね。これに対して、温暖化対策というのは、もう個々のプロジェクトのレベルではなくて、地球環境全体、根っこから環境の悪化を防ぐという、国際社会のいわば力量が試される問題ではないかというふうに私も思っているところでございます。

こと十二月の通称COP3については、これまでの委員会でも各委員の方々がいろいろ言及をされて、随分議論もされたわけなんですけれども、あえて私がこの時点で長官初め関係者の方々に御質問をさせていただきたいのは理由がありまして、実は私はこの会議については大変懸念を今の環境政策の中では場合によっては一つのプレックスになる。環境政策を転換させるような大

きなイベントであるということ、大げさでなく、二十一世紀以降の地球の命がかかっている、地球の命運を左右する問題だという認識がありま

す。それと、これもやはり世間が思っている以上に実はこの会議は非常に大規模なもので、総勢で五千人ぐらいの方が何と世界各国から京都に集まってくる。こういう会議の中で、招致国である日本が、残念ながら今のところ会議に対する、このCOP2削減に対するスタンスがきちんと固まってい

ないという状況に大変危機感を覚えまして、そういうことできょうは、あと残り三十三分ぐらいですけれども、この問題について幾つか御質問をさせていただきます。思います。

まず第一に、最初の段階にちょっと戻って考えてみたいと思うんですけれども、このCOP3を日本に、わざわざ京都に招致した理由について、環境庁長官、それからきょうは外務省の方からもおいでをいただいておりますので、改めてお聞きしたいと思うんですけれども、お願いします。

○国務大臣(石井道子君) 地球レベルでの環境問題、さまざまな課題がありますけれども、その中で地球温暖化防止問題、これはこれからの人類とか自然の生態系に深刻な影響を与えるおそれがある問題でございまして、この問題に對しまして、二〇〇〇年以降の温暖化対策の国際的な枠組みについて合意する機会となるのがこのCOP3でありまして、まさに人類の将来を左右する重要な会議であるというふうな受けとめております。

環境庁といたしましては、我が国がこうした重要な会議を招致した理由につきましては、まず我が国が地球環境問題を外交及び国際貢献の最重要課題の一つとして掲げているということ、そして我が国の地球環境問題に対する積極的な姿勢を内外に示す必要があるというふうな考えたとところであります。

較的効率的な社会経済活動を営むに至っているという、このような経験を活用して、そして国際合意の取りまとめに貢献していきたいということを考えてみました。

そして第三に、京都会議の開催は、国民の温暖化問題に対する意識を高めていく、そのようなよいチャンスになるというふうな思いをいたし、今後長期的に拡大していくエコビジネスに對します国民の目を向かわせるよい機会になるというふうな期待をされているところでございまして、今後期待をされているところを期待しているところでございまして、持続的発展が可能な社会経済づくりを進めていく契機となるということをお願いしているところでござい

ます。このような点から、日本への招致が非常に意義が大きいということを考えまして招致をしたところでござい

○山本一太君 それでは、外務省、簡単に結構です。

○説明員(古屋昭彦君) 外務省も石井長官が述べられたような認識を共有しているわけでございまして、この条約の第一回の締約国会議で、第三回目では二十一世紀への枠組みをつくらうというところが決定したわけで、私ももいたしましては、この第三回のCOP3締約国会議が重要であるということを経験を深く認識しております。我が国の経験を生かして国際的な合意の形成に貢献する機会であるうと、そしてまた我が国の取り組み姿勢というものを示す上で極めて有意義だと、このような考えで招致を決定したというところでござい

○山本一太君 今、大臣のおっしゃった、あるいは外務省の方からの御説明であつたように、一つは国際貢献、日本のきちとした姿勢を示すというところ、これまで日本が環境分野でいろいろな実績を上げてきた、それがやはり取りまとめに生きているのではないかと、さらには長官がおっしゃいましたけれども、やはり環境問題はリオのサミットで随分盛り上がり、サステイナブルディベロプメントが流行語になりましたけれども、最近になってやや少し世間の関心が冷めてい

るところもありますので、改めて国民、企業に對してきちとした環境問題に対する啓発を促進するということ、大きく言ってこの三つの理由、京都に会議を招致するという十分な納得できる理由があると私は思うんです。

こうした背景の中で、環境庁と、そして今外務省の方から御答弁ありましたけれども、環境庁と外務省はかなり積極的にこの会議を誘致したというふうな伺っております。通産省の方は、数値目標等もあつたんですけれども、やや慎重であつたということも伺っているわけです。この招致が正式に決定したのは、例の昨年七月のCOP2の決議だと思つていただいても、その前にもいろいろな機会、いろいろなアドホックな会議とか、日本は事あるごとに手を挙げて、うちでやらせてくれ、ぜひ京都でやらせてくれとおっしゃってこの会議を持ってきたわけなんです。そういう意味からいいますと、やはりこの会議、議長国にはまだ決まってい

ないという状況に大変危機感を覚えまして、そういうことできょうは、あと残り三十三分ぐらいですけれども、この問題について幾つか御質問をさせていただきます。思います。

○山本一太君 はい、わかりました。

○説明員(古屋昭彦君) そのように認識しております。

○山本一太君 それでは、今の話にあつたように、この会議は非常に日本の国益にとつて大事だ。少なくとも、いろいろあつてもこれからの温暖化問題の協議、あるいは施策についてこれを円滑に進める土台づくりだけは、日本がホスト国としてきちりリードしなければいけないというふうに思っています。それを踏まえた上で、次にこの問題をめぐる世界の潮流についてちょっとお話を伺いたいと思います。

簡単に言いますと、この先進国からのCO2排出削減というものが、一つは科学的あるいは政治的にも国際社会の不可避なと言つとちよつと言いつつ過ぎかもしませんけれども、これは押しどめることのできな

の科学的根拠にいつもなるのが、例の気候変動に
関する政府間パネルと言ったんでしょうか、I P C
Cという名前しか知らないのでもっと正確な訳
がこうだかわかりませんけれども、これは世界の
科学者が集まっているわけで、この報告書では
きりと明示されているわけなんです。まずこ
の点、どうも何か幾つかの産油国は違ふこと
を言っていますけれども、科学的にこれについて
もういゆる国際的なコンセンサスができてい
るのかというのが一点です。

もう一点は、開発途上国については、これから
福祉や経済を向上させなきゃいけないという中
で、ある程度C O₂の排出量がふえるということ
が予想される中で、やはり最初に環境汚染を出
してきた先進国がイニシアチブをとってきち
とC O₂の排出規制をやらなければいけない、こ
ういう政治的な側面。この両方において、もち
ろん削減の目標とか強度とか施策のやり方とい
うのは各国いろいろ温度差があるわけですが、
これについては世界全体の崩せない潮流であ
るという御認識をお持ちでしょうか。環境庁長
官からちょっとお答えをいただきたいんですが、
○国務大臣(石井道子君) 山本委員御指摘の問題
でございますが、確かに世界の科学者の集まりで
ありますI P C C、この報告によりまして、既に
地球の温暖化が起こりつつあるというを示す
相当数の証拠が示されております。そして、温
暖化を防止するための政策が実施されないと、今
も気温の上昇が続いて、そして広範で深刻な影
響が生ずるということが指摘されているところで
ございます。それに対して、今後の温暖化の
進行に伴って生ずる影響を危険のない水準にと
めるためには、二十一世紀末までに全世界の排
出量を徐々に減らしていくということ、そして今
後数世紀の間に世界全体で今よりはるかに低い排
出量を実現する必要があるとされているところで
ございます。

途上国からの排出量は当面ふえざるを得ないと
いうことを考えますと、世界全体の排出量の増加
を抑制するためには、まず先進国全体の排出量に
おいて十分な削減を可能な限り早い時期に実施
することが必要であるというふうに考えます。そ
して、国際的にも、現在E Uが二〇一〇年までに二
酸化炭素の排出量を一五％削減するというこ
を提案しているほか、またアメリカは五月上旬に開
催されました八カ国環境大臣会合の際に、排出
量の抑制にとどまらず削減を目標とすべきである
というのを強く主張していると聞いております。
主要先進国の間では削減すべきという方向に大き
く傾きつつあるというふうに認識をしております。
○山本一太君 大変明快な御説明をありがとうございます。
おっしゃったとおり、アメリカ、欧米諸国、そ
れからいふ途上国も含めてなんですけれども、
どのくらい削減の目標を設定するかとか施策をど
ういうふうに展開していくかについては、いろ
いろ大臣がおっしゃったように温度差のあるところ
だと思えます。やっぱり島嶼諸国、小さい島国は
かなり温暖化のことを心配していますから、二〇
〇五年で一九九〇年比で二〇％削減と言ってい
ますし、E Uは一五％削減、よく考えてみたら域内
では各国別と言っていますからちょっと何かい
ろいろマジックもあるんですけれども、少なくとも
E U全体では一五％と言っていますし、また施
策についてもヨーロッパはどうもダブルバインド
で、目標もきちり決めて、施策についても国際
協調できる、例えばデンマークとかオランダと
か、そこら辺ではもう実施されていますけれども
炭素税とか、そこら辺についてはきちりやるべ
きだというものを書き込むべきだというふう
に言っていますし、オーストラリアはとんでもな
いと言っているようですし、そういう温度差は
あっても、今大臣のお話を聞きますと、もう先進
国が率先してこのC O₂排出問題に取り組まな
ければいけないというのは世界のやはり潮流であ
るということを含めて認識をさせていただきました。
その二つの質問を今させていただきますことを踏

まえて次回の質問をさせていただきますたいん
です。○山本一太君 今現在、関係省庁間の調整を急い
でいるというお話なんですけれども、部長、余り
時間がないと思います。
六月二十日から橋本総理がデンバー・サミット
へ行かれます。非常に大事なサミットで、御存
じのとおり今度は経済問題と同じぐらいの比重で
はか地球関係の、いわゆるグローバルの問題を取
り扱うということになりまして、当然環境問題も
大きなテーマになるということになります。御存
じのとおり、二十三日からは今度は国連で環境の
特別総会が始まりまして、最初の日だけだと思
いますけれども、橋本総理が行かれて、どうもキ
ーノートスピーチをされるという予定になって
います。これまでも、これまでにはせめてきちん
と国別の報告書をとめていただいていた、これはきちん
と提出していただきたいと思いますが、いつぐら
いまで提出できそうな状況でしょうか。もしそ
こら辺のところ、何かあれば。

○政府委員(浜中裕徳君) 先ほどとお答え申し
上げましたように、現在、関係省庁間の調整を急
いでいるところでございます。
他方、やはり先生先ほど御指摘のとおり、我が
国が京都会議に向けまして我が国自身の排出量を
将来削減していくのかどうか、あるいは削減し
ていくべきかどうかという考え方もございますけ
れども、現実にはしていくのか、こういった検討を
あらゆる機会を活用いたしまして精力的に進めて
いくことも重要でございます。
そのような検討を同時に並行しながら、私ども
として可能な限り早期に御指摘の情報につきま
しても通報をしまいたる、このように考えてい
るところでございます。
○山本一太君 後で通産省の方にもちょっとい
ろいろ御質問をさせていただきますけれども、い
ずれにせよ、デンバー・サミットとか国連の環境
特別総会の前ぐらまではきちんとしてこの国別の
報告もまとめていただくよう最大限の努力をして

○政府委員(浜中裕徳君) ただいま御指摘の報告
書でございますが、これは気候変動枠組み条約に
基づく情報の送付をする必要があるということ
でございます。各国の地球温暖化防止対策の実
施状況などにつきまして、国際的に比較可能な形
でこれを明らかにするものでございます。
第二回目の情報でございますが、昨年来、政府
部内で作業を進めてきたところでございまして、
現在の状況は、我が国の対策の内容それから温室
効果ガスの排出量などの将来の見通しにつきま
してなお詰め作業が残されているという状況で
ございます。

政府といたしましては、地球温暖化防止京都
議の開催国としての立場から的確な内容の情報
を送付する必要があると考えておりまして、現

それで、通産省にもう一問ちよつとお聞きしたいんですが、このエネルギー、CO₂の排出削減について省庁間だけじゃなくて国内でいろんなその議論があるということは十分私は認識をしております。

例えば、今まで聞き伝えたようなことをちよつとここにメモしてみたんですけども、例えば通産省は、産業部門ではもう随分省エネが進んでいる、だからそう簡単にこれ以上進めることは難しいと言っておられるし、あるいは民生部門、例えば家庭とかいろんなオフィスとか、そこら辺のエ

ネルギーの需要の伸びが今かなり増加している。だから、原子力を含めたさまざまな対策を行っても二〇三〇年になってようやく九〇年あたりにいくかなと、そんな見解であるやにも伺っているわけだ。

これに対して、環境庁が言っているのは、大臣、御存じだと思いますけれども、とにかく投資をちゃんとふやしていけば環境技術も向上するし、今まで使っていない技術もあるし、さらなる省エネは十分可能だ。そういった技術を使いながら産業構造をむしろ省エネ型の構造に脱却できるような流れをつくれれば、二〇三〇年には九〇年比で一〇％以上、二〇％ぐらいでできると思っておられるようだけれども、一〇％以上の削減が可能だという話もあります。

また、これは通産省というか産業界の方にちょっとお聞きしてみれば、通産省も同様の見解かもしれないが、日本は先進国中で随分成績がいいと、GDP当たりにしても、あるいは一人当たりの排出量もアメリカとかカナダから比べると随分いいと。それなのに、同じ削減をしようとしたら国際競争力が弱まって、ひいては何か産業の空洞化みたいなことにもなっちゃうじゃないかという意見も一部あることも存じておりますし、環境庁の立場は、公平に削減するというのもとも不可能だと、それよりも大事なことは、日本がリーダーシップをとってきちっと踏み込んだ削減目標を示すということなんじゃないかという議論もあります。

あと、私がおもしろいと思っているのは、例のマクロ経済に対する影響で、これも多分環境庁の研究所が環境庁の試算だと思いますが、大体一五％ぐらい削減するために必要な投資が一年で一兆円から五兆円ぐらいというふうに試算をされていて、一兆円から五兆円というのはGDPで言うところの二％ぐらいになるわけでしょうか、一％ではちっともマクロ経済に影響は出ないと。例えばあの公害が盛んだったころにやっぱGDPの五、六％を使っている、経済に影響は出ないと言える

立場もありますし、いや、そうじゃなくてやはり余りにもエネルギーを制約すると石油ショックみたいなことになって経済が停滞する、そんなふうなことが今まで読んだりお聞きしたりした議論でいろんなことがあることはわかってはいます。

しかしながら、通産省の見解も一つの産業界のいろいろな実態とかそこら辺を受けたお話だと思うんですが、しかしやはり日本は旧西側といえ第二位、先進国中でいっても、全部を含めても世界第四位の排出国なんです、しかも経済大国で。課長、今回はわざわざ京都に非常に大規模な会議を招致してそこで勝負をするわけですよ、日本の国益を掲げて。これはやはり、ここで日本がきちっと環境分野でリーダーシップを発揮できるかどうかというのは非常にこれからの日本の国際社会における貢献から考えても大事なことです。

通産省いろいろな見解あると思います、今のエネルギーレベルを抑えるのは難しい。私はアメリカの環境庁の関係者にきのう国際電話をして、一五％というのは本当にできると言うかと言ったら、やっぱりまじめにできる、いろいろな技術を駆使すれば決して一律削減というのは不自然な話じゃないと、こういう話もきのうしていたわけだけれども、ぜひそこを踏まえて、やはりいろいろな見解があると思えますけれども、ここはやはり一歩踏み出した、日本はここまで言うのかというぐらゐのきちっとした数値目標を協議の上、もちろんいろんな情報をインプットして結構ですから、ぜひとも提示をしていただくように、このことは強く要望申し上げたいと思えますので、佐藤通産大臣に必ずそのようにお伝えいただきたい、そのように思います。その件について御回答いただきたいんですが、あと四分しかありませんから結構でございます。

最後に、あと四分ありますから、地球温暖化の取り組みについてなんですけれども、先ほど申し上げたとおり、昨今環境に対する意識が意外とま

た薄まってきました。あのリオ会議のころから環境も随分御苦労されて、いろんな意味でPRをし、いろんな会議があり、一般の国民の間に環境というのは大事だな、地球環境というのは自分たちの生活にも随分密接に結びついているんだなという流れがあったんですけども、どうもここら辺に来て、ツーマッチとは言いませんけれども、もう環境はいんじやないかというムードがあるような気がします。

企業につきましても、先ほど大臣はエコビジネスとおっしゃいました。これも恐らく環境庁の試算でいうが、エコビジネスが大体数兆円ぐらいの潜在的な市場があるという、そういう話は先走りするんですが、各企業に、地元も含めて聞いてみますと、やっぱり本当にエコビジネスが物になる、だから今多少エネルギーを費やしても環境対策をやるといふ認識まで企業は来ておりませんので、そこら辺も含めて、この京都会議も国民の意識をさらに高める一つの契機だと思えますけれども、企業に対してはもうエコビジネスに先に参入するといふことが効果があつて、長い目で見て日本の産業のためになるかといふことをやはりきちっと取り組みの上で考えていただきたいと思

います。今までのやり方だけじゃなくて、時には役所の発想を飛び越えたような試みを、歌をつくって歌えとは言いませんが、私が例えば歌をつくるとすれば、セービングアースといまして、副題でここから始めよう、こういう歌をつくって歌うとか、御要請があればつくりますけれども、そういういろんな今までと違った発想も含めてやっぱりそういう取り組みをしていただきたいと思

います。今後の取り組みにつきまして長官からお話をいただいて、あと一分ですから、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。○国務大臣(石井道子君) 山本委員から大変励ましの御質問もまた御意見も伺ったというふうに受けとめさせていただきます。環境庁とし

ては、温暖化の原因となります炭酸ガス、二酸化炭素の排出をいかにして削減するかということになりますと、エネルギーの消費を減らさなければなりません。その辺のところは通産行政とのなかなかマッチしない点もあるのでございますけれども、産業界の取り組みもいろいろと御努力をいただいているというふうに思いますが、それにも限界があると。さらに、この問題を解決するために、やはり民生部門また運輸部門についての地道な国民総ぐるみの運動を展開する必要があるだろうというふうに考えているところでございます。

その点では、環境庁でもいろいろと今まで、大変地味ではありますが、いろいろなことを考えて実行していただいていたのでございますが、一つには環境家計簿の普及でございます。これは、環境家計簿をつけることによって毎日の生活の中から二酸化炭素の排出量が計算できるという家計簿でございます。それからアイドリングストップの活動とか、これもいろいろと各方面に呼びかけているところでありますし、またこの間は代々木の公園で低公害車フェアを行いました。かなり最近では電気自動車も初めといたしまして非常に多くの自動車が開発をされておまして、性能もよくなったというふうに聞いています。

そしてまた、六月は環境月間でございますが、六月五日は環境の日ということになっております。そのような機会をとらえまして、実はポスターをつくりました。真つ赤な字で、そしてそこに「地球が発熱 あなたが止める温暖化」というようなスローガンを掲げましてポスターをつくったわけでございますが、そのようなことをしていきまじたり、またここで新しく考えましたのは「一〇〇万人の誓い あなたが止める温暖化」というふうなことで、それぞれ一般の方々にアンケートをとらせていただいて、それぞれの皆様方ができることからやっていたらどうというふうな誓いのパンフレットでございます。そのようなことも呼びかけて始めました。ぜひ先生にも、地元

の皆様方にもいろいろとこのような問題も啓蒙していただきたというふうな思っております。

このようなことで、どうしても国民全般の方々に對します御理解が必要でございます。そのような努力をしなければやはり二酸化炭素の排出削減ということにならないのではないかと、このことを心配しているところでございます。

先ほど御指摘のとおり、エコビジネスの問題もあります。ですから、環境対策を行うことによつて環境関連の産業の振興に対するやはり環境庁のビジョンの試案も取りまとめまして、そして公表したところでもございます。そのような新しい分野で新しい角度から環境に配慮した、環境に視点を置いた産業活動をするることによつて、また日常活動のライフスタイルを変えようというふうなことに、よりまして、政府全体の取り組みとして今後も一生懸命取り組んでいきたいというふうな思っているところでございます。

このような政府全体の取り組みの重要なものにつきましては、今月閣議で決定いたしました「経済構造の変革と創造のための行動計画」にも位置づけられているところでございます。今後とも、それぞれの事業者がエコビジネスの推進にも具体的なイメージを持っていただきながら取り組んでいただくように、環境庁といたしましてもできる限りの支援をしていきたいというふうに思っております。どうぞよろしく御支援のほどお願いいたします。

○山本一太君 ありがとうございます。

○足立良平君 平成会の足立でございます。私の後から平成会の真打ちは加藤議員にやっていたので、私は前座で三十分程度、少しお聞きをした、こう思います。

きょうも午前中からいろいろな議論がなされているわけですが、環境問題というのは、今も話がいまいましたけれども、産業構造の問題あるいはエネルギーの問題、あるいは突き詰めていけば人口問題に帰結していくのかもしれないというふうには私は思っていました。

す。

言葉として、環境を守っていくかなきゃならない、あるいは地球の二十一世紀というものを守っていくかなきゃならないというところは、大変耳ざわりのいい言葉として我々に響いてまいります。しかし、現実には日本の例えは江戸時代でありまして、約三百年間は約三千万弱の人口でずっと推移してきた。そしてエネルギーの開発、発展段階に応じて人口というのはどんどんふえてきて、現在約一億二千四百万、五百万くらいに上っているんじゃないでしょうか。そして、これはさらにふえていくというふうなことを考えると、環境としましては、このアセスメント法案にも出てまいりまして、持続的発展可能なこととの調和あるいは共生というものをどういうふうな図っていくかというところは、実は言うべくして大変に難しい問題なのではないかというふうに私は思っております。まずその点について長官の基本的な考え方を伺えたい、このように思います。

○国務大臣(石井道子君) 環境問題は最近大きな関心を持って皆様方に受けとめていただけていることになりました。環境はやはり社会経済活動の基盤として重要なものであると認識をしております。そして、このような環境が我が国においても通常の社会経済活動の拡大による環境負荷の増大によって損なわれてしまうというおそれが出てきたわけでございまして、このためにやはり経済社会システムや生活様式のあり方、このものを問いつつて、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくっていくことが不可欠でございます。

環境基本法におきましても、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができ、社会を構築していくというふうな示されているわけでございます。今度の環境アセスメント法案のこのものもやはりこの基本理念ののちとつたものでございまして、環境保全行政を推進していくためには大変重要な意味を持っているというふうに思います。ぜひこれからも環境の立場を優

先した、環境に視点を置いた政策の実行のために努力をしていかなければならない、そういう時代であるというふうな考えております。

○足立良平君 わかりました。

そこで、今お話を聞いておましてふと思ったんですが、ある面におきましてはこれから環境を中心に考えていくと、その面からすると、今までの例えは人間の生活なり人間の生活パターンというものを根本的に変えていかなきゃならないというところになってまいります。これは大変な問題に実はなるわけです。言葉をかえて言うと、そのコストというものをだれが負担をしていくのかという問題にもつながってくるわけでございます。

例えば、早瀬の問題、きょうもいろいろな議論が出たり、あるいはまた前回のこの環境特別委員会におきましていろいろな議論が出ていたわけですが、これはちょっと言葉じりをとらまえてまことに失礼かもしれませんが、長官のお話をずっと聞いておまして、今の農水省と環境庁の置かれている状況の中で、長官のお話は、環境庁として要望を出しております、意見を出しております、その意見についてそれをそととやりやうていただくことを期待いたしておりますというふうな表現であったように私はお聞きをいたしております。間違っていたら訂正をいたしますが、要は、環境庁としては意見を言っています、要望を言っています、そこでどうなっている。

そうすると、いわゆる環境を中心にして極端に言うなら国民の生活も変えていかなきゃなりません。経済のあり方も変えていかなきゃなりません。あるいはもう大きく経済構造を転換させていかなきゃならない。あるいはまた、先ほども炭素税というふうな問題も出ておりましたけれども、日本が第一次、第二次石油ショック以降ずっと環境問題なりそういう問題で省エネが物すごく発展したのは、石油が物すごく高騰をして、大変な高騰をして、それが経済的にそういう問題で省エネをやることに一種のインセンティブを与えることにつながったという一面性がある。国民がみずか

ら生活の転換をしていったわけではない。

したがって、そういう面からすると、この環境問題を中心に置いてこれからやっていくというきょうの長官の話には全く賛成だし、そのとおりだと思ふけれども、それではそれをそのとおり政治的にやるというなら、長官として一体どういう政治的な例えは立場というものをこれからとらえようとするのか、あるいはまた環境庁としての権限の問題も含めてこれから一体どういうふうなこの問題について取り組んでいかれようとするのか。こゝまでは質問を出していませんでしたけれども、今お話を聞いておまして、ちょっと質問をさせていただきます。

○国務大臣(石井道子君) 日本の今までの社会経済活動というものを考えますと、やはり産業界、経済界優先の政策が進められてきたのではないかと、思います。そして、そのことによつて大量生産、大量消費、大量廃棄ということがごく当たり前のようになされてきて、来ていたわけでございます。そして、そのために日本は世界に冠たる経済大国になりました。

しかし、現在では今までの時代とは違っています。これは五年前に地球サミットが開かれ、そして三年前でしようか環境基本法ができたという時代から、かなり環境問題に対する考え方また取り組み方が変わってきたのではないかと、思います。ですから、過去に決定されました事業については、その時代の社会的、政治的背景の中で決定された事業が随分ございまして、そのことに対してはやはりいろいろと現在問題が起つてきたのではないかと、このように考えております。

ですから、もしこれからの事業を進める上においては、必ず環境に視点を置いた、また今回環境アセスメント法案ができるわけでございますから、そのことを大きな土台としてチャンスとして、そして環境問題に対して十分に配慮した政策が立案、実行できる、そういう時代を迎えたのではないかと、このように考えているところでございます。

○足立良平君 私が期待した以上に本当にいいお話を聞かせていただきました。さすが石井長官だと思えます。この点についてはもう少しまた後ほどお考えをお聞きしたいと思うんです。

〔委員長退席 理事大淵絹子君着席〕

あえて言うなら、アセスメント法案を今審議いたしておりますが、今長官がおっしゃいましたように、高成長なり、ずっと今日まで我が国が経済優先あるいはまた産業界の物の考え方を優先してきた。したがって、そういう面からすると、その時代に決定をしたプロジェクトなり物の考え方というものに問題が今日発生しているというふうにも今長官おっしゃったわけですが、例えばそういう面からすると、謙卑の問題にいたしまして、ひょっとしたらそういう問題であるのかもしれない。ある面においてはその他のいろんな問題があるのかもしれない。

そうすると、例えばこのアセスメント法案が成立したときに、既にそういう時代にプロジェクトとして決定した問題を今度はこのアセスメント法案そのものの中に一体どういうふうにかこれから適用していくかという問題に私はなってくると思うんです。ですから、ちょっとその点については後ほどもし長官のお考えがあればお聞かせをお願いしたいというふうに思います。

それと、もう二点目に、さらに長官にちょっと、これは通告をいたしていますからお聞きをしておきたいと思えますのは、このアセスメント法の制度化についての意義あるいはまた閣議評価の問題なんでもありますが、一応いろんな資料等々を拝見いたしていますと、いわゆるこのアセスメント法案というものをにつくるに当たっては、先ほども長官のお話の中にありましたように、環境基本法が制定されました、あるいはまた行政手続法がこれまたできた、それからまた地方分権推進法というものもできておりますというふうな前提でアセスメント法案というものの、いわゆる行政手続としてこの法案を制定したいということと理解をいたしております。

ただ、私はその前にちょっとお聞きをしなければならぬのは、それでは今日まで省議あるいはまた閣議でアセスメントをやってきて、そして今までのアセスメントについて一体どこに問題点があったのか、どういうふうにか改善をしなければならぬのかということがきちんと分析をされて、その上でそれを解消していくためにこういう法律をつくるというふうになるのが私は立法の基本的な姿勢なのではないかなというふうに実は思うんです。

ところが、ずっと環境庁なりそれぞれの皆さん方からいただいた資料を私何回拝見いたしても、一体今までの閣議アセスを含めて全体のアセスがどうであったのかという評価がちょっと見当たらないんです。その点について長官のお考えをお聞きしたいと思っています。

○国務大臣(石井道子君) 今まで行われてまいりました閣議アセスにつきましてその成果がどうだったか、具体的な箇所の問題になるかとも思いますが、今までの閣議アセスの段階では環境行政をつかさどる環境庁長官の意見は求められなければならないという状態であったわけでございまして、かなり開発行為が何百件と行われる中で、数字はまた後で政府委員から申し上げたいと思いますが、二十三日だけであったと聞いております。ですから、そのような中で、後から考えると随分環境を無視した行政が、開発が、事業が行われたのではないかとということが反省されたのではないかと思います。

そのような経過を踏まえて中央環境審議会で一応さまざまな議論がされたと同っております。その答申を受けてこのたびの環境アセスメント法案の問題に着手することになったわけでございします。それで、それはそれ、長い間の、日本としての長い経過の中で、閣議アセスとしての経験とかあるいは地方における条例とか要綱とか、そういうふうな取り組みの成果とか実績も踏まえながら、これからさらにもっとよい環境アセスの問題について取り組めるといふふうなことになるのではないかと、そうしなければならぬというふうにも思っているところでございます。

いろいろな過去におきましての事業について、それが現在どう扱われるべきかという反省点はかなりありますけれども、これから行われます環境アセスメント法案についてはそれは残念ながら適用にならないというところがあるのでございまして、それは残念ではありますけれども、今後の課題としてまた取り組むべき問題も多々あるのではないかとこのように考えております。

○足立良平君 長官が残念だというふうにおっしゃいますのは、私も同じように残念だというふうにも思います。ですから、そういう面では、対象事業というもののこれからの見直しの問題については、そういう観点でもう一度、残念と言っただけでとどめずに、改めてそういう問題にどういうふうにかこれから取り組んでいくかということが検討をされなければならぬのではないかと、していただきたい、このように私はきょうの段階は一応要望ということにしておきたいと思っています。

それで、私は三十分しか時間をいただいておりますが、もうこれだけで大分過ぎてしまいましたが、相当通告をさせていただいています、かれこれ十五、六項目通告したと思えますが、一項目か二項目しかやっております。まことに申しわけありません。ちょっとそういう点で、ひょっとしたらほとんどやることなく、申しわけないんです。

それで、きょう朝からお聞きをしておいて疑問に思ったことばかりちょっとやらせていただきました。対象事業の問題なんです。対象事業の問題できょうも朝から同僚議員から御質問等が出まして、そして考え方としては基本的なものとして、規模が大きいもの、そして国が認可をするもの、それからそのことによって大変大きな影響を与える、こういうのが三つの原則のように私はお聞きをいたしました。

〔理事大淵絹子君退席、委員長着席〕

そこで、私は、これは局長の答弁ですからあえて局長にお聞きをいたしたいと思うのでありますが、国が認可をする事業について云々というふうな午前中に話がありました。現在、規制緩和というものを進めていくときに、国の認可事項でなくなった事業あるいは業種、これが外れたら当然これはこの対象事業から外れるというふうにお聞きをいたしましたけれども、それは間違いないと思いますか。

○政府委員(田中健次君) ただいま御提案を申し上げております法案では、国が直接やるかあるいは何らかのかかわりを持っている事業、こういうことでございします。そういうことで整理をさせていただいております。

一つは、規制緩和で今後許可認可が整理されるかどうか、それから地方分権ということと現在国の権限となっておりまして許可認可が地方の自治事務になる、こういう二つの今後の整理があるわけでございまして、審議会の答申でもそういう事態を想定いたしまして、そういう事態になればやはりこの制度も見直す必要があるのではないかと、こういう御指摘を受けております。

したがって、そういう事態になりますと、またその時期にいろいろ考えなければなりません。基本的にはただいま御提案をしております対象事業、かなりの部分が公共事業でございまして、直接許可認可にかかわるのではなくて直接事業を行うのが大部分でございします。そういうことで、実態的には先生おっしゃるような御懸念は余りないと思えますけれども、しかし建前としてはそういう問題もあるわけでございしますが、それはまたそのときにいろいろと私どもとしては考えていきたい、こういうことで整理をさせていただきます。

○足立良平君 規制緩和という問題については、これからの二十一世紀の我が国の経済というものはあるいはまた行政というものを考えてみるときに、思い切った規制緩和をしていかなきゃならないというふうに私は実は思っております。そし

て、その規制緩和ということによって、例えば民間の企業なりいろんな事業をとってみましても、例えば、大変あつてはならないわけでありまうけれども、ひょっとしたら労働の流動化とかいろんな問題もこれから生じてくるだろう。しかし、その問題も乗り越えていかないとこれからの日本の二十一世紀というものはあり得ないというふうには私は考えている一人なんです。

ただ、問題は、そういう経済的な規制の緩和あるいは撤廃ということと、この環境問題を中心にして社会的規制、あるいはまた先ほど山本議員も御指摘になったように地球環境という一つの日本の国内の経済問題だけにとどまらずにグローバルな視点から環境問題とかいろんな問題を考えなくては、私はこれはまさに社会的規制としてこういう問題はきちんとかやていかなきゃならない性格を持っているものだろうと思います。

そうすると、国の規制緩和であるとかあるいはまた規制を撤廃するとかいうことによってこのアセスメント法案の対象事業から外れるとか外れないとかということになってくると本末転倒ではないか、これは実際問題として、何のためにこのアセスメントをやるのかという問題にひょっとしたらなってくるんじゃないんですかね、局長。ちよっとその点、再度お考えをお聞きたいと思うんです。

○政府委員(田中健次君) 先生今おっしゃいましたとおり、規制にも経済的規制と社会的規制があるわけでございまして、この対象となります事業種等につきましても、これも許認可等は社会的な規制の一種だろうというふうに考えておるわけでございます。

そうしたことで、私どもが対象といたします事業につきましても、非常に大規模でございまして、また環境の影響も大きい事業でございまして、そういうことで、私どもといたしましては、現在のこうした規制は今後も必要はそのまま続くのではないかと、こういうふうにご考えておりました、私どもが構成をいたしましたという法律の

仕組み、これで相当程度今後も対応していける、こういうふうにご考えておるところでございまして。○足立良平君 今の説明をお聞きいたして、まうと、ちよっと私頭が悪いんですか、ちよっと理解ができないんです。

それでは、一回視点を換えさせていただきます。

ことしの五月二十三日の読売新聞を見ておりまして、これはもう御承知と思いますが、「リゾート開発見直し」ということで、「自然破壊には中止要請」と、これは勝手にマスコミは整理部でつけちゃうわけですから、このとおりかどうかはわかりませんが、このアセスメント法案の中にリゾート開発というふうな問題については対象の事業から外しているというところは、これを入れるか入れないかというのとは、本来だったらこれは入れないかなきゃならない対象事業ではないかというふうには私は思っておりますが、それはちよっと別にして、このリゾート開発について今日までの実績というものをみると、いろんな問題点があり過ぎるというふうな環境庁も考えられて、そしてその調査の結果、環境の影響が大きい場合は事業の中止も含めた対応を求める厳しいガイドラインをつくっていかうというふうな方針が決められたというふうに出ております。

これは、従来の閣議アセスメントのように、ある面においてはガイドラインのような状態でアセスメントをやっていることについては、先ほどの中では若干出ておられますが、法案化してきちんと透明性を出していくという、きちんとしていくということが私はある面においては閣議からこの法案をつくったもう一つの大きな目的だろうと思う。そうすると、一方ではこういうふうなリゾート開発等の問題について、ガイドラインでもってやっていくというよりも、本来はこれはきちんとして法律の中に書き込んで、そしてより透明性を出していくということが私は必要な事項なのではないか。

しかも、もう一つの問題点は、このリゾート問題というのはあくまでも地方公共団体の問題だと

いうふうな位置づけをされてきた。けれども、環境庁としてガイドラインを今ははっきり出して、しかも、それは国の環境庁としてだめなものやっぱり中止をさせますよということになると、これは手続上認可事項とかなんとか同じような、準ずるようなことになってしまふ。ですから、私はそういう面では局長がおっしゃったような先ほどの答弁と私が今ここで提起するようなものとは相当なずれがあるというところは日本語ですか、ちよっと私はその点理解がしにくいというふうにご考えるんです。

この二点について再度局長の考え方を伺いたいと思ひます。

○政府委員(田中健次君) 今、先生のお話にございましたけれども、これはいろいろとリゾートに關しまして環境保全上からできるだけリゾート事業の実施が適切になるようにということと、私どもがやっておりますのは環境面で配慮すべき事項をどのように把握していくかということと、私どもがいろいろ調査を今実施をいたしておるところでございます。

現地にいきますいろいろな問題につきまして、その実情をつぶさに把握をする調査をしておるといふことでございまして、この調査におきまして把握をいたしました環境保全上の留意事項につきましましては、私どもとしては、これを事例を含めまして整理して取りまとめ、これを地方公共団体の参考のために御送付をして、それで今後の地方行政の参考のために供すると、こういうことで今調査をやっておりますわけでございまして、私どもがリゾートの指針云々というものは、こまでは考えておるわけでございまして、とにかく実情をよくつぶさに承知をして、それから地方公共団体にこれを参考のために送付をして今後の対応のために供すると、こういうことで今調査をやっておりますという状況でございまして、若干この新聞報道は不正確と、こういうことでございまして。

いたがしまして、私どもは、先般来御質問ございましたが、ゴルフ場あるいはスキー場等のリゾート施設につきましましては、やはり国と地方の仕事の分担ということ、それから事業そのものをとらえる許認可法がないということでは今回の対象にしておらないと、こういうところでごいまして、ぜひ御理解を賜りたいと存じます。

○足立良平君 終わります。あとは引き継ぎます。

○加藤修一君 今の答弁は納得できないところが多々あります。

OECDの二十九カ国の中で環境アセスメント法を持っていないのは我が国だけであるということと、前回の審議の中でもそういう話があった。こういう形では国会で審議ができるようになったということは非常に喜ぶべきことであるけれども、まだまだ内容については基本的な面についても非常に明確になっていない部分もございまして、私はその基本的なところから少しいろいろとお聞きしたいと思ひます。

まず最初に、累積的なインパクト、それをどういうふうにご考えるかということですが、一つは、最終処分場が複数立地になった場合にどういうふうな環境アセスメントを考へるかということと、最終処分場が新規に立地するということとを考へた場合、それは第一種であらうと第二種でもよろしいんですけれども、要するに、そのときに既設の最終処分場に隣接して立地される場合、その既に立地されている最終処分場の影響を今回の環境アセスメント法の中ではどういうふうにご考へるか、どういうふうにご評価するのか、その辺のことについてまず一点お願いいたします。

○政府委員(田中健次君) 今回、環境影響評価というところで調査、予測、評価をやっていたわけでございまして、ただいま先生のお話にございましたように、既設の施設等がある、そこにさらに新たに施設をつくる、こういう場合でございまして、その対象事業以外のほかの事業によりまして環境影響につきましては、一般的に

これはその事業の影響を評価するときにバックグラウンドということで位置づけまして、その辺の既存のやつデータの等も評価に反映をさせるというふうには私どもとしては考えております。

それから、複数の対象施設が相互に関連して行われる場合につきましては、これはアセスメント手続を合わせて行うことができるという規定を盛り込んでおるところでございます。こうしたことで累積的あるいは複合的な影響を評価することも考えておるわけでございます。

○加藤修一君 それでは、新規立地の最終処分場の場合ですけれども、第一種、第二種の規模を満たさない場合、しかし複数ある場合、その面積が第一種に相当するあるいは第二種に相当する、そういった場合にはどういうふうに考えたいですか。

○政府委員(田中健次君) 先生の今のお尋ねは、例えばA施設、B施設ともに我々が定めた基準を下回っているけれども、二つ合わせると基準を超える、こういうお尋ねだと思います。

私どももいたしましては、今回対象施設を選定するときに第一種事業のほか第二種事業も位置づけましたのは、やはり対象事業からざりざりで落ちるという事業につきましても環境影響を考えますとかなり影響が出るということで、それらを防ぐために第二種事業というスクリーニング制度を設けたわけでございまして、そういうことで必要なかなりのものはそれで対象になるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、個別の事業種を対象といたしておるわけでございまして、今先生が例に出されましたようなケース、これが現実にあるのかないのかわかりませんが、そういうケースについて私どもは一つ一つを対象に考えるということで、合わせて判断するという考えは今回っております。

○加藤修一君 現実にはそういう問題があったから、廃掃法の関係ではそれが問題になっていた。

一定の規模以下については申請しなくてもいいとか、そういったことがあります。しかしそれが全体として集まってくると規模を超えてしまつて大きな影響を与える。第一章の「総則」の「目的」の中には「規模が大きく環境影響の程度が著しいもの」と書いてございまして、規模が大きいということとは、こういったケースの場合だつて考えられるんです。

しかも、同じ面積で考えていくと、第一種をクリアしている場合もある。クリアというのは第一種のいわゆる対象事業になる、あるいは第二種の対象事業になる。そういう場合も当然考えられるであろうということも想定し得ると、面積的に考えていった場合には、これはちょっと理解できない先ほどの答弁だと思ふんですけれども、もう一度答弁いただけますか。

○委員長(渡辺四郎君) ちょっと速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(渡辺四郎君) 速記を起こして。

○政府委員(田中健次君) 我々もいたしましては、先ほどから御答弁申し上げておりますように、個別の事業を対象にいたしておるわけでございまして、その周辺で同時に当該事業が二つ行われる、こういうことであります。先ほど御説明をいたしましたように、合わせて環境影響評価をする、こういう仕組みも加えておりまして、そういうことで仕組みでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

○加藤修一君 同時にという話、そういうケースはなかなかないケースかもしれませんが、既にあって、第二種の対象事業じゃないけれども、今度それが加わることによって全体としての面積は第二種になる場合もあるんです。第一種になる場合もある。そういう場合に、今まであったやつもひっくるめて全体的な環境アセスメントをやるといふ話になりますか。

○政府委員(田中健次君) 今回は一つ一つの事業に着目して制度を構成いたしましたので、既にある施設の上にさらに第二種にも満たない施設ができる、既存のやつと合わせて規模が大きくなるというケースにつきましては、残念ながら今回はそれは対象にはなっておりません。

私どもとしては、個別に判断をいたしまして、後からできる当該施設が環境に与える影響がそう大きくないということで判断をいたしておるわけでございます。

○加藤修一君 個別という話をされましたけれども、個別というのは今回の法律の中にどういふうに表現されていきますか。

○政府委員(田中健次君) 私どもは、前提といたしまして対象事業を第二条で定めます。この対象事業と申しますのは、私どももいたしましては当然個別の事業を考えておりまして、その対象事業についてそれぞれ政令で規模要件を定めていく、こういう法律構成にいたしているところでございまして。

○加藤修一君 いや、対象事業と言った中身は、一個の事業もあれば二個の事業も複数もあるという読み方はできないんですか。政令でどういふうに書く予定ですか。

○政府委員(田中健次君) 法律の第二条でございまして、第二条の「環境影響評価」というところに「事業」という規定がございまして、これが「特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築をいう」ということでございまして、ここで私どもは個々の事業というふうに考えておるところでございまして。

○加藤修一君 そういうことであるならば、私が最初に質問したやつとちょっと矛盾するのではないかなと思ふんです。というのは、最初の質問というのは、例えば新規に第一種、第二種の事業をやる場合に、周辺に既設の最終処分場がある場合は環境アセスメントをやるということですからいわけです。ただ、この事業の一連の土地の形

状の変更ということが個別の事業という理解をするということですか。

○政府委員(田中健次君) 特定の目的のために行われる一連の土地の形状、こういうことで御判断をいただきたいと思います。

○加藤修一君 それじゃ、今Aという施設とBという施設がある。Aが対象規模以上である、いわゆる第一種、第二種、Bが第一種、第二種でないという場合に、対象規模以下です。Bが既にあって、新たに第一種、第二種ということでAが立地される。これは環境アセスメントを行うわけです。そうですね。

それじゃその逆で、Aが既にあって新たにBが立地される。このBについての環境アセスメントは行わないんですか。

○政府委員(田中健次君) 新たにできるBが私どもが定めます対象規模に該当しない、それ以下のものにつきましては私どもの制度のアセスメントの対象にはなりません。

○加藤修一君 そうしますと、同じ規模でありながら、BプラスAであり、かつ片一方はAプラスBというふうな新旧等で考えますとそういう言い方になるんですけれども、すなわち規模が大きく環境影響の程度が著しいものという意味合いがあるわけですから、同じ規模でありながら片一方は環境アセスメントをやります。片一方はやりませんよ。これ、統一性を欠きませんか、法律上で。どうですか、その辺の判断は。違いますか。

○政府委員(田中健次君) 今、先生が例示を出されましたけれども、この場合に、いずれのケースもAが対象以上というスケールでございまして、で、Aについてそれぞれアセスメントが行われておること、私どもはそういうことで今回は考えを整理させていただいております。

それで、対象以下の施設が既にあって、それは一つでも複数でもよろしゅうございまして、その後に対象となるスケールの施設ができるというときには、先ほどから御説明を申し上げております

ように、対象となる施設の評価をするときに、対象となっていない施設の出ている影響につきましてもバックグラウンドデータとしてそれを評価に含めましていろいろと評価をやっていくと、こういう整理になるわけでございます。

○加藤修一君 要するに、両方違うということですね。両方がそれぞれ違うという言い方ですね。私は同じだということに考えたんですけれども、それは違つて、違つてもいい。何かちょっと違う言い方をしたんではないかなという感じがして、いるんですけれども、ちょっとそれを整理できませんか。

○政府委員(田中健次君) 私どもはこれから新たに法律をつくるわけでございまして、私どもとしては一定規模以上の施設につきましてこの国の法律の対象にすると。その場合に、既設の類似のもの、あるいは環境に影響を及ぼすいろいろな施設なり事業なりがある場合には、その辺のこともバックデータとして含めて新たな事業を考えていく、こういうことで整理をさせていただいておきますので、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○加藤修一君 ちよつと答弁が違ふと思うんですけれどもね。いや、それは地域特性としてバックデータ云々というのはよろしいんです、前々から聞いていますから。そうじゃなくて、既にAという対象規模のやつがあつて、新たに対象以外の、第一種、第二種にならないものが近くに立地される場合、このBについて環境アセスメントをしなすかということですよ。

○政府委員(田中健次君) それは、このBのスケールが対象以下でございまして、この制度の対象にはならないということでございます。

○加藤修一君 そうすると、Aは地域特性にならないですか。ならないんでしょね、法律で言う。ただ、そのAプラスBとBプラスAというのは言つてみれば同じなんです。それで行政上の一貫性を欠くという話にはならないかどうかということの確認をしたいんです。これは一貫性を欠かないと、そういう理解でよろしいですか。ど

ういうふうな理解したらよろしいんですか、あえて確認したい。

○政府委員(田中健次君) 私どもはいたしましては、今回法律を制定するに当たりまして、対象事業を規模で選別個々の事業で整理をする、それからバックデータとしていろいろ取り入れる、こういうことで整理をいたしたわけでございまして、新たに法律を仕組む、こういうことでどこかでスケールを切るという必要があるわけでございまして、こういう整理になったということではございまして、解をいただきたいと存じます。

○加藤修一君 ちよつと答弁になつていないように私は理解しているんですけれども、どうでしょう、か、いわゆる行政の一貫性があるかないか、そこだけちよつとお願ひします。

○委員長(渡辺四郎君) ちよつと速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(渡辺四郎君) 速記を起こしてください。

○政府委員(田中健次君) 先生がおっしゃいました例示でございまして、いずれの場合もAにつきまして先でも後でも対象になるということ、私どもはこうした点で一貫してAは対象になつていないということで、そうそこはないうふうな思ひます。

○加藤修一君 じゃ、別の質問に行きます。

今後の課題として、例えば戦略的な環境アセスメントというのが考えられているということ、すけれども、まず最初に、今回の法案については二年後施行するということ、すけれども、これ十年後に見直しを考へていこうというふうな書いてございまして、これはどういう理由でしようか。途中で見直しということが考えられないかどうか。具体的な例示を挙げないで言うのもなんですけれども、要するに十年というふうな決めた理由で、これをちよつとお伺ひしたいんです。

○政府委員(田中健次君) 今回の法案も、中身が国民に新たな負担を課するという点もあるわけでございまして、事業者に対して新たな負担を課す制度の新設になるわけでございまして。そういうことで、閣議で一つの方針がございまして、こういう新たな制度を設けるときには必ずその法律にその制度の存廃も含めて見直しの規定を置くというふうな方針がございまして、それに基づきまして今回はこういう規定を置いたわけでございまして。

それで、この法案の内容につきましては、閣議アセスの実績を踏まえながらも、スクリーニングの制度、あるいはスコーピングなどの事前の手續、それからフォローアップ措置等の導入など多くの新たな要素を備えたものでございまして。こうした点の運用状況を踏まえまして、法施行後十年を経過した段階で法律の施行の状況について検討を加えるということでございます。

これは一つのアセスメント制度を実施するに、やはりアセスに短くて一年、長ければ三年ぐらいかかります。アセスメントがそれでございまして、それで事業に着手してでき上がつてフォローアップをやつていくということ、今回の新しい制度が実行に移りまして、それでその制度の状況等をつぶさに検討するためにはやはり十年程度の時間が必要であるということで、十年にしたわけでございまして。

しかしながら、これは制度の存廃も含めて根本的に見直すというふうな趣旨でございまして、その間にもいろいろと状況は日進月歩をすると思ひますので、その間でも、技術的な問題その他いろいろがございまして、必要な修正等は適宜私どもはやつてまいりたい、こういうふうな考へているところでございまして。

○加藤修一君 その修正というのは法改正という意味も含むということですか、その修正というのは政令の話ですか、どういふふうになりますか。

○政府委員(田中健次君) 私どもはいたしましては、制度の運用を点検いたしまして、内外のいろいろな知見の集積状況も踏まえましてやつていくわけでございまして、対応ができるだけ迅速に行わ

れるということ、主として政令以下の内容になるかと思ひます。

今後、社会情勢がどう動くかわかりませんが、場合によってはまた法律改正も必要な場合があるかと思ひます。十年間は全然法律を見直さない、こういう意味ではございせんので、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○加藤修一君 それでは、環境庁長官にお尋ねしたいんですけれども、戦略的環境アセスメント、今回は港灣計画、これだけが取り入れられているわけですが、将来的にいよいよこの戦略的環境アセスメントをどういふふうな、どういふふうなというよりは、それについて積極的に取り入れていく決意であるのか、その点を踏まえて御答弁をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(石井道子君) 環境基本法の第十九条におきまして、「国は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮」することとされております。

個別の事業の計画や実施に枠組みを与える政府の計画や政策につきましても、環境の保全上の配慮が必要であるということでございますが、今回の法案におきましては、我が国の過去の実績などを踏まえて、港灣におきます土地利用等のマスタープランである港灣計画についてのアセスメントを盛り込んだところでございまして。

今後、中央環境審議会の答申に従ひまして、国際的動向や我が国での現状を踏まえて、政府の計画や政策についてのアセスメントの系統等の方について具体的に検討を進めていく考へてございまして。

○加藤修一君 今回は港灣計画を取り入れているわけですが、そもそも港灣計画をいふゆる戦略的環境アセスメントの一つとして取り入れた理由と、それじゃそもそも上位計画というのは具体的にどういふものが我が国にあるか、その辺についてお願ひします。

○政府委員(田中健次君) 上位計画あるいは政策を言う場合、一般論といたしましては、個別事業が特定される前に策定される個別の事業の計画や実施に枠組みを与えることとなる計画とか政策を私どもは想定いたしております。

しかし、計画、政策には地域的な土地利用等に関する計画、あるいは個別事業の計画が検討される前の基本計画、それから事業種ごとの年次計画、それから全国総合開発計画のような全国計画等、さまざまな対応が考えられるわけでございます。

そういうことで、いずれにいたしましても、今後中央環境審議会の答申に従いまして、私どもとしては国際的な動向、あるいは我が国の現状を踏まえまして、上位計画・政策についてどのような手続、手法が環境への影響を評価できるか、こういうことを具体的に検討して、この上位計画アセスというものを具体的に検討を進めていきたい、こういうふうにご考えておるところでございます。

○加藤修一君 答弁の中で、港湾計画をなぜ取り入れたかと、それについての理由がちょっとなかったように思いますし、我が国の上位計画というのは道路やなんかも含めていろいろあるわけですよ。それをシンプルでよろしいですから、簡単でよろしいですから、お話ししていただきたい。

○政府委員(田中健次君) ただいま一般的に申し上げたわけでございますが、例示で申しますと、個別の事業の計画が検討される前の基本計画としては、国土開発の幹線自動車道とか、あるいはまた新幹線等あるわけでございます。それから、事業種ごとの年次計画といたしましては、いろいろな五カ年計画等があるわけでございます。あるいはまた全国総合開発計画のような全国計画がある、こういうことになろうかと思っております。

○加藤修一君 先ほどから申し上げているんですけども、港湾計画をなぜ今回対象にしたかという理由を聞かせていただきたいと言っているんです。

○政府委員(田中健次君) 港湾計画につきましては、大規模な施設の立地あるいは大量の物流の発生がある一方で、沿岸域は生態的に重要な場所が多いということから、一般に環境に与える影響が大きいわけでございます。これが第一点。

それから、港湾計画は、埋め立てによる土地の形状の変更等を主たる内容とするものでございまして、事業アセスにおける調査等の手法が利用できる、こういう点もあるわけでございます。

それから、これまでも港湾法の枠組みの中で、港湾計画の決定または変更の際に環境影響評価が行われている、こういう特徴を有するわけでございます。

こうしたことから、私どもといたしましては、今回は特にそれが可能であるということ、この港湾計画を上位アセスメントの計画として本法案の対象としたものでございます。

○加藤修一君 そうしますと、今言った選定の理由として要件をさまざま挙げたと思っておりますけれども、そういった要件が整えられている計画については戦略的環境アセスメントの対象として考えていいという理解でもよろしいわけですね。

○政府委員(田中健次君) 今後、いろいろその辺の手法等も、各計画によってどういう手法で環境への評価ができるかというのをそれぞれ個別に検討いたしながら、考え方を整理して対象に取り込んでいくという作業に着手したいというふうに思っております。

○加藤修一君 先ほど環境庁長官が、戦略的環境アセスメントについて、国内の事情あるいは国際的な動向を踏まえながらという話ですけれども、かなり私は調査が進んでいるというふうに理解しているわけですか。

それで、どのくらいをめどにしてお考えかと。タイムスケジュール的な話ですけれども、その辺どうでしょうか。

○政府委員(田中健次君) いや、まだまだ国際的に見ても学会の研究等も今行われているような状況でございます。そうしたことで、私どもとして

はこれから鋭意具体的に検討を進めてまいりますけれども、いつごろまでにこれができるかということにつきましては、政府部内いろいろな検討もございまして、ここで明確に申し上げるまでに至っていないということを御理解賜りたいと存じます。

○加藤修一君 何らかの検討会を設けてやるということ、先ほど審議会の話がありましたから、その審議会の方でやるということよろしいわけですか。

○政府委員(田中健次君) 私どもとしては、どういう形になるかわかりませんが、具体的に研究、検討を進めていきたいということでございます。それには、国際的な学会の動向等、これから調べていくことも非常に多々ございます。そういうことで、私どもといたしましては、とにかく研究、検討を進めていく、それも鋭意やっていくということ、御理解をいただきたいと存じます。

○加藤修一君 じゃ、その鋭意という言葉に期待したいと思っております。

それでは、次に評価項目に行きたいわけですが、これも、環境影響評価の項目、調査、手法ということですから、それをするための指針、いわゆる主務大臣が環境庁長官に協議して定める、そういうふうになっているわけですから、既に閣議アセスで実施している項目があるわけですが、この評価項目等の指針についてどういう基本的な考え方を持っているのか。

環境基本法の環境保全施策の確保のための評価になるわけですから、特に地球環境の問題について具体的な評価項目というのは一体何を考えか。

その辺について御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(田中健次君) 環境基本法の制定によりまして、これまで公害と自然という区分を超えた統一した環境行政の枠組みが形成されまして、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会構築が求められるところでございまして、私どもと

いたしましては、これを踏まえまして、調査等の項目を見直して環境基本法に示された環境保全施策の対象を評価できる枠組みをいたすということとともに、環境への影響をできる限り回避して低減するものであるかを評価する視点を取り込んでいくために、いろいろな複数案の検討等もその検討過程に記載をさせるということで検討を進めていきたいというふうに思っております。

評価項目につきましては、環境基本法十四条各号の確保を旨といたしまして、事業の特性等を踏まえましてその選定の指針をこれから定めるということになります。全般的には、生物の多様性あるいは地球環境問題、廃棄物の発生抑制、人と自然との触れ合いなどについて評価できるように項目を定めていきたいというふうに思うわけでございます。

御指摘の、地球環境保全についてどう評価していくのかと、こういうお尋ねでございます。地球環境の保全につきましては、地球温暖化あるいはオゾン層の破壊、酸性雨、野生生物の種の減少等さまざまな分野にわたるものでございます。

環境庁といたしましては、事業によりまして地球環境保全に関する事項について評価の対象として得るものもあるというふうに考えておりますけれども、具体的にどの種でどのような項目の評価を行うことが必要になるかにつきまして、これは事業特性を踏まえまして各事業ごとにこれから指針により定められることになると思います。特に地球環境の評価、先生おっしゃいますようになかなか難しい問題でございます。これから関係各省とも相談しながら、その指針をどう定めるか検討をしていきたいというふうに思っております。

○加藤修一君 なかなかわかりづらい、明確でないという感じがしておりますけれども、先ほど山本委員が地球温暖化の問題を取り上げましたけれども、要するに日本の炭素排出量、CO₂の排出量ですけれども、一九九〇年の水準から比べていきますと、一九九四年がたしか七・数%ですか、九五年が最近の新聞によりますと八・三%

と。そういう形で九〇年水準に比べて極めて大きく伸びてきているわけですね。

ですから、主犯であるCO₂について、こういった点でどう取り組んでいくかということが非常に大切なように私は思うんですけれども、その辺についてもう既に御見解はないですか、CO₂について。

○政府委員(田中健次君) 大変重要な問題でございまして、評価項目を先行していきう、なかなか難しいところでございます。特にCO₂につきましてはどういう方法でどう評価していくか、私どもは負荷段階でできるだけこれを低減させるといふ考え方で今後いろいろ考えていきたいと思っております。なかなか難しい問題でございまして、もう少し時間をちょうだいしたいというふうにお願いを申し上げます。

○加藤修一君 それは、法律はともかくとして、要するに政令の中できちっと明確にしていこうと、そういう姿勢と理解したいんですけれども。

○政府委員(田中健次君) これは手法としてはなかなか難しい問題でございまして、今後政令、これは法成立から六カ月以内ということでございます。その間に、これも一生懸命関係省庁と協議しながら考えてまいりたいと思っております。もう少し時間をいただきたいと思います。

○加藤修一君 何か審議になっていない感じがするんですよ、その非常に難しいという。

○政府委員(田中健次君) ちょっと訂正を。これは省令で決めることで、期間が一年ございまして、その間によく考えさせていただきますので、御理解をいただきたいと思います。

○加藤修一君 先ほどの答弁の中に極めて難しいという話がありましたけれども、じゃ、いかに難しいかということ調査して委員会に出してくださいます。これこれこういう理由で難しいんだと。私は理解できないんですよ。理解できない人を理解させるような努力も必要じゃないですか。

○政府委員(田中健次君) できるだけ負荷段階で低減もさせる、こういう考え方で具体策を考えて

まいりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○加藤修一君 じゃ、もう一つ評価項目について。これは今まではかの委員が質問している可能性があるんですけれども、地方自治体が指針になるものを要求してもスコーピングの対象になるという理解でよろしいですね。

○政府委員(田中健次君) それは地方自治体が見解を申し上げる過程でそういう意見を出すということは結構でございます。

○加藤修一君 それでは、第八条の方に「方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は」と書いてございまして。それから第十八条「準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者」と、こういう者が意見書の提出云々をすることができるといふことですけれども、その「意見を有する者」、これ地域制限なしと伺っておりますけれども、外国人あるいは在日米軍基地の中の住人、あるいは海外の環境団体、そういうものも含まれるかどうか。

○政府委員(田中健次君) 一般意見の聴取は、有益な環境情報を提供していただくということで、環境保全の見地からの意見の提出を期待するものでございます。そういうことで、環境保全の見地からのご意見でございますと、その地域住民に限らずどういふ方でも、今お話がございましたように海外の方あるいは在日米軍の住宅の方々、それから海外の団体等からも意見を言える、こういうことでございまして。

○加藤修一君 私は、この文言を非常に大事だと思っております。非常にいいと思っております。基本的には、

例えば、今、団体あるいは法人も入る、半官半民も恐らく入るという答弁になると思っておりますけれども、国も入りますか。

○政府委員(田中健次君) 私ども立法過程でそういうところまで想定はいたしませんでしたが、観念的には入るんじゃないかと思っております。

○加藤修一君 私、記憶は定かでないですけれども、今回の諺早湾の関係については、日本の国内でも非常に問題にしているわけですが、海外でも問題にしている、海外からもそういう何かクレームが出てきているという話なんです。だから、国も対象に入っているというふうには理解して、具体的には既にこういう問題があるというところで。だから、理解していいんですかという確認をとりたいたいです。

つまり、例えば韓国が、日本でやっている事業についてはあの辺はおかしい、環境保全上問題がある、そういうことで意見書を提出してきた。それに対してどういふふうにはこれは理解したいのか、環境庁はどういふふうに見解を持っておられるかということなんです。

○政府委員(田中健次君) 外国が日本の国内のことに意見を言うてくる、これは非常に微妙な外交上の問題もあるかと思いますが、建前としては、意見はどこから来た意見でも受け付けますので、建前はそういうことで御理解をいただきたいと思います。

○加藤修一君 まあ主権の問題と絡んでくる可能性は全くはないという感想を言っておきたいと思っております。

次に、普天間飛行場返還の件で代替ヘリポートを沖縄本島の東海岸沖に建設が予定されているわけですが、このヘリポートの滑走路が千三百メートル。第二種事業の中身が政令で決められると、七掛けになるのか五掛けになるのかよくわかりませんが、これは防衛施設が事業主になると思っております。これはアセスメント法の対象になるかどうかということですが、これは防衛施設としてはどうお考えですか。

○説明員(小竹秀雄君) 御説明いたします。今お尋ねの普天間飛行場代替ヘリポートにつきましては、御案内のように、昨年の十二月、SACの最終報告において、必要がなくなった際に

撤去可能であること、それから自然環境や安全、騒音など沖縄県民の生活の質に配慮する必要などから、海上施設の追求をするところでございます。

この普天間飛行場の代替海上施設については、現在、移設場所、工法等も含めて今後日米間で検討することになっております。当庁としましては、移設場所及び工法等が明確になった段階におきまして、環境庁なども十分調整しながら適切に対処していきたいと考えているところでございます。

○加藤修一君 環境アセスメントの対象にするかしないか。これ、総理が何かするという話を私は新聞では確認しているんですけれども、どうですか。

○説明員(小竹秀雄君) 今のお尋ねの橋本総理、これは平成八年の九月でございましたが、沖縄県での講演におきまして、ヘリポートの移設先につきましては関係当局にさまざまなオプションを検討させる一方、自分なりに勉強して、自然破壊につながらず撤去可能な海上ヘリポート案をも選択肢の一つとしていろいろ可能性を探ってきたという御発言があったところでございます。

普天間飛行場の代替ヘリポートの建設につきまして、自然環境への影響も考慮し検討することとしており、当庁としては、このような総理のお気持ちを十分踏まえ、今後環境庁とも調整いたしまして適切に対処していきたいと考えているところでございます。

○加藤修一君 適切というのは、要するに環境アセスメント法を適用するしないは別にしても、環境アセスメント法の中身がさまざまな手続、それのつとてやるといふ理解でよろしいですか。

○説明員(小竹秀雄君) ちょっと繰り返すになりますが、今の代替海上施設については、移設場所等、今、日米間で検討しておりますので、具体的な段階でやはり環境庁ともよく御相談しながら対処していきたいというふうを考えております。

○加藤修一君 それじゃ、環境庁長官の方にお尋ねしたいんですけども、そういうふうな相談をしたという話なんです、相談したいと。じゃ、相談に対して、これは環境アセスメント法のいわゆる第二種の対象事業になるかどうかかわかりません。第一種の場合は二千五百メートルですか、七掛け、五掛けになってくるとそれはわかりませんけれども、要するに相談したいということで、環境庁としては環境アセスメントの手続についてやっていただきたいと、そういうふうな見解はおありですか。

○政府委員(田中健次君) 今、先生お話にございましたが、この法令によります対象事業のスケール等はこれから政令で決めるわけでございますが、基本的に申しまして、飛行場は二千五百メートル以上の滑走路ということでございます。したがって、二種事業につきましてもどこまでになるかわかりませんが、想像では、やはり通常のヘリポートの規模であればこの環境アセスの対象にはならないというふうな予測をされるところでございます。

環境庁といたしましては、ただいまアセス法の御審議をいただいておりますのでございまして、環境保全についてはいろいろ十分配慮していく必要があるわけでございます。本件につきましても、ただいま防衛庁の方からも御答弁がございましたが、環境庁と十分相談、協議をしますと、こういうことでございまして、私もといたしましてはいろいろな趣旨を体しまして、環境保全の関係から必要な意見を十分述べていきたいというふうな考えでおる次第でございます。

○加藤修一君 必要な意見を十分言っていたきたいと思っております。次に、発電所アセスの関係ですけれども、電事法の改正に伴うあれでございましてけれども、電気事業審議会需給部会電力保安問題検討小委員会報告、それをもとにして発電所アセスの手続が行われていきますけれども、その中で、審査の段階が三つある。通産省における審査、中に括弧して勧告

と書いてございます。次に、通産省における審査、これも勧告。この二段階目の審査の段階で環境庁長官が意見を言うようになっていくわけですね。さらに、三番目で通産省における審査、変更命令と罰則担保と。こういう三段階の審査をするところがあるわけですが、通産省は国の主體的関与による厳格な環境影響評価手続をやりたいと、厳格なですね。

私は思うんですけども、厳格にやりたいというので三カ所に通産省が入っているという話なんです、それはそれとして、三カ所のところで環境庁長官が意見を言うのは一カ所だけなんです。前と後ろの方、足し合わせると三つになるわけですが、これも私はいいんじゃないかと。より厳格な、これは実は通産省がそうあってほしいと思っていることなんですけれども、ですから、環境庁がそこで意見が言えるようにしたらどうかというふうな私なんかは理解しているんですけども、その辺の見解についてお尋ねしたいんです。

○政府委員(田中健次君) 環境影響評価制度におきましては、環境庁長官は、事業者が取りまとめた環境影響評価の結果について主務大臣に意見を述べるということでございまして、発電所の手続におきましては準備書の段階で通産大臣が勧告を行うということとされておりますために、この段階で環境庁長官が意見を述べる必要があるわけでございまして。その他のものにつきましては評価書の段階で主務大臣が意見を言うということでございまして、私どもの大臣も評価書の段階で意見を申し上げるわけでございまして、この発電所の手続におきましては、ただいま申しましたように、準備書の段階で通産大臣が勧告をするということでございまして、これに間に合わせる意見を言う必要があるわけでございまして、こういうことでこの段階で環境庁長官が意見を述べると、こういう必要があつてこうしたわけでございまして。

それで、発電所の手続におきましては、準備書の

の前の方法書の段階でも通産大臣が勧告を行うこととされておりますけれども、この勧告は環境影響評価の項目の選定等に関するものでございまして、項目の選定等に関するものでございまして、長官が基本的事項を定めるとともに項目の選定等の指針につきましても通産大臣から協議を受けるということで、これは適切に行えると考えておられて、環境庁長官が個別に意見を述べる仕組みにはしていただかないと、基本的事項あるいは指針等で環境庁長官の意見が十分伝わるかと、こういうことになっておるわけでございまして。

また、評価書の作成後に通産大臣が変更命令を行うこととされておりますけれども、この変更命令は準備書の段階で述べられた通産大臣の勧告などを踏まえて行われるべきものでございまして。環境庁長官の意見は準備書の段階で述べられた通産大臣の勧告に反映をされておりますことから、この段階で改めて環境庁長官が意見を述べることはしなかったと、こういうことでございまして、こういう仕組みになっておりますことを御理解いただきたいと思います。

○加藤修一君 納得できませんが、別の機会にやりたいと思います。忘れていましたけれども、防衛施設庁、どうぞお帰りください。次に、事後調査規定の明確化とかそういう話をしたかったわけですが、あるいはライフサイクルアセスメントあるいはリスクアセスメント、エンドクリンクの問題で、今皆さんの手元に資料が行っていると思えますけれども、いわゆる規模が大きくなるといって話じゃなくて、規模が小さくてもさまざまな影響を与えるものは現実に存在し得る可能性が当然ある、低濃度で長期暴露云々の話です。それが直接的に環境アセスメントにどうつながるかという点についてはまだこれから研究にまつところが多いかもしれせん。

私は、事後評価の関係で環境庁長官にお尋ねし

たいんですけども、要するに、飯能病院の関係で事後評価をやりたいと私は思っているわけなんです。

私が前に、四月十六日のときにアスベストの関係で質問いたしました。そのときの質問とそれに対する長官の発言、そして過日五月二十一日の報告で上がってきたこととの間には明確な矛盾がございまして、矛盾があるという理解はできていません。

○国務大臣(石井道子君) アスベスト工事の問題につきましては、先日お答えをしたところでございますが、改修工事の点で現在わかる範囲内で報告をさせていただきます。その工事のやり方については全部囲い込み方式であると聞いているわけでございます。

○加藤修一君 四月十六日の私に対する答弁は、「スプリングラーの工事とアスベストの工事とを同時にやるように指示をいたしました」と、そういうふうな言っているわけです。これは今回上がったやつとは全然違う感じがします。つまり、今回の調査報告は平成五年、平成七年、さらに平成八年と。大臣の答弁は、平成八年にスプリングラーと同時にやった、アスベストの関係については。そういうことですけれども、矛盾しませんか。

○国務大臣(石井道子君) 前回答弁させていただきましたときには私も十分に現状を把握し切れていなかったというふうな思いがしました。それで、その後十分にいろいろ現場の調査をいたしまして、そして資料などを見ました結果、一部既に行っていたわけでございまして、それでたしか三回に分かれたのではないかと思います。最後に残りました大部分についてはスプリングラーの工事と一緒に囲い込み方式で行ったということでございまして、その点は、前回答弁させていただきましたときにはその実情を十分に把握していなかったという点で御理解をいただきたいと思います。○加藤修一君 この答弁じゃなくてもほかの答弁も、先週いろいろ聞いていたときに、アセスマン

トに対する答弁もそうだったんですけれども、非常に私は寂しい気持ちをして聞いていたわけなんです。例の諺早湾の関係、あの辺の話にしても、閣議に行つて話あるいはそういうことも全然しないと。今回のこのいうことについても、実はアスベストについて加藤委員の方から質問があるということでアスベストについてだけは一生懸命調査したと、そういう答弁をされているんですよ、四月十六日のときに。質問通告も遅かったと。私は一時半にしました。この一時半が遅いかどうかは議論があるかもしれませんが、そういう表現で答弁されていることに對して何ら感じませんか。

○國務大臣(石井道子君) 答弁の食い違いがあったという点については申しわけなく思っております。

それで私も、今までもずっとそうでございましたが、現場に任せていたという実情でございましたので、その後十分に報告を委員会の方でさせていたということになった時点で、さらに詳しく調べた結果あのような報告になったわけでございますので、失礼の点がございましたらお許しをいただきたいと思います。

○加藤修一君 現場に任せていたという話は通らないですよ。一般世間で通らないですよ。政治家ですよ。いわゆる社会的な指導者なんですよ。僕はそういう表現はちょっと当たらないんじゃないかなと思うんです。誠実性に欠けるなと思います。

こういう言い方を余りしたくないですけれども、無神経な表現を余りしない方がいいと思いませんか。神経がないというわけじゃないですけれども、やり方が、言い方が無責任ですよ。もう少し心を込めて発言すべき内容だと思えますよ、真摯に反省して。実際に法を犯しているわけですから、やるべき期間にやらないで延長してしまっているわけですよ。それ以外にもさまざまな委員から質問があったわけですから、それに対する答弁もなっていない。誠実性に著しく欠け

る。

アスベストの話になりますけれども、閉い込みをやったときに、本場に閉い込みだけの話ですか。最初に天井をはがすわけですよ。はがしませんが。はがすということは、環境庁のアスベストの関係のガイドラインが何かありますね。そういうときに、これは閉い込みとはちよつと違った話になりますか。

○國務大臣(石井道子君) 前回報告をさせていたいただきましたときに申し上げたとおりでございますが、今回はすべて閉い込み方式であると報告を受けております。ですから、はがすとかということとはなかったというふうに報告を受けておりまして、先日にもよく調べてわかる範囲で報告をさせていただきます。

○加藤修一君 アスベストをはがすという言い方を私はしたんじゃないかと、天井をはがすとか、その中にアスベストはあるわけですね。工事はそのうふうにしなさいんですか。どういう理解ですか。どういうふうにご理解したらいいますか。

○國務大臣(石井道子君) 工事の具体的な方法については現場に任せていたのをごさいます。ですから、閉い込み方式という報告を受けているところでございます。

○加藤修一君 要するに、理解できないことが報告の中にあります。一つ一つ取り上げて言う時間がございますから申し上げませんが、ただ、山下委員が再報告を求めた事項が何点かござい

点では、だから、やはり自分があるの疑念をかけられている、そういった面があるのではないかならば、明々白々になるように、理解させるような努力だつてこれは必要だと思えますよ。委員会の方にその報告を出してください。既に山下委員の方から出しているやつを委員会に提出してください。どうですか。

○國務大臣(石井道子君) 私が誠意をもって時間をかけて調べた限りのことを先日報告させていた

いただきましたので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○委員長(渡辺四郎君) 時間です。

○加藤修一君 時間が来ましたのでやめます。○大淵綱子君 私も、先ほど足立委員の方から質問がございましたけれども、「リゾート開発見直し」というこの五月二十三日の読売新聞に取り上げられた件についてお尋ねをしていきたいと思つています。

この新聞によりますと、「リゾート構想見直しのための環境配慮指針」を策定し、「民間も含むすべてのリゾート開発行為、構想について環境対策の抜本的な見直しを求める」としてありまして、これを読んだときには、ああうれしいニュースだと思ひました。

そして、さらにニュースの中では、環境保全規定を持たないリゾート法の欠陥を補完する内容で、環境への影響が大きい場合は事業中止も含めた対応を求めるようにしたい。

ゴルフ場、スキー場、ホテル建設などのリゾート開発を対象に、構想策定段階から環境対策に取り組むよう自治体、事業者へ指示をしたい。

用地選定の際に、貴重な動植物の生息地や水源など環境に重大な影響を与える地域を避けたり、事業の中止や代替案を検討したりするよう求めている。

一定の開発行為の許認可権を持つ自治体に対しては、構想の進捗に応じた環境アセスメントのほか、自治体独自の環境調査も進め、イヌワシなど貴重な動植物の生息状況など地域の特性の正確な把握を要求。

事業者には、構想、工事、手法、営業段階での環境対策を具体的に示し、特に地域住民や自然保護団体との協議、情報公開を積極的に行い、環境アセスメントについては自然保護団体などの協力を得よう求めている。

こういうふうな書き出しでニュースされました。

しかし、先ほど田中局長の方の御答弁をお聞きいたしますと、大変腰が引けたといえますか、これはただアンケート調査をしただけで、その調査結果を自治体に公開して、そしてこれからの政策に資していただくような御答弁だったというふうに思うわけですね。

私たち社民党もさうぞう環境庁を呼びましてこの内容についてコメントを求めたところ、これはスクープされ誇張されている、四十一道府県にアンケートを求め、ヒアリングなども行つて集約しているところであり、これに基づき事例集を作成し、六月中旬に発表するというところで、この新聞報道は非常に自分たちの思いとは違ふということ、これを否定をされているわけですね。これは私は非常に残念だという思いをして、きょうは、できれば先ほど来の局長の答弁を撤回していただけるかなという思いを込めて質問をしていきたいというふうに思っています。

まず、国土庁にお尋ねをいたしますけれども、国土庁ではこのニュースを見ていただきましたか、何か大臣を初め関係の皆さんが集まりましてこの記事に対する対応策といえますか、そういうことの御相談の会を開かれたというふうに聞いていますけれども、国土庁としては環境庁が今回なされているような計画に対してどのように受けとめておられますか。

○説明員(猪野清君) お答えいたします。

リゾート法は、リゾート整備に当たりまして自然環境の保全との調和を重要なものとして求めています。国土庁といたしまして、自然環境の保全との調和などリゾートの政策理念の再確立を求める平成五年二月に取りまとめられた総合保養地域整備研究会の報告を受けて、自然環境の保全について十分留意するよう地方公共団体に要請をしているところでございます。

御指摘の環境庁から出されると報道されました報告書につきましては、内容がまだ未確定なものと承っておりますが、いずれにいたしましても、リゾート整備に当たつて自然環境の保全との調和

を図ることは極めて重要なことでありますので、報告書の動向や内容には十分関心を払い、関係省庁と連携をとりながら適切に対処してまいりたいと考えております。

○大淵綱子君 リゾート法の管轄省庁であります国土庁では、環境庁の今回の企画に対して非常に大きな関心を持って、そして環境庁が示される資料についても的確に対応して、そしてこれからの政策に生かしていきたいと、こういうふうにお答えをされているわけでございますが、田中局長、関係省庁は国土庁だけではなく、農水省、建設省、それぞれリゾート開発については関係する省庁があるわけでございますが、そういう省庁に今回の調査結果をきちんと報告し、あるいはガイドラインとして環境庁としての指針を示すぐらい強い姿勢があつていいと思ふんですね。

リゾート法が制定されて十年になりますけれども、リゾート法によって日本の自然環境は本当に荒廃をさせられてきていることはもう環境庁みずからが御存じのとおりでございます。ですから、強い姿勢を持って、先ほど来の答弁のような感じではなくて、関係省庁に指導力を発揮していただきたいと思ふますが、御答弁をお願いいたします。

○政府委員(田中健次君) 本件については、先ほど御答弁を申し上げましたように、環境保全上の観点からも、リゾート構想の見直しが適切になるようにということで、まず環境面の配慮すべき事項を把握する、こういう趣旨で調査をしたものでございまして、この調査が取りまとめられますと、私どもとしては、リゾート事業に関して事業者を指導する際に地方自治体の参考となるようにということで、各自自治体においてこれを参考としていただくように、地域性に応じた対応をとられることを希望してこれを送付申し上げる、こういうことで始めた調査でございます。

したがって、私どもとしては、環境庁もリゾート法に關しましては基本方針等につ

きまして主務大臣から協議を受ける、こういう立場にあるわけでございまして、こうした環境保全上の審査を行う際に私どもは参考の資料として活用をいたしたいと思ひます。

先生今お話がございましたように、リゾート法の主務官庁につきましても、この調査報告がまとまりますと早速御送付をして参考にさせていただくということをやりたいと思ひます。

○大淵綱子君 石井長官、どうですか。もう少し積極的な答弁をしていただませんか。アセスメント法ができるわけですから、そこをてこにして環境庁がいかに日本の自然を守っていくかということをやったり前向きに態度で示していただく、あるいはこたえていただきたいと思います。

○國務大臣(石井道子君) 今回の環境庁が取り組んでおりますリゾート構想の見直しにつきましては、今作業中であるということでございます。その結果をできるだけ生かせるようなそういう仕組みを考えていくべきであらうというふうに思ひますし、それは当然地方公共団体とかまた関係省庁などにもお話を申し上げるべきであるというふうに思ひます。

そのようなリゾート構想について、過去のものについてはそのような方法が、またチェックすることも必要であります。今後、これから計画される場合には、十分に環境庁がリーダーシップをとって環境保全に対する問題を重視しながら取り組むべき問題であるというふうに思ひます。

○大淵綱子君 今までのものについても問題があると思われるから調査をなさったわけですよ、今。そしてこの調査結果を出されている。それはリゾート法でやられている事業についても、あるいはリゾート法以外でも、ゴルフ場、スキー場、それからホテル、そういうものの開発について、途中で中止になっているものとか計画段階で中止になっているものとか、どんなものがあるかと詳細に調べてあるじゃありませんか。これに基づいてそれぞれの関係省庁に対して指導されるの

は環境庁としてごく当たり前のことなんですよ。ごく当然のことなんですよ。そして、国土庁でもああいうふうにして謙虚に受けとめると言っていらいしやるわけですから、ここは自信を持って指導していく、やっていただきたいと思います。

○政府委員(田中健次君) このリゾート法におきまして、私も、環境庁長官は主務大臣から協議を受ける、こういう立場でございます。その立場から、今回の報告が出来ますと関係省庁にもこの報告書を送付してそれぞれ心得ていただく、こういうことをやりたいと思ひます。

○大淵綱子君 そんなことではなかなか日本の自然環境は守れるのかなとちょっと心配でございます。

じゃ国土庁、済みません、きょう来ていただいたのもう一問だけちょっと聞かせてください。これ、通告してあつたかなかつたかちょっとわかりませんが。

このパンフレット、(資料を示す)「リゾートがつくる豊かな国土」といって、リゾート開発がいかに日本の将来にとって必要であり、あるいは活性化をしていくかということがきれいに書かれてあるわけですが、この中で「リゾート整備の事例」ということの中で、北海道の占冠トマムの事例、それから宮崎県シーガイアの事例、それから福岡県のスキー場開発の事例ということできれいな写真入りのパンフレットが出ているわけですが、これ、現地の人たちがお話を聞く機会がございました。ちょうど三例とも同じ会場でお話を聞く機会がございました。

この北海道の占冠トマムのこの写真はリゾート開発構想とは全く違う写真が載せられてありまして、そして今このトマムのリゾート構想は、週刊誌にも出ておりますけれども、「塩漬けになった負債八百億円」ということで全くとんざしようとしている状況であり、人口の増加が図られたというふうにはパンフレットには書いてありますけれども、これは工事のときに人口がふえただけであつ

て、その後は人口はふえていないのだといううようなことが現地から報告をされました。また宮崎県のシーガイアについては、この間のニュースでも赤字が五百億円にも達している経管が成り立つかどうか微妙な段階ということが言われています。

それから福岡県のスキー場については、大規模な掛け崩れが発生しておりまして、リゾート開発のつめ跡というのが非常に強く今もまだ後を引いているという、そういう現地からの御報告をいただいたわけでございます。

このパンフレットだけを見ますと、リゾート開発構想がいかに成功をして、国民から期待をされ、そしてさらに自然環境とも配慮して共生できるような形に見えるわけですが、これはやっぱり問題があるのではないかとこのように思ふわけですが、国土庁の御意見はいかがでしょう。

○説明員(猪野積善君) 全国では今御指摘の例も含めましてこれまで四十一の都道府県において基本構想が策定されまして、スポーツ・レクリエーション施設とか教養文化施設などの特定施設が整備されまして、全体としては緩やかではあります。が着実に整備が進捗していると考えております。これにより、全国的には五万人を超す新たな雇用が創出されるなど地域経済の活性化や地域振興に役立っている施設も出てきているわけでございます。

ただ、これまでのリゾート整備の中には、近年の経済情勢の変化によりまして開発事業者が撤退をしたとか、あるいは自然環境の保全との調和の点が指摘をされるといったこともあるのも事実でございます。

先ほど申し上げましたように、特に自然環境の保全との調和につきましては、リゾート法はこれを重要なものとして求めておるわけでございまして、国土庁といたしまして、自然環境の保全との調和などリゾートの政策理念の再確立を求め、研究会の報告を受けまして、自然環境の保全に

ついで十分留意するよう地方公共団体に要請をしているところでございます。

今後とも、リゾート開発がこのようなリゾート法の理念に基づいて適切に行われまして、自然環境の保全との調和が図られるよう適切な運用に努めてまいりたいというふうに考えております。

○大洲綱子君 石井長官、こうしたパンフレットのこともか国全体の開発構想などに対して意見が言えるのはやっぱり環境庁だけですよ、自然環境の破壊について。そういう面ではやっぱり先ほどから言っておりますように、しっかりと環境庁は意見が言えるという強い立場に立って指導を発揮していただきたいと思うんですね。国土庁さんあたりがとうございまして。もう結構です。

リゾート開発というと国土庁だけかと思っておりました、あるいは建設省とかそういうところだけかと思っていたら、環境庁でもやられているんですね。これは私は驚いちゃったんですね。

環境庁管轄の事業団で環境事業団というところがございますけれども、環境事業団が私はリゾート開発をやっているとはゆめゆめ思わなかったわけですから、環境事業団としての事業の中に、岡山県の玉野市というところがございますが、王子が岳地区国立公園施設建設事業というのが、王子が岳地区国立公園施設建設事業というのをこの事業団が手がけています。これは国立あるいは国定公園の中に施設を環境事業団がつくって、で上がったところで民間に譲渡をするという事業なんだそうです。

そして、この玉野市の場合では、第三セクター方式で玉野市自体も加わった中で、王子リゾート株式会社というところがつくられておりまして、この間の契約の中で事業団が四十五億円の事業費を予定して財投から資金を借りて、そしてホテルをつくっているということなんです、そのホテルはその事業団が受け持つところの外装部分として骨組み、あと内装を残すばかりになっていきます。

そうなんですけれども、そういう事業団がやることに契約されていた部分についてはすべて完成をして、そして第三セクターに譲渡がされているわけ

です。それは五年前なんです。しかし、この五年間、譲渡されました第三セクターでは全くその後の工事に手がつけられない状況にあると。そして、そのまま放置をされていて、そのホテル自体がまだ使える状況にないというような事実が明らかになったわけでございますけれども、これについて環境庁はどういう御見解をお持ちでございましょうか。

○政府委員(澤村宏吉) お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘になりました事業は、旧公害防止事業団法に基づきます国立・国定公園施設建設譲渡事業として、地元第三セクターの申し出によりまして環境事業団が宿舎本体それから園地等を建設しまして、平成五年十二月に地元第三セクターに対して譲渡されたものでございます。その後、地元第三セクターの資金調達が難航したため、宿舎の内装等の工事ができないで中断している状況にございます。

このため、現在、地元自治体など第三セクター関係者が宿舎事業の完成のための方策を鋭意検討しているところでございますが、環境事業団としても第三セクター関係者と密接に連絡をとり、対応しているものというふうに聞いていますところでございます。

○大洲綱子君 計画が持ち上がったのが平成元年です。その平成元年の契約を結ぶときには総事業費四十四億六千五百五十万円ですね。そういうことで契約をされたおたにもかわらず、それでやっておられれば中まで全部完成をした状態で第三セクターに譲られるというふうな中身だったわけでございます。

平成五年になりました、第三セクターがもっと大規模なホテルにしたいということで計画変更を申し出て、そしてその計画変更にかかる費用についてはみずから負担をするという契約変更をなされているんですけれども、そのときに環境庁あるいは環境事業団は、この計画変更に対して調査といえますか、変更しても完全に遂行できるといふふうに読んでいたのかね。環境事業団自身

は四十五億円しか提供することができないという、この事業に対しては四十五億円という上限があるようなんですけれども、それを超える計画に対して再契約をするということがなされているわけですから、こちらについて不備はなかったのでしょうか。

○政府委員(澤村宏吉) ただいまいろんな数字を申されましたが、ちょっと私詳細なことを全部フォローしているわけではございませんが、この事業計画に当たりまして、途中で何回か状況等に応じまして内容が変わってきたという経緯はあるようでございます。

いずれにいたしましても、この事業が始まるにきには、事業団において内装を除く宿舎、それから園地、野営場等を整備する、それから第三セクター側におきまして宿舎の内装及び内部の設備工事をするということでの事業が始まったものというふうに理解しております。

○大洲綱子君 環境庁にもう一つ問題があるのは、これは国立公園の中ですよ。国立公園の中にこういう施設をつくる場合には、十分な調査をした上で許可がなされなければならないと思いませんか、本来はこういう建物はなかなか民間のもの

が建つことはできないような状況であると思うんですけれども、これを建てるためにわざわざ法律をつくって、そしてこれが第一号目の事業だったわけなんですよ。そういうふうな聞いていますけれども、違うのかな。第一号事業ですね。公害防止事業団法第十八条第一項第四号、これはもう改定されて、ないそうなんですけれども、これで国立・国定公園施設建設譲渡事業の第一号事業として始められているわけですよ。

だから、国立・国定公園の中にこういう事業ができるようにするための法律をわざわざつくって、そして環境事業団が四十五億円を財投から借りて出資をして、そしてやった事業にもかかわらずとんざをしてしまうというのは、いかにも計画段階で無理があり、そしてなれない仕事、環境庁あるいは環境事業団がホテルをつくるというよう

なことは全くない仕事であるわけですが、そういうものにかかわって失敗をした例というふう

に言わざるを得ないと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(澤村宏吉) これは、ただいま先生御指摘がありました、いわゆる建設譲渡事業ということで、これまでにもいろんな形でもって公害防止事業団、当時ですが、行ってきたわけでございます。そして、その中に、国立・国定公園の複合施設といたしまして、いわゆる国立・国定公園の利用拠点となります集団施設地区においてそういった事業をやることについてのいろんな各方面からの要望等もあって事業団として受けるようになったわけでございます。そして、この地区におきましては、いわゆる利用拠点の分散を図るということ、そういったねらいのもとにこの計画が立てられているところでございます。

そして、先ほど先生御指摘がありました、また先ほどお答え申しましたように、現在、これが本来の目的を達成するように、地元自治体など第三セクター関係者が宿舎事業の完成のための方策を検討しているという状況にあるという、そのところを御理解賜りたいと思います。

○大洲綱子君 不幸な事件も重なったことは事実なんです。この第三セクターの一番の出資元であります王子が岳観光開発株式会社の社長さんが死亡するという事件があり、あるいはホテル周辺一帯の山が山火事を起こして全部木が燃えてしまっていて、非常に景観が悪くなって、今ホテルを開業してもなかなかお客がとれないような状況にあるということで、不幸な事件も重なっていることは事実ですけれども、しかし、環境保全を監視したり、あるいは指導したりする立場の環境庁が中心になって行った事業として、このまま放置をしておくことは許されないことだろうと思えますが、もう既に建てられてから五年たつて、人が住んでいると建物というのは丈夫ですけれども、人が住まない閉め切った状況に置かれている建物というのは非常に壊れやすくなるというふうにも

聞いておりますけれども、これの解決のために、どのくらいのおめで、そしてどういう方法で解決をしようとするのか、何か方法がございませうか。

○政府委員(澤村宏君) そういうことで、ただいま先生から不幸なことがというお話もありましたが、確かに、経済の状況が変わった、あるいは主としてなされてきた方が亡くなれるというようなこと等々がありました。地元におきましてこの事業につきまして大変な要望があったということも踏まえまして、地元自治体、第三セクター等が連絡を密にとりながら、今、本来の目的に沿うように努力しているということでございます。

環境事業団におきましてもいろいろ努力しておりますので、環境庁といたしまして、本件事業の目的が早期に達成できるように、事業団に対して必要なる指導を行ってまいりたいと考えております。

○大淵綱子君 よろしくお願ひします。もしこの第三セクターが倒産をしたというようになるとなると、投資をした四十四億円ですか、実際には三十九億二千二百二十三万円ということですが、これが国民の税金によって賄わなければならぬような事態になってくるわけですから、ぜひ知恵を絞って、せつかく立派なのができていますね、すばらしいホテルなんです、外から見たら、だから、それが活用できるような方法を考えていただいて、地元とも密接に協議をしながら有効利用していただきたいと心から思うところでございます。

それでは、法案の中身の方に少し入らせていただきます。もう一点だけ済みません、よろしいでしょうか。きょう新聞報道で、先ほど自民党の先生からも御質疑がございましたけれども、「閉鎖水域の汚濁進む」ということで、大きな見出しで諺早湾のニュースが出ておりました。環境庁長官も先週この委員会の質疑の中でも、環境庁としても調査の職員を派遣して今調査をさせているということで、その結果が出たんだらうと

いうふうに思いますけれども。

この閉鎖水域の排水、真水の方を排水するだけで水質浄化が本当にこれから可能なかどうかという点ですね。干潟の浄化作用が全く消えていった中で水質浄化が排水だけで保たれるかどうかということが一点目。

それから二点目は、環境庁として干潟の生物に對する何らかの措置という対策はとれないのか、あるいはなぜこれに對して、干潟の生き物に對しての環境影響評価が行われなかったのかということが二点目。

それから三點目は、農地の干拓計画について、環境庁はこれから意見の変更というのではないのかどうかということが三點目です。

それから、これは朝日新聞でございました、長崎県民のアンケート調査によりますと、干拓と干潟の保護の両立を求めている、そういうふうな期待をしている人たちが一番多かったんですね、五六%。全国の調査でも五七%と。ここが一番多かったわけですが、干拓と干潟の保護が両立できるようなよい方法は環境庁として何か考えられないのかどうかという、この四點まとめてお答えをいただければと思います。

○政府委員(渡辺好明君) 初めに、排水と水質浄化の関係についてお答え申し上げます。

排水門の適切な操作ということにつきまして私も意見を申し上げました。適切に操作をされれば相当な効果が上がるというふうに私も考えております。具体的なやり方につきましては、これから長崎県あるいは農林水産省と十分詰めてまいりたいと思っております。

ただしかし、それだけでは必ずしも、十分な水質浄化の効果が上がるかどうかという点につきましては、閉鎖水域の性格上、それ一つだけでは無理であろうと思っております。事柄はやはり、言葉を選ばずに申し上げますと、合わせわざ、総合でございまして、環境庁もいろいろ御意見申し上げておりますけれども、基本的には汚濁負荷の軽減と

いうことで、下水道の整備、あるいは農業用の水利用、畜産のふん尿の問題、それからさらには自然生態系を利用した浄化をどうするかというふうなアシやヨシを使った話、そして、私も申し上げておりますけれども、排水門の操作その他を通じて水の流動化、フラッシュ、それから酸素を入れるというふうな操作、そういったものを幅広くやるということに對応することが必要だろうと思っております。

幸い、全国にやはり指定湖沼ということで水質保全計画を立てた湖沼がございまして、そこではいろいろ経験がございまして、そういったことを生かしながら、この問題は農業者も含めた地域全体として取り組むように指導したい、支援もしていきたいと考えております。

○政府委員(澤村宏君) 二点目の生物に對する措置についてお答え申し上げます。

事業者が行いました環境影響評価によりますと、潮受け堤防の閉め切りによりまして、この干潟に依存しておりますシギ・チドリ類やムツゴロウ等、干潟特有の生物は生息が困難になります。これは諺早湾のみに生息するものではなく、有明海の他の干潟でも確認されていることから、事業による著しい影響はないと予測評価されているところでございます。

環境庁といたしましては、諺早湾の干潟の多くは消滅するものの、有明海全体の生態系という視点から見た場合、このような予測評価はおおむね妥当と判断した上で意見を申し上げたという状況になっております。

○政府委員(田中健次君) 三番目のお尋ねでございますけれども、環境庁意見の変更はないのかという点でございますが、環境庁といたしましては、既に本事業について環境保全の観点から意見を申し上げておるところでございます。

今般、潮受け堤防の閉め切り後、一層環境保全が重要となったところから、農林水産省との間に連絡会議を設置する等によりまして、環境庁意見に沿った環境保全対策の促進、あるいは環境の状

況の変化の把握のための体制の整備を行ったところでございます。

環境庁といたしましては、環境の状況の変化に對して今後必要なる対応を図る所存でございますが、その基本は、これまでの環境庁意見に沿って十分な対策を講ずることとございまして、事業そのものについての当庁の基本姿勢が変化したものではありません。

それから、四番目の干拓と干潟の保護の両立を図る何か策はないかと、こういうことでございまして、本事業について申し上げますと、潮の干満を前提とした干潟を保護いたしますことと農地を造成する干拓を同一視で両立させるということ、私は、私どもとしてはこれは不可能であるというふうに考えております。

しかしながら、本事業におきましても、潮受け堤防の外側、前面部におきまして干潟再生措置を環境庁長官意見で求めているところでございまして、また干潟とは質は異なるものの、新たに形成される豊かな生物環境といたしまして、ヨシ湿原の保全も求めたところでございます。

このように、こうした失われる環境をできる限り代償、代替するいわゆるミディゲーションによりまして環境の保全を図ることも一つの両立の方法であるというふうに考えておるところでございます。

○大淵綱子君 最後に、きょうは文部省に来ていただいておりますが、アセスメントの充実を図るためには専門家の育成がこれは急務だろうというふうに思っております。行政官庁にはそういう人材がおおむねいると思います。あるいはコンサルタント会社なども、それを仕事にするわけですからそういう人材の確保があると思っておりますけれども、その見張り役である住民の側に決定的にその人材が不足しているということがあると思っております。関心のある市民を育てて、国民全体で環境保全をしていくための人材育成のための施策が本当に急がなければならないと思っております。

現在、日本の大学、大学院では、環境学部とい

いますか、環境についての研究科を持っているところは全国で二十六校しかない、そういうふう聞いてるわけですが、さらに研究あるいは専門家の育成に文部省としては取り組んでいただきたいと思います、お答えをいただきたいと思ひます。

○説明員(高橋重君) お答えします。

御指摘のように、今日、環境問題の重要性にかんがみまして、大学、大学院において自然環境の維持、保全等に関します教育研究を推進することは大変重要なことだと認識しております。従来からも大学、大学院においては、環境問題に関する専門的な教育研究が理学部、工学部あるいは農学部等を中心に行われてきましたが、近年、学問の進展や社会のさまざまなニーズに対応して、環境関連の特色ある学部、研究科、大学院の研究科等の整備充実が図られていくところでございます。

例えば、これは学部の性格によって直接環境学部というような名称を使っているところもあるれば、従来の学部の中にそうした関連の学科を置いてあるところもございまして、平成八年度で私どもが承知しておりますのは、学部レベルでは六十七大学七十八学部、八十五の関連の学科が設置されておりますし、大学院レベルでは七十六大学に八十八の研究科に百八専攻という形で環境に関連した学科、専攻等が設置されているところでございます。

平成九年度につきましても、大変厳しい行財政事情のもとでございまして、国立大学におきましては、長崎大学に環境科学部を新設するほか、豊橋技術科学大学の工学研究科にエコロジー工学専攻を設置するなど、環境問題に関します教育研究体制の一層の整備を図っておるところでございします。

○大淵綱子君 終わります。

○小川勝也君 民主党・新緑風会の小川でございます。今の大淵先生の後を引き継ぎまして、諫早湾の干拓問題についてお尋ねしたいと思ひます。

竹村委員、有働委員を初め諸先輩はこの問題に

造詣が深く、私はいわば後発の勉強組でございます。何が問題になっているのか簡単にみんながわかるようにおさらいをしてみたいと思ひます。

まず、私なりの解釈でございしますけれども、この問題は、防災の観点、農地をふやすという観点、そして環境を守るという観点、この三つがうまく並立すれば一番いいわけでありまして、これも、これがうまくいかないからみんなが悩んでおる、こういうふうにとらえていただいているわけでございます。

まず、環境というのがありますけれども、これが広く国民の方から、一部分の方からは非常にこの環境を守れとか干潟を守れとかメッセージもたくさんいただいておりますけれども、片や、人よりムツゴロウが大事なのかというふうな議論もございまして、この干潟とかこの諫早湾の環境というのがどういふものなのか、まず環境庁からお話を伺いたいと思ひます。

私がお伺いしたいのは、例えば、世界的な会議の中でこの干潟の重要性が問われたりすることがあるとかないとか、あるいはこの日本の自然を次の世代に伝えていくのにこの干潟というのがどういふ役割なのか、まずお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(澤村宏君) この現在問題になっております諫早湾を含みます有明海の干潟は、我が国有数の渡り鳥の渡来地であり、また干潟特有の生物も生息しております。良好な自然環境を有する場所と、そのように考えております。

○小川勝也君 長崎県の住民の方からいろいろなお手紙をいただいているわけなんですけれども、その中で生物多様性条約というのがあります。これは、私はよく詳しいことはわかりませんが、これも、大事な条約なんじゃないか、これは簡単なんでも、いい条約なんじゃないか。

○政府委員(澤村宏君) 端的に申し上げますと、大変に大切な条約でございます。

それに基づきまして、我が国におきましても生物多様性の国家戦略というものを一昨年策定した

しまして、その中でも、現在問題となっております干潟の重要性、そういったことを明確に位置づけているところでございます。

○小川勝也君 五月二十日付の朝日新聞に、環境庁のリストに載っている絶滅に瀕している生物群のうち、この諫早湾で発見されたものが二十種類に及ぶという記事がございました。事実関係を含めて環境庁に御答弁をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(澤村宏君) 確かにこの諫早湾にはそうした貴重な種がおりますが、どの種をもって二十種類としているかということ、ちょっと私そのリストとの関係はわかりませんが、貴重な種がいるということ、そのことは事実でございます。

○小川勝也君 それともう一つ重ねてお伺いしたいわけですが、アメリカのNGO連合、これは百万人の会員と支持者を擁するというところでございしますけれども、この諫早湾に非常に関心をもち、団体なんだろうなと思っておりますけれども、総理にお手紙が来たそうであります。これ

環境庁から私手紙いただきました。訳はいただけてません。そのうちの秘書の高橋さんが訳してくれましたけれども、その中で諫早湾を救えというのがこのアメリカのNGO組織のみんなの意見であると。これは私は一〇〇%その人たちの言い分を信じるわけではありませんが、もし例

えば世界的な条約が前提となったり、ここに書いてあるように総理が六月に国連特別総会に出席されるということもかんがみると、余りあながち無視もできないかなと思っておりますけれども、どうとらえておられますでしょうか。

○政府委員(田中健次君) 諫早湾の干拓事業に関連をいたしまして、その見直しあるいは中止の要望が国内それから国外の自然保護団体からも寄せられているということは承知をいたしております。

それで、今お話がございましたアメリカのNGOからも総理大臣への要望書が参っております。本事業は国際的に重要な自然資源である日本最大の干潟を消滅させるものであり、アメリカの

自然保護団体を代表して諫早湾干拓事業の中断と見直しを要望するという内容のものであったというふうにお承知をいたしております。

○小川勝也君 先ほどの御質問の御答弁の中に、大切な干潟だと今聞いたんですけれども、さっきは干潟はほかにもあるからいいんだみたいな言い方をされたんですけれども、そういう言い方をすると、例えば森林を守れなどという人たちがいるとすれば、森林は日本国じゅうどこにもあるわけですね。全部裸にして北海道の礼文島だけ残っているからいいという話になるのかなというところにもなると思ひますが、余り意地悪言ってもしうが、ありませんか、何はともあれこの諫早湾の干潟は大切なんだという御認識でよろしいですね。

○政府委員(澤村宏君) 諫早湾を含みます有明海全体のこの干潟ということ、そういったことは重要であるということをお示ししているわけでございます。

○小川勝也君 ここで一つ目の環境が大切だということがあったような気がいたします。そうしますと、あとは防災の点と農地をふやす点ということになると思ひます。

まず、農地の方だと思いますが、この間農水省の部長さんがわざわざお部屋まで来てくれました。いろいろ御説明をいただきました。御説明をいただいて、私の考えの方が正しかったなということを確認させていただいたわけですが、まず、干拓するあるいは農地になる面積というのはどのぐらいなんですか。

○説明員(太田信介君) 約千五百ヘクタールということになります。

○小川勝也君 全国に耕作放棄地と呼ばれている元農地はどのぐらいあるでしょうか。

○説明員(太田信介君) 十六万ヘクタールという状況でございます。

○小川勝也君 私北海道農業地帯の出身でございますので、農業や農地がいかに大切かということにしましては、かなり理解がある方だと自負し

ております。

そして、構造改善局が行っております、例えば使いの悪い農地を区画整理する事業であるとか、例えば農地を持っておられる方がばらばらので非常にやりにくいから、それを構造改善局がいろんなメニューを用意して、例えば竹村さんはここからこっち、小川はこっちからこっちと分けるような事業があったり、あるいは農地がふえれば収量がふえるということだけではありません。これは例えば土地改良などという有益な事業もたくさんあると私は確信をしておりますし、ただ単に千五百ヘクタールここにふやすから将来の我が国の食糧自給率を上げるために役立つという考え方はなくて、この諫早湾以外では農地を確保するということだけでもあるかと思えます。

そこでお伺いしたいわけですが、例えば、諫早湾のその千五百ヘクタールの農地を得るための予定の事業費は幾らでしょうか。

○説明員(太田信介) 総事業費は、現在、二千三百七十億円ということになっております。これは潮受け堤防、それから内部の干拓に要する費用、一応全体を網羅した数字でございます。

○小川勝也君 干拓して農地になる部分だけというのはいくらですか。

○説明員(太田信介) これは、潮受け堤防そのものが農地をつくる機能もございますので、それをはっきりと数字的に分けることは若干困難な状況でございます。

○小川勝也君 それと、発売されるお値段でございますけれども、十アール当たり百十万円と聞いておりますが、いかがでしょうか。

○説明員(太田信介) 現在想定しております配分の価格は、十アール当たり約百十万円でございます。

○小川勝也君 これは高いと見るか安いと見るか、人それぞれだと思いますけれども、例えば、パンフレットを読ませていただきますと、酪農を経営する場合、八ヘクタールを予定している。そうしますと、まず、ここで農業を始めるという方

は土地の取得に約九千万円かかるわけですね。それから例えば、農業というのは今すぐとくわけではできないものじゃありませんので、それなりに大型機械を購入したり、牛舎あるいはサイレージというえさを入れておくところとか、さまざまな設備投資がかかるわけです。私、ふだんから北海道の農業者というんな農業経営の上での悩みや苦しみを聞いている立場として、これから当然一億円以上になる借金を背負って高いミルクを搾っても採算がとれるかなというふうに非常に心配するわけでありまして。

そして、例えば三ヘクタールで野菜農家を始める方もそれなりに初期投資をするわけですね。その方が優良農地だからということで採算が合って借金を返済していけるということであれば、ちょっとこれは意地悪な言い方になりますけれども、先祖伝来の農地をお持ちの方はその分だけがんばったままだという計算にはならないか。そのぐらいいくつかの土地なんじゃないかなというふうに考えるわけでありまして。

これはうわさで聞いた話ですが、今その農地を買い取った人が長崎県から一名と熊本県から一名だという情報を聞きましたけれども、その辺情報があればお答えください。

○説明員(太田信介) 今御指摘ありました熊本県とそれからもう一つは長崎県の話については、私残念ながら承知しておりません。申しわけございません。

○小川勝也君 じゃ、ゼロかもしれないということですね。そのぐらいいくつかの農地と呼べるところをほとんど農地にすると、あるいは国土保全上大切な部分からやっていくということには大いに賛成であります。なぜそのときに環境庁が環境は大事だと言っているこの場所につくらないか、このまま日本人は米が足りなくなつたら大変だということと計画をされたことは、私

は高く評価したいと思えます。時代の変化と同時に、本心に正しいことというのは変わっていくんじゃないかなというふうに思っています。

そこで次に、ちょっと防災の方に話を移したいわけですが、この地区は先ほどの質問にもありましたとおりたびたびの洪水に見舞われている地域だと思えます。聞くところによりまして、この本明川という、暴れ川というんですか、この結構危険な川とこの湾との関係によっていろいろな洪水が起きるということ聞いております。

建設省の方にお伺いしたいのは、本明川のこれからの治水対策の計画の全容についてお伺いしたいと思えます。

○説明員(白波瀬正道) 本明川の治水対策でございますが、本明川につきましては、昭和三十三年七月の諫早大水害、これをこうむっておるわけでございます。これを契機といたしまして昭和三十三年、その翌年度でございますが、直轄事業として改修を進めてきております。基本的に河道の拡幅、築堤等でございます。諫早大水害時の洪水規模の流量、これを安全に流下させることができるように事業を進めておることでございます。

○小川勝也君 農水省にお伺いしたいと思えます。これは例えば、農地を造成する計画と防災対策と、この二つのミックスした事業だと私は考えております。仮にの話で大変恐縮でございますが、私が言います農地の部分を埋立てないでそのままだと内水面といいますが水がたまる場所にしておいて、近ごろ完成いたしました潮受け堤防という立派なものができておりますが、これはむだになつてしまふものなんですか。

○説明員(太田信介) 防災機能の点に関して申し上げれば、その分の効果は出るということでございます。

○小川勝也君 また仮にの話で恐縮でございますが、ここで計画を変更して、農地は別なところで

特別な予算をつけて、長崎県中心でもいいですし、ほかの場所を探しましょう。先ほど言いました耕作放棄地等たくさんありますし、構造改善事業も優秀な技術をもっていわゆる反当たり収量というのが確実に上がるような施策もたくさんお持ちなんですから、そういう観点で補う。そして今回の事業は、潮受け堤防と、建設省さんが申されたように本明川の治水対策を万全に行うということをやったときに、今回の事業の中でどこかでこれはむだだったという部分はあるんじゃないか。

○説明員(太田信介) 仮に農地をほかに求めるという御議論でございますけれども、基本的にはこの計画そのものが増反、いわゆる周辺の農家の農地をふやすという観点で進めておりますので、その観点からいたしますと、周辺の農地、特に畑地につきましては非常に傾斜度の急な、しかも農道等も整備しておらない、非常に生産環境としては必ずしも良好と言えない、そういう意味で、そういうところに経営を拡大するような余地は極めて限られておるといった意味で、やはりこの干拓事業におきます農地の造成が必要だということに考えております。

○小川勝也君 ということは、近隣の農家の方々がこの干拓地に新しい農地ができたから買いたいということですね。先ほど私が聞きました二件さえない知らないとおっしゃったのに、結局農地を買い取ったという人はいるんですか、いないんですか。

○説明員(太田信介) 私、先ほどお答えいたしましたのは、先ほど議員御指摘のそういう情報についてはちょっと知らないということをお願い申し上げますけれども、平成七年に近隣の若手の農家等にアンケートをいたしまして、その中では四割程度の農家がこの事業に非常に興味を持っていたという状況でございます。

○小川勝也君 関心を持っています。私も持っております。

それから、例えば、最初に大変な金額を出して農地を買うというのは今の農業政策上大変なこと

だと思ひます。私どもの方のことばかり言うわけじゃありませんけれども、この長崎県よりも諫早湾よりも、当然のことながら北海道は農地の価格も低いわけでございます。それでも、現在の農業政策がいい悪いは別にして、農業経営が厳しいというところでなかなか新規参入者が踏み切れないでいる。そんな状況も考え合わせていただきますと、さまざまな判断ができるのではないかなというふうに考えます。

そうしますと、私は多分、これは仮説でございますけれども、潮受け堤防は高潮防止で非常に大切な役割を果たせる。そして例えば、仮にの話で恐縮ですけれども、湾の中に農地はつくらない。そうしたときに、例えば農水省は英断をして防災効果だけ高めた、こういう話になると思ひますが、その場合、その内水面に海水がまじってれば防災上何らかのデメリットがあるのかどうか、これをお伺ひしたいわけでございます。

どなたも担当者はおられないと思ひますので、建設省の方にちょっと聞いてみようかと思ひます。

○説明員(白波瀬正道) 御趣旨は諫早湾干拓事業におけるところの防災効果いかにという趣旨であらうかと思ひますが、この事業は、農水省さんがその干拓事業の必要性から判断をされて実施されておるということでございまして、建設省としてその効果あるいはその状況等について説明あるいは判断できるという立場にはないわけでございます。

○小川勝也君 では、農水省の方にお伺ひしたいと思ひますけれども、もし仮にの話で大変恐縮です。

農地はつくらない、立派な高潮堤防はできています。そのときに、計算上によりまして、その部分が、湾の中の水がマイナスメートルであれば本明川から水が流れてきても大丈夫だという計算だとお伺ひしていますけれども、それが海水と淡水がまじっていったときには防災の効果は下がるん

○説明員(太田信介) 防災にも幾つかございまして、河川洪水を受け入れるという意味におきましては必ずしもそうはならないところでございしますが、細かな計算をしておるわけではございませぬけれども、今回整備いたします潮受け堤防が既存の農地から相当離れて位置することになりますので、また潮風害についてはそれなりの効果が農業用としても出るといふことが言えるのではないかとと思ひます。

○小川勝也君 では、質問を変えます。

仮にの話でまた申しわけありませんけれども、干拓地に農地をつくらない、すなわち土を埋め立てないということになりますと、そこに例えば大雨のときに河川から流れてくる水が入ってくる量がふえるので防災上の効果は高まるのじゃないかと私は素人考えで思ひますが、その点いかがか、農水省の方にお伺ひしたいと思ひます。

○説明員(太田信介) 現在の計画におきましては干陸地、堤防で仕切りましてその中の水を吐き出していわゆる乾いた土地をつくるわけでございますけれども、そこには周辺からの水は引き入れないということ、そこ自身の排水ポンプを整備して乾いた状態に保つという計画になってござい

ます。

○小川勝也君 ちょっと質問の趣旨を理解していただけないかと思ひますが、本

当にお答えいただきにくい質問だということとは重々承知しております。

○小川勝也君 それは当然だと思ひますね。というのは、実はこれは八三年の農水省の諫早湾防災対策検討委員会の中間報告で、干拓地を遊水池にしない限り大規模な洪水には対応できない、こうあるわけですね。

ということはどういうことかという、これは私の素人考えが当たっていたわけ、潮をとめる、その中の水位を低くして、川から水が流れてきたときにそれを受け入れやすくするわけですから、その容量が大きいほど防災上の効果が高まるわけでございます。

そういう意味でいいますと、これは仮にの話ですけれども、諫早湾の農地ができることを心待ちにしていた入植希望者の方には申しわけないけれども、それを別なところで、国の食糧政策上の農地をふやすというところで構造改善局の予算がほか

○小川勝也君 先ほど環境庁から、干潟は大切な、国際的にも条約があつてそれも大事だという話をいただきました。

これも万が一の話で恐縮ですけれども、農水省が、諫早湾の農地を期待していた皆様には申しわけないが、農水省として別の農地の開拓に計画を変更することになったということになったときに、環境庁は干潟が救われるということであつたに、環境を守りたいのか、干潟を守りたいのか、うれしくないのか、御答弁をお願いいたします。

○政府委員(澤村宏君) 大変難しい御質問で、仮の話ではございしますが、先ほど来申しておりますように、この地区は、諫早湾を含めまして有明海の干潟は我が国有数のものであるという認識に立っております。

○小川勝也君 環境庁が環境を守ろうとしな

れども、これは農水省の計画、当初はすばらしいかと思えます。しかしながら、時代が変わり、米が余り、そして田んぼをつくりたい人が田んぼをつくれなくなった。そんな時代になったとき、農地を高い金を出して買う人は少ないんじゃないかなと思う。それでもどうしても計画を執行したいという方には無理があるんじゃないかなというふうに思う次第であります。

そして、そういうときに農地を何としてもこの諫早湾につくらなきゃならないという意義が減っていくと、相対的なものでありますので、先ほどもおっしゃいましたように、この諫早湾の干潟は大切なものだったというのが自然に上がってくるんだと思うんです。そして、この干潟を守りながら、淡水と海水が共存するように適切な形で水門を変更することにより、残りの事業をきっちりやれば、防災と環境が両立できると私は思うのであります。

そして、農水省にはこれは勇気ある撤退を僕は本望はしてほしいわけですね。ところが、きょうは課長さんでございますので、そこまで申し上げても酷かと思えます。その場合は、私は別に農水省の族議員じゃありませんけれども、もし勇気ある撤退をされるということであれば、構造改善局担当の例えば先ほど申し上げましたような区画整理事業であるとかあるいは土地改良事業、これは与野党を超えてみんなで応援していきたいというふうに思う次第であります。

この問題の中でいろいろな問題があります。例えば、地元はどう思っているんだという話であります。先ほど大淵先生からも質問の中で触れられておりますように、ここにきょうの朝日新聞がございます。そして、長崎県の方だけに聞きましたという問題があります。そして、これを読みますと、諫早湾の干拓事業に賛成か反対か、県内、賛成二一％、反対五〇％。これは一概に僕は言える問題じゃないかとも思えます。そして、例えば本場に農地が欲しい人があれば、この人のパーセンテージは同じ一％でも価値が高いのかもしれない

い。しかしながら、そうじゃないんだということも御理解いただけると思います。干潟の生物が死ぬというところで気にしておられる方もたくさんおられますし、農地造成の必要はないと答える方もたくさんいます。

そして、実は、先ほど言ったことと矛盾しますけれども、賛成と答えた理由の中で県内の方が、農地が造成されるから賛成だと言っている方は五％しかいません。そして、そんな中に、農地をふやすことと防災対策をいつの間にか議論的にミックスして、農地をつくらなきゃ防災効果が出ないんじゃないかと思っておられる方も私はいくらでもないかと思うんです。本場にこれは今まで立派な堤防ができたことを喜んでおられる方もたくさんおられますし、諫早湾の国営の干拓事業というところで自分たちを洪水から守ってもらえるんだと思うからこそ賛成する人が多いんだと思います。

だから僕は、これは防災の見地、そして農業を守るあるいは農地をふやすという見地は分けてとらえた方がいいのではないかと考えています。環境庁長官から、今までの議論の中で御感想があれば、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(石井道子君) 環境庁の立場としては、干潟を守るとかあるいは生物多様性の問題に配慮をして環境対策に取り組まなければならないというところは当然のことでございますし、そしてそれにつきましては環境庁といたしましてはそれぞれに取り組んできたところでもありますが、今回の諫早湾の事業につきましては、いろいろと今まで私もあらゆる立場の方から意見を聞いていたしまして、研究をしてまいりました。

この事業については長い間の経緯があったということ、そして、事業者として地元の要望というところでいろいろの事業が進められてきたというふうな聞いております。その段階で、環境庁としては三回にわたって環境保全のための要望を続けてきたわけでございます。その最初からのいろいろ

ろないきさつとかそういうことを全く無視することではできないのではないかと感じております。

それで、環境庁としては、今まで申し上げてまいりました意見に対して事業者が適切に対応できるようにということをお願いしてきたわけでございます。そして、今回も、潮どめ堤防が閉じられたというところによってかなりまた環境の状態が変わってきたということを受けまして、先日、農林水産大臣にお会いをいたしまして、そして環境庁の意見に対して万全を期していただきたいということをお願い申し上げてまいりました。そして今回、連絡会議もスタートさせまして、今後の問題については農水省と環境庁と十分に話し合いをしながら、的確に状況を把握しながら、そして今後の対策をとっていききたいということになっているところでございます。

いろいろとさまざまな立場の方、多くの御意見があるわけでございますが、今までの政策の継続といえますか、そういう点についての環境庁の立場というのは今そのような段階でございます。それからできるだけ環境保全については十分配慮して、環境庁がリーダーシップをとって取り組んでいかなければならないと改めて思いを強くしているところでございます。

○小川勝也君 これは当然、今回この法案が審議されている最中だからこの問題がクローズアップされたということと私は決して無関係じゃないと思います。こういう問題こそ、環境庁長官の意見陳述の機会がふえるということが望まれる問題だからであります。私は、この問題に対して意見を言わないような環境庁長官なら、環境庁も要らないし、この環境アセスメント法案も要らないんじゃないかなと思っております。

環境庁長官の仕事は、事業の継続性を心配することではなくて、我が国や地球の将来にわたっての環境を守るんだと、そして私はちょっと酷なことを言いますけれども、環境庁長官というのはほかの事業官庁の大臣とは違うんじゃないかなとい

うふうに思わせていただいております。

そして、石井環境庁長官が在任中に評価されようと思ったり間違いだと思ったり、私は石井長官が参議院議員の在任中に評価されるのも間違いだと思えます。二十五年後や五十年後、あるいは二百年後、石井道子さんという人が環境庁長官をやったからこの日本は守られたんだと、そういう評価を受ける立場だと僕は思います。

そして、いろんな先生方とお話をしていますと、環境庁をもっとも応援したいという先生方が非常に多いわけでございますし、私みたいな若造が言うのは生意気ではありますが、齒がゆい部分もたくさんお持ちなんじゃないでしょうか。

石井長官に、今の現世においての評価を求めず、将来の日本のために働ける大臣としてやっていただければ、みんな応援団になることをここで表明したいと思います。

質問を終わります。

○末広真樹子君 自由の会の末広真樹子でございます。私も、この法案を待ち望んだ一人ですが、かつて名古屋で行われました中央環境審議会の地方ヒアリング、これを会場の中で一般の方にまじって拝聴いたしました。具体的意見としての最大公約数は、初めに計画ありきではなく、まず住民の声を聞いてほしいというものでございました。そして、アセス法制化への国民の期待が高いなということを感じました。

アセスメント制度は、事業者や行政だけが情報を持っているわけではない、国だって間違えることもあれば知らないこともある、地域の住民やNGOにすばらしい知恵が眠っていることがあるということを感じています。

ところが、政府が開催する万博であるにもかかわらず、ある時期までは政府のチェックもろくにないまま、しかも地元での合意形成も十分なまま、環境破壊型の万博構想が進められたんです。私が議員当選の翌日に、環境庁自然保護局長に

お電話をいたしました。そのときのお答えが、愛知万博って何ですかという素朴なものでございまして。これがすべてを物語っていると思います。

地方でやることというのはなかなか中央で認知されていない、それがすべての立ちおくれの原因になっていく、こういうことだと思っております。

私は、これに危機感を感じて、この委員会において当時の大島環境庁長官に、何とかこの自然破壊型の万博構想を環境庁の力でとめていただきたいとお願いたしました。そして、その後大島長官の指示のもと、万博についての地元構想は大きく変更され、愛知万博は環境保全を最優先とし、むしろ二十一世紀の環境保全のあり方を世界に提示するものと位置づけられました。しかし、本当に環境保全を最優先にする万博が行われるのかどうか、いまだに地元では根強い不信感があります。

さて、閣議了解では異例のことながら、「本博覧会の開催に当たっては、環境影響評価を適切に行うこと」と明記されております。このアセスを十分なものにすることが地元の不信を解消し、政府としての環境重視の姿勢を明確にする道だと考えます。私は、この万博アセスの問題について質疑を行う中で、理想のアセスメントのあり方とはどんなものなのか考えてまいりたいと思っております。

まずは、環境庁長官に、万博のアセスを十分万全に行っていくという力強い御決意をお願いいたします。

○国務大臣(石井道子君) この万博の問題につきましては、閣議アセスで平成七年十二月に決定をしていることとございます。

今、何力国かの希望が出ているということで、これからその場所が決定される、開催地が決定されるという段階ではあります。そして、もしこれが日本において行われる場合には、環境アセスについては万全を期してやっていかなければならないと、こういうふうにも思っております。

○末広真樹子君 力強さにはちょっと欠けておりましたが、ともかくも御決意をいただきました。ありがとうございます。

環境保全を掲げる万博、しかも我が国政府が実施する事業でございまして、そのアセスメントも世界の模範となるようしっかりとしたアセスであることが必要であると考えます。

そうした観点から考えますと、少なくともこの法案に盛り込まれましたスコーピングなどの手続や環境基本法に対応した評価の考え方、あるいは複数案の検討の記述など、当然万博アセスにも最低限取り入れられるべきと考えますが、環境庁、通産省、それぞれ考え方を聞かせください。

○政府委員(田中健次君) 今お話ございましたように、この万博のアセスでございますけれども、人と自然との共生を目指す今回の万博の趣旨からいたしまして、他の模範となるようなものでなければならぬというところは御指摘のとおりでございます。この法案あるいは中央環境審議会の答申の考え方を十分に参考といたしまして、また万博固有の事情等も踏まえまして、環境保全に万全を期するアセスを考へるべきであるというふうな私どもは考えておるところでございます。

○説明員(松尾隆之君) ただいまお話ございましたように、一昨年の閣議了解の際に、環境アセスメントの必要性について合意されてございます。

国際博覧会の事業についてのアセスメントを行う予定でございますが、まさに短期間に人口が集中するような博覧会特有の生態系への影響を含めまして、最適なアセスの手法により実施されるよう、環境庁を初めとする関係省庁とともに、事業主体になる予定でございます博覧会協会というのを指導してまいりたいというふうに考えております。

○末広真樹子君 たった一問でありがとうございしました。

さて、日本のアセスは事業計画が先にありきで、後になってつじつま合わせのアセスメントをやっていたのではないかなと思います。私は、本

来、アセスは事業計画と一体となって行われるべきものであると考えます。アセスメントで収集された情報が敏感に事業計画に反映されて、アセスと事業計画とがあたかも車の両輪のように進んでいくのが本来のアセスメントだと思います。そのような観点からすれば、万博アセスも万博の会場構想、事業計画と一体となったものである必要がありま。

そして、それは決まった固定観念のものでなく、会場構想や事前計画を前提にするのではなく、幅広い会場候補地の代替案を比較検討して住民や専門家の知恵と工夫が生かせるようなものであるべきと考えます。そして、これは万博アセスに限らず本来のアセスの姿であろうと考えますが、環境庁の御見解を伺います。

○政府委員(田中健次君) 環境影響評価制度、これは事業者みずからその事業計画の熟度を高めていく過程におきまして、十分な環境情報のもとに適正に環境保全上の配慮が行われるようにするために地方公共団体あるいは住民等、事業者以外の方から環境情報を幅広く収集いたしました。その情報が適切に事業計画に反映される、そういうことを目的とするものでございまして、この点につきましては今先生が述べられた考え方と基本的に同じでございます。

また、本法案におきましては、環境影響評価制度、現行の制度につきましては、事業計画がほぼ固まった段階で準備書の提出によって手続が開始されており、環境影響評価の結果が事業内容に反映されにくい、こういう問題点が指摘されておるところを踏まえまして、早期段階からの環境配慮の要請にこたえるために新たにスコーピングの手続を導入いたしました。

また、環境保全の見地からの事業計画の検討の過程が明らかになるように、環境保全対策の検討の過程を準備書及び評価書に記載事項として記載させることにいたしております。また環境影響評価の結果を事業の許認可等に的確に反映するた

めにいわゆる横断条項を規定しております。これらによりまして環境影響評価の結果が事業計画により適切に反映されるものになるものと思っております。

万博アセスにつきましては、博覧会の開催が正式に決定された後に構想が具体化された段階で実施をする、こういうことになるわけでございます。今後とも、その細かな詳細を決定していくに当たりまして通産省と十分協議をして対応をしていきたいというふうに思っております。

○末広真樹子君 万博が成功するかどうかというのには、一に地元の理解にかかっていると言っても言い過ぎではないと思います。環境保全に万全を期し世界に自然と人との共生を示すといっても、会場周辺に反対のプラカードが林立するようでは逆に日本の恥を世界にさらすことにもなりかねません。

なぜ、根強い反対運動があるのか。それは、例えば愛知県のやった調査についても、その後でレッドデータブック掲載の絶滅危惧種が見落とされていたことが判明しております。あるいはサギソウの写真が上下逆さまに載ったりもしています。とても住民の信頼を得るに足るとは思えません。県のアセス調査の内容と手法について御説明願いたいと思います。そして、調査体制及びスタッフに十分な人材がそろっていたのかどうかも含めて、県のアセスへの評価を率直にお聞かせください。

○政府委員(田中健次君) ただいま御指摘の調査は、愛知県が実施をいたしました環境影響調査、それから植生回復改良基礎調査等を指すものと考えますけれども、これらの報告書には通常この種の調査で使用されております手法を用いて調査を実施したこと等が記述されておまして、報告書として一定の水準には達しているものと考えております。

しかし、新聞報道等でも指摘をされておりますように、絶滅危惧種に指定されております植物種の記載が誤っている等の不備も見受けられるとこ

ろでございませう。また、詳細は承知をしておりますが、一般の方々から調査手法やあるいは調査結果に問題点を指摘する声があることも聞いております。

環境庁といたしましては、愛知万博の開催が決定した場合には環境影響評価の手続の中で改めて詳細な調査が必要になるものと考えておりました。その具体的な内容あるいは手続等につきましては今後通産省と十分協議をしましてまいりたいというふうに考えておる次第でございませう。

○末広真樹子君 ありがとうございます。

それじゃ、財団法人日本自然保護協会が万博問題小委員会というのを設立しまして、本年二月十七日、現地視察を十五名で行っているのをちょっと御紹介します。

そのうち、専門の研究者は半数を数えます。愛知県の場合は、たしか農林課から何人か連れてきて今一生懸命頑張っているんだという状況だと思えますが、この自然保護協会の方は動物生態、動物地理、昆虫、鳥類、植物生態、自然復元、環境生態、森林生態、自然地理・地形等々の専門の研究者でございませう。

その現地調査報告書は小委員会見解書として、図解資料と英文訳まで含めて四部発表されたところでございます。これは大変わかりやすく書かれていますので、委員会の皆様にもぜひお読みいただきたいと思ひます。

ここでは、要点を三つだけ御紹介させていただきます。

まず一点目です。開催地となっている海上の森は活断層の真上にあるそうです。地震の果の上で万博をするようなものと断言されています。二点目。万博会場を三つのゾーンに分けておりますが、調査の結果、ゾーニングと生物の関係は何もなかった。何のためのゾーニングだったのか、その根拠が見られない。三点目。何本もの川沿いに気になくはない生き物が東西に分布している。ところが、それを分断するように南北に道路一本が通る計画となっている。通常は道路もこ

ういった場合東西に計画されるのが普通であるのに、わざわざ九十度の角度で分断するとは、一体生態系にどう考慮したのか。

以上、大きく三点を指摘しまして、この場所からの万博の完全撤退と跡地利用の見直しを求めています。なぜ、こんなに県の調査と日本自然保護協会の調査が食い違うのでしょうか。

そこで、お尋ねします。

愛知県の制度において、原則として予測評価の対象とされている環境要素に地下水、生態系、安全、災害、国土保全、土地利用、地球環境等々の調査項目は入っていたのでしょうか。

○政府委員(田中健次君) 愛知県では、平成二年度から瀬戸市の南東部の丘陵について環境の現況調査あるいは環境影響に係る調査を行っていることは承知をいたしております。

これらは、環境影響評価要綱、愛知県の要綱に基づく調査ではございませうけれども、自然環境に関する事項として地形・地質、植物、動物等が、それから公害防止に関する事項といたしまして大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等が予測評価をされておまして、御質問の地下水、生態系、安全、災害、国土保全、土地利用、樹林地、地球環境等の要素については予測評価されていなくて、こういうふう聞いております。

○末広真樹子君 そのとおりなんです。現行のアセスメントにおける地方自治体の調査対象は、つまりピックアップ型で、ここに私持ってきましたけれども、愛知県の場合はやる項目のところ、皆さん県別で黒いところを入れているんですけれども、一番肝心の地下水のところはやっていないんです。そして、生態系、これもやっていないんです。またことに残念で、万博が行われる愛知県でこれだけのかな、特に地下水、生態系なんかの重要課題をやっていないということは大問題だと思ひます。

これからのアセスメントというのは、こういったばらばらの評価ではなくて自然環境を一体的にとらえて予測評価を行うことが必要であって、そ

のために生態系そのものを調査対象にしなければならぬと思ひます。また、今回の法案においても自然環境保全の評価についてはこれと同様の予測評価を導入してもらいたいと思ひます。

この点に関する大臣の御見解をお願いいたします。

実施していることは前段で述べました。突き詰めて言えば、アセスにおいて一番大事なことは、事業者は地域住民やNGOなどにすばらしい知恵があることを認めて、謙虚にその意見やデータを取り入れていくことだと思ひます。愛知万博の会場構想やアセスメントにおいて地元の方々やNGOの声を最大限に尊重し、本当に世界に向かってこれが日本の自然と人の共生だよ、理想ですよと胸を張って言えるような立派な環境保全型万博とすることに、石井長官の再度の御決意をぜひお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(田中健次君) 御指摘ありましたように、自然環境を一体的にとらえるという視点は大変重要であると認識をいたしております。本法案におきましては、環境影響評価の項目等を選定するための指針は、生物の多様性の確保等を定めました環境基本法十四条各号において掲げられております事項の確保を旨として定められるものとされておるところでございませう。

それで、生態系や生物の多様性そのものを調査して評価する手法というものは現時点ではまだ確立をされておられませんけれども、環境庁といたしましては、できることから取り組むということとともに、科学的知見を踏まえた手法の確立に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございませう。

○末広真樹子君 そうですね。民間でこれだけの調査をやるのですから、環境庁、相当頑張らなくちゃ恥ずかしいですよ。

いづれにせよ、海上の森の多様な自然はそう簡単に把握し切れるものではございませう。万博アセスでは、当然これまでのデータに加えて国みずからの責任を持った徹底的な調査が必要でございませう。

同時に、海上の森を一番よく知っているのは一年を通じて海上の森で自然観察会をしていらっしゃる地元の皆様でございませう。どんなコンサルタントや学者よりも海上の森をよく知っています。何年にもわたる自然観察会の記録やそれを通じて地元の方々間に生まれた海上の森の自然のすばらしさへの評価、これはアセスメントにも生かされなければいけません。

また、日本自然保護協会がかなり詳細な調査を

○国務大臣(石井道子君) 環境庁は、今後具体的な万博アセスの実施時期とかあるいは実施主体、そして手続等の詳細な面について決定をしていくわけでございますが、できるだけ通産省とも十分に協議をしていきたいというふうに思ひます。

そして、先ほどの環境問題に対します専門的な知識を持っている方々、その方々をやはり育成していく必要があるというふうにも思ひますが、そういう面については中央環境審議会の答申においても「環境影響評価を支える基盤の整備」ということで指摘をされているところでもございませうので、今後責務の一環として取り組まれていくものであるというふうに思ひます。

環境庁といたしましては、これまでアセスメントの実務者等の方々を対象にいたしました研修をいたしましたり、調査を行うときには有用なマニュアル等の情報提供に努めてまいったところでもございませうので、今後もそのような人材育成、確保に積極的に取り組んでいきたいと思ひております。

○末広真樹子君 アセスメントの信頼性の確保は情報公開に尽きると思ひます。審査過程と判断根拠の公表、そしてそれを国民に向かって説明する責任がございませう。当然、報告書の作成に当たってはコンサルタント会社名と所在地、担当者氏名及び立案に関与した人の氏名、所属を明記して、責任の所在を開発事業者名とともに明記する必要があると思ひますが、環境庁としては実行させる

べく努力していかれるのでしょうか。

もう一点、だれでも世界のどこからでもアクセスできるようにインターネット等による広い情報公開と責任者名の義務づけ、この二点、ちょっと時間がなくなってきましたので、とんとんとお願ひします。

○政府委員(田中健次君) アセスメントの信頼性の確保を図るというのを目的にいたしまして、法案の十四条一項八号におきまして、環境影響評価の全部または一部の委託を受けた者の氏名、住所の記載を求めているところでございます。

それから、インターネット等の情報公開でございます。アセスメントが適切に行われるためには、中環審の答申でも指摘をされておりますように、アセスメントに関する情報が体系的に整備されて、関係者がその情報を容易に入手することが可能となるような基盤の整備をすることは重要でございます。このために、環境庁では、平成九年度から環境影響評価情報支援ネットワーク事業というのを開始いたしました。過去の環境影響評価の事例あるいは調査等の技術的手法に関する情報をインターネットを通じて提供することも含めまして、情報提供のあり方の検討に着手をしておりますところでございます。これを踏まえまして、この面にも適切に対応してまいりたいと、こういうふうに考えております。

○末広真樹子君 まことに前向きで結構かなと思ひます。

また、地方分権が進む中で地方自治体の判断と政府の判断とで結論が異なる場合が出てくるんじゃないかと思ひますが、こうしたときに第三者の専門機関の存在が必要になるんじゃないかなと思ひます。今でさえ石井長官は各省庁との間で大変苦勞をなさっているし、この間、推察されるのでございますが、この際は第三者機関の設立が望ましいんじゃないかなと。ちなみにアメリカではCEQという環境諮問委員会というのがこれに当たると思ひますが、我が国においても自然保護とアセスメント制度の質的向上のためのC

EQ委員会というのを総理の諮問機関として設置してはどうでしょうかというのが私の提案です。具体的な業務としては、我が国のアセスメント制度を常に監視して、施行規則にかかわる細則を用意し、求めに応じて判断して制度改善のための勧告を行うなどの権限を与えることが望まれます。これに關しまして、石井環境庁長官の御意見を聞かせください。

○国務大臣(石井道子君) ただいまアメリカにおけるシステムについてお話がありましたけれども、我が国におきましては、このアセス法の運用、改善また個別案件の第三者的な立場からの審査というものは環境行政の総合的な推進を任務とする環境庁が責任を持って行うことが適当であると考へます。法案が成立をした上は、基本的事項の策定とか、また環境影響評価書についての意見提出などを通じまして、実効ある環境影響評価が行われますように、環境庁として法の運用に万全を期していきたいと思つております。

○末広真樹子君 万博が開催されるかどうかということが大事なのではなくて、そのことを想定してどれだけのことが我々ではできるのか、あるいはやろうとしているのか、そういうお互いの意思確認がこのアセス法案というものについて考えるときにとても大切なのだと思ひます。

そして、環境庁というのは、先ほどもちょっと触れましたが、所管の事業省庁にとっては何か言うとか政治生命がなくなるよとかという、そういう目で見られるというのは大変つらい。そういう意味でも、第三者機関というのがあった方がいいんじゃないかなと私は感じました次第でございます。過去、押し引き戻されてきた難産だったアセスメント法に限りない力と魂が注ぎ込まれ、私たちの命のとりで、地球環境と自然保護に向けて大きな一歩を踏み出すことを願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

○有働正治君 本日は、私が予算委員会と並行審議になりました、途中中座させていただき、各委員の発言を全部聞くことができませんでした。お許しただきたいと思ひます。このため質問のダブリ等がございましたらお許しただきたいと思ひます。また、質問の順番を各党理事、委員の御高慮によりまして一番最後に回させていただきます。して本当にありがとうございました。まずお礼申し上げます。

(委員長退席、理事大淵純一君着席)

まず一つ目の問題、諫早湾の問題をめぐります。一、二お尋ねいたします。

一つは、諫早湾の堤防閉め切りに伴ひまして調整池の水質悪化が重要な問題になっているようでありますが、環境庁としてその実態を今日の時点でどう把握しておられるのか。COD濃度その他かなり、二倍を超すとかマスコミでも報道され始めています。二倍を超すとか、こういう事態もあるのかを含めまして、簡潔に御説明いただきたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) 環境の変化に伴ひまして調整池の水質がかわつてまいります。まず、私どもでは監視を徹底的にやるという方向で臨んでおります。

現況でございますけれども、瞬間風速でありまして、今先生御指摘ありました有機汚濁の代表的指標CODについて見ますと、過去三年ぐらひの平均値が、平均値といいますが幅がリットル当たり二ミリグラムから五ミリグラム程度でございます。先週の一ポイントでの数字が七ミリグラム・パー・リットルというふうな状況になっております。それから富栄養化の原因物質でございます窒素やリンにつきましても濃度の上昇が見られるところでございます。

ただ、ちょうどまだ作業をしておりますし、塩水から淡水への移行期でもございますので、なかなか評価は難しいという状況にございます。○有働正治君 かなり高くなつていいます。そこで、環境庁、お願いでございますけれども

も、具体的なデータを刻々資料として御提出願ひたい、そしてまた、当委員会にも、委員会所管の事案でもございますから、きっちりデータをお示しいただきたいと思うのでありますが、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(渡辺好明君) 調査の結果のデータを速やかに公表する、その点については異存はございません。

ただ、技術的な問題、御案内のとおり、水質の検査というのは機械化をされておらずに、サンプルをとるにしても分析をするにしても人の手と目と勘といひますか、そういうことでございまして、突合に多少時間はかかりましても、精度化をした上でデータを公表したいと思つております。

当委員会への提出等につきましては委員長の御指示に従いたいと思つております。

○有働正治君 委員会は委員会としてですけれども、私にもきつちりいただきたいたいということでございます。

それから、これは質問もあつたやに聞き及んでおりますけれども、けさの朝日新聞で、水門をあけていただきたいたいというのが全国世論調査によりまして五八％で、あけない方がよいという一二％に比べまして過半数を超えて高いという状況であります。

これは一つの世論調査でございますけれども、この水門をあけるという調査結果につきまして、一つのデータとして長官はやはり重く受けとめるべきではないかと思つておりますけれども、この点についての所見を求めます。

○国務大臣(石井道子君) 新聞におきます世論調査の結果が出ておまして、そのことにつきましては、環境庁といたしましては、この事業については今までも……

○有働正治君 いやいや、それじゃなくて世論調査の結果についてだけいいんです。もうそういうことはわかっていいますから。

○国務大臣(石井道子君) この問題につきましては、いろいろと考え方があるかと思いますが、環境庁の立場としては、今後環境の状況の変化にも十分に目配りをしながら、適切な対応を図っていく必要があると感じているところでございます。

○有働正治君 私は、この世論調査で五八％、水門をあけるが三分の二近くあることについて、長官よろしいですか、このことは拝見されておられると思うんですけれども、これについてどう受けとめておられるか。世論としてこういうのがあつて、過半数を超えているというところは私は大事じゃないかと思うので、その点についての所見、それだけで結構なんです。あとのことは今までの繰り返しなんです、そんなことを聞くなんて毛頭思っていない。長官自身のお言葉で、事前にも連絡してあるんです。

○国務大臣(石井道子君) この数字、ちょっと私はまだ十分に分析してないのでございますが、長崎県とそうでない方とか、いろいろと調査の対象になられた方の考え方が反映されているというふうに思いますが、この内容につきましては、また十分に分析する必要があるというふうに思います。

○有働正治君 そんな答弁じゃ困るんですよ。

(理事大瀨絹子君退席、委員長着席)

事前にもこういうことで御質問いたしますと御丁寧に私は申し上げた上に、それほど分析するものじゃないんですよ。それについて分析してみなくちゃ答えがでないんじゃないですか、だんだん怒りますよ。

○国務大臣(石井道子君) この調査の結果について、見直しとか中止の要望がいろいろと自然保護団体を初めとして多くの方々からも寄せられている。そして、その点については十分承知をしているところでございます。

これから環境庁の意見の今までの実施状況とか、あるいは環境モニタリングの結果を踏まえ

て、これからの事業についての環境保全に対して必要に応じて関係機関に働きかけていきたいと思っております。

○有働正治君 これだけの、つまり現地もそうなんです、全国的にもそうなんだという結果であるわけですから、今までの環境庁の意見は十分で問題ありと、根本的問題があると、私はこういう認識なんです。

だから、主権者は国民なんです。それに基づいて意思を尊重して仕事をするのが行政の責任だと。そういう点からいって、重く受けとめて対応すべきだと思つて質問しているわけでありまして、それで、話を進めます。

もう一つお尋ねしたい問題は博多湾の和臼干潟の問題でございます。ここに對して長官意見書を出されています。つまり、人工島の建設等々、工期十年のうち三年経過して仕事が始まると進められているわけでありまして、その意見書の概要、水質保全、下水道整備等、あるいは鳥類等の保全等、述べられている内容を簡潔に御説明くださいます。

○政府委員(田中健次君) 博多港内の公有水面埋め立てにつきまして、平成六年の四月八日付で、公有水面埋立法に基づきまして、運輸大臣に対して環境庁意見を申し述べたところでござい

ます。その意見の概要は、一つは、下水道の整備及び高度処理の導入を計画的かつ確実に実施をして水質の保全を図ること。二つ目が、本埋立地周辺の和臼干潟とその前面海域は、希少な鳥類を含む多くの渡り鳥が飛来をいたしまして、また、多様な生物が生息する国際的に重要な湿地となっていることにかんがみ、自然環境を将来にわたり積極的に保全するための方策を講ずること。埋立地の施設整備に当たっては、周辺景観との調和に配慮をすること。それから、工事中及び埋立地の利用時における環境監視を組織的、計画的に実施することともに、工事中段階で環境影響評価の予測結果についてレビューを行うこと等でございます。

○有働正治君 レビューを行った後、「埋立工事の工程等の変更を含め環境保全上必要な措置を講ずること」ということも入っているんじゃないでしょうか。入っているかないかだけ言ってください。肝心なところを抜かすからダメなんです。

○政府委員(田中健次君) 入っております。

○有働正治君 ちゃんと大事なところは答弁してもらいたい。

建設省に聞きます。

下水道高度処理状況は万全の体制で今進行しているのではありませんか、事実関係。

○説明員(橋本健君) 御笠川・那珂川流域下水道に関する六市町につきましては現在の普及率は九三％でございますが、多々良川流域下水道につきましては六町ございまして、平均普及率が一四％ということで、今後とも普及率の向上を図っていく必要があると考えております。

それから、この二つの流域下水道では、博多湾の水質保全を図るために必要な、窒素、燐の除去のための高度処理というものは現在実施されてお

りません。しかしながら、一方、平成八年度に博多湾の窒素、燐に係る環境基準の類型指定がなされた、このことを受けて、現在、福岡県当局におきまして高度処理導入についての検討を行っているというところでございまして、福岡県より今後の高度処理の事業化について相談があれば、建設省としても支援してまいりたいと考えております。

○有働正治君 環境庁にお尋ねします。

先ほど運輸省に對しての意見書を述べられた。その意見書の内容からいって、今、建設省の進行状況から見まして意見書どおりに進行しているという認識なのか。その点まだ不十分と、もっと努力すべきと、そこらあたりの認識についてお尋ねします。

○政府委員(田中健次君) 私どもが意見を申し上げて、平成六年七月から工事が開始されておるところでございます。

しては、公共下水道、これは普及率が向上をしておりますとともに高度処理施設の整備を行っております。

それから、和臼干潟とその前面海域それから埋立地の野鳥公園を含みますエコパークゾーンの整備基本計画も策定をされております。

それから、工事中の環境監視については、地元環境モニタリング委員会ができておまして、水質、大気、騒音、振動、海生物、鳥類等の調査を実施して、工事前と比較をして大きな変化は見られないという取りまとめ結果が出ております。

こういう状況報告を受けているところでございまして、環境庁といたしましては、地元自治体で環境庁意見を踏まえた環境対策が実施されておるといふふうに現在考えておりますが、今後も確実な対応がなされていくものというふうに考えております。

○有働正治君 驚くべき答弁であります。

建設省は、事実関係として、御笠川、那珂川流域の下水道、これは九三％とおっしゃいましたが、問題の高度処理はなされていないと言っているわけでありまして。

もう一方の多々良川流域、これは湾奥部の多々良川流域が非常に影響を受けるわけでありまして、ここで高度処理はされていると言われているけれども、これは汚れを取るといふ処理にすぎないわけで、問題の窒素、燐についての高度処理は実施されているという認識でしょうか、環境庁。

実施されていないはずであります。しかも、下水道普及率は一四％だと思ひます、先ほどの答弁。これを確認します。確認できますか。

○政府委員(田中健次君) 私どもが報告を受けておりますのは自治体の対応でございますが、平成八年度末におきます福岡市の公共下水道の普及率は九八％というふうに順調に伸びておると、こういうことでござい

それから、高度処理の導入につきましても、平

成十二年度までに全公共下水道に導入することとして施設整備に着手して、八年度末で四カ所の処理センターで稼働を開始しておると、こういうふうな報告を受けております。

○有働正治君 それに窒素、磷などの高度処理は多々良川水系で高度処理入っていますかというところを私は聞いています。一般論じゃないんです。答弁しない。そんなあなたいいかげんな自治体の報告をうのみにしているんじゃないんだ。全くなっていない。わからないうち、きちんと後で調べて報告しない。

○政府委員(田中健次君) 失礼しました。

私も自治体の方から報告を受けておたわけでございます。先生の御指摘もございましたので、さらに精査をいたしたいと思います。失礼いたしました。

○有働正治君 これは、つまり意見を言いつ放し、自治体からペーパーを、福岡市全体で九八%だから結構ですと、こんなのはほんとした報告で環境行政が務まると思います。水質汚染に一番影響のある、あるいは環境破壊にかかわるもの、窒素、磷とか、もう一方の川は高度処理の見通しもないんですよ。だから長官、意見の言い放しでなく、局長もおっしゃられましたから、実態をつかんで、そして必要があれば意見を述べるということで対応願いたいと思うのであります。いかがですか。

○国務大臣(石井道子君) 承知いたしました。

○有働正治君 国設鳥獣保護区にここをすることを意向が環境庁におありかと思えますけれども、その点だけ確認を求めます。

○政府委員(澤村宏君) 現在、環境庁におきましては、この博多湾に国設鳥獣保護区を設定することについて考え方を示しているところでございます。

○有働正治君 そこで、長官、先ほど調べて必要があればというお話がございました。その中で実はこの和臼干潟、これは非常に重要な干潟であります。私も何度もここは現地調査に行きました

し、クロツラヘラサギ等々、重要、希少の鳥が渡り鳥としてここを中継地に、そのほか一万羽、種類としては日本一ではないかと言われるところであります。そこに実は都市計画道路が干潟をどんと通ると。それから、その後の後背地も道路建設の残土捨て場等々の計画があるようなんで、こうなりますと、私は、諫早もつぶされ、和臼もつぶされ、北九州の曾根もつぶされようと、熊本の八代もつぶされようという計画があるんです。日本一の干潟が残っている九州が次々につぶされて、諫早を突破口にして自然破壊が大々的に進むと。二十一世紀に向けてそういう事態が進みかねない。こういう事態でありますから、そういう問題もよくつかんできちっと必要な協議、指導をやって、意見を述べるとききちっとやっていただきたいということを再度長官お願いします。

○国務大臣(石井道子君) 和臼干潟につきましては、シギ、チドリ等の類を初めとする大変渡り鳥の渡来地としては重要な地域と認識をしております。そして、御指摘の都市計画道路の問題につきましては、アイランドシティ整備事業計画に含まれるものではなくて、道路自体の審査を行っているというところでございまして、道路規模等からは環境庁が関与しない案件でございまして、しかしながら、和臼干潟とその前面海域が国際的にも重要な湿地となっておりますので、公有水面埋め立てに係る環境庁長官意見の中で、鳥類等の生息環境として将来にわたって積極的に保全する旨を申し述べたところでもございまして、これを受けて、地方公共団体におきましても現に保全をするということを確認にしているところであります。御指摘の道路が和臼干潟の保全に支障を及ぼさないよう適切な検討が行われるものと認識をしております。

本件につきましては、環境庁が関与する立場にはありませんけれども、やはり地元公共団体の求めに応じまして、環境保全面の相談にあずかっていきたいというふうに思っております。

○有働正治君 本日に驚くべき認識だということだけはよくわかりました。だから私は問題にしているものでありまして、環境庁の意見の上からいっても問題ありという立場から、先ほどの実情をつかんで必要があれば意見と、私の指摘も念頭に置いて対応願いたい。

そこで私、話を進めますけれども、問題は、環境庁はいろいろ意見は言うけれども、実際上はこの意見どおりに進んでいます。先ほどの答弁どおりの全く驚くべき形で次々に環境破壊、自然破壊が行われる、ここにどうメスを入れるかという問題が一つあると思うんです。

そこで、これとの関係で、法案との関係で、第三十三条第二項第二号、第三号で「対象事業の実施による利益」という文言が入っているわけでありまして。そうしますと、アセスはやるけれども、意見は述べるけれども、例えば運輸省なら運輸省の事業の利益、あるいは通産省なら通産省の利益という、これが優先されて、結局いわば一種の経済との調和事項みたいなことでどどんと実際上は開発優先でいくのではないかなという市民団体、環境団体等々の強い懸念があるわけでありまして。そこで、この第三十三条第二項第二号、第三号についての環境庁としての基本的な見地、そういう意見についてどういう所見なのか、基本的な見地をまず伺います。

○政府委員(田中健次君) 法案の第三十三条、これはいわゆる横断事項と呼ばれるものでございまして、事業に関する個別法の免許等の審査に当たり、アセスメントの審査の結果をあわせて判断をして処分すべきことを規定いたしましたものでございまして。これまでは行政主導でございまして、環境影響評価の結果を個別の事業法の許可認可に反映できなかったというところでございまして、今回この規定によりましてあわせて判断をして許可認可がおりる、こういうことになったものでございます。

ところで、この免許等に関する法律の規定にはさまざまな態様がございまして。今申し上げました効果を、これらの規定に対しましてこの第三十三条

で横断的に付与するためには、この許可認可等に関する法律の規定のタイプに応じて条文を書き分ける必要があるわけでございまして、法案の第三十三条第二項には一号から三号までの規定が置かれておるところでございまして。

一号につきましては、一定の免許等を行う旨の基準が定められている場合でございまして。二、三号それぞれ三、四号の免許の振り分けにつきましては、これは二、三号は一定の基準に該当している場合には免許等は行わない、こういう整理でございまして。それから第三号は、免許を行うか行わないかの基準を法律で定めがないという場合でございまして。一号の場合には、要件に該当すれば免許を与え、こういうことでございまして。したがって、第二号及び第三号の「対象事業の実施による利益」という表現、文言は、これは当該免許等に当たりまして、従来から考慮をされております環境以外の利益のうちで免許等を行うことによってたらされるものを指しておるわけでございまして、この規定によりまして、こうした環境以外の利益に加えてアセスメントにより明らかにした環境への影響も考慮して免許等の判断が行われることを主務大臣において求められるものでございまして。

これによりまして、仮に本規定がない場合には個別法の審査におきまして、この利益がより重く判断されることによつて免許等が行われるようなケースにつきましても、アセスメントの審査の結果が考慮されまして環境配慮が徹底されることになるわけでございまして。

このように「対象事業の実施による利益」、この文言を法案に位置づけましたのは、こうした対象事業の実施による利益に加えて、環境審査の結果を考慮して判断すべきことを明示する必要があったためでございまして。

いづれにいたしましても、これまでの免許の要件に環境の審査の結果を反映させるということ、これは免許の態様、形態が違いますが、一号、二、三、四号に書き分けておりますけれども、

第一号の趣旨と第二号、第三号は全く同一のものでございまして、その点御理解をいただきたいと思ひます。

○有働正治君 結論的に言いますと、免許等において環境配慮を徹底しなくちゃいけないということとを明文化していると、端的にいいまして、ということでしょうか、今の説明で言つと。

○政府委員(田中健次君) 免許等の要件のほかに、環境影響評価を行いましたその結果をあわせて総合的に判断して免許を与える、こういう趣旨でございします。

○有働正治君 あわせて云々というところ、やっぱり両方をてんびんにかけられて事業の利益ということが優先されて進行されかねないという懸念が残つていくわけです。免許等においての環境配慮をきっちり徹底するという趣旨であることは間違いないでしよう。

○政府委員(田中健次君) 三十三条二項の第一号のところに、法文の表現といたしましては「審査の結果を併せて判断するもの」ということになつておりますが、精神としては今言つたようなこととでございします。

○有働正治君 ですから、誤解を与えかねないようなその部分というのは私は削つた方がすっきりすると。もういろいろ説明されるよりも、私はそういう懸念なきにしもあらずというの、環境配慮ということとをきっちり、しかもアセスメント法という法案ですからそのことを明記して、きっちりそれで貫き通すということが大事じゃないかということをお主張しておきます。

それともう一つ、環境庁として今回の法案に基づいていろいろ意見を述べるといふことになるわけですが、問題は、その意見が本当に拘束力を持つような、そしてそれが担保されるようなものとして重みを持つかどうかと。

従来、今までだったら意見は言う、実際上は言つただけであつて後は先ほどの答弁しかり、この間の実態しかりのように開発優先で、全然効力

はないとは申しませんが、いろいろ修正されたり幾つかの点はあると。これは私も承知していますけれども、往々にして全体としてはそういうことになるわけですが、問題は、環境庁長官の意見が、きつちりとこのことを満たさなければ環境上問題があるから許可してはなりませんよというようなことを含めて強い拘束力を持ったものとして意見を出す。そして、そのフォローアップその他もきつちりやつていくべし、そして実効力をちゃんと担保するということが大事だと思ふんですけれども、この点についての長官の所見はいかがでしようか。

○国務大臣(石井道子君) このたびの法案の中に盛り込まれました「環境庁長官の意見」につきましては、環境保全行政を総合的に推進する責任を持つている立場から述べられるものでありまして、主務大臣等に十分に重みを持つて受けとめられるべきものであると考えております。

環境庁長官が述べた意見は、主務大臣等が免許等の審査を行うに当たりまして十分反映され、そして仮に環境上の問題があれば免許等の拒否、または条件の付加ができることとなつておりますので、十分実効性のある仕組みとなつていふと考えております。

環境庁といたしましても、適切な意見形成に努め、そして事業について、環境の保全のための適正な配慮が確保されますように努めていく所存でございします。

○有働正治君 最後に一点だけ。

ですから、その際、環境庁の意見として、これほど大事な問題が環境上あるということ、したがつてこれをもう十分考慮しなければ許可すべきでなしと、そういうことを文言としても入れるというぐらひはつきりしないと、意見は言いつ放しとなりかねないから私は心配しているわけで、そういうことを含めて対応されることを求めるわけでありまして、その点にだけ、長官。

○国務大臣(石井道子君) その点につきましては、十分に実効性のある仕組みができるというふう

うに思つております。

○有働正治君 時間ですから、終わります。

○委員長(渡辺四郎君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後六時二分散会